

自 令和4年4月 1日  
至 令和5年3月31日

# 第1 事務報告

## A 会務（総括）報告

### 1 総会・理事会・各種会議の開催状況等

令和4年度における本会の通常総会をはじめ理事会、委員会、その他関係する各種会議の開催状況は次のとおり。

#### (1) 第79回通常総会

ア 日時・場所：令和4年6月22日（水）・13:30～、明治記念館「蓬莱の間」及びweb 併用  
イ 来 賓：次のとおり（\*印は、挨拶をいただいた来賓）

*農林水産省 消費・安全局長	小 川 良 介
農林水産省 大臣官房審議官 兼 消費・安全局付 兼 輸出・国際局付	熊 谷 法 夫
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課長	郷 達 也
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 畜水産安全情報分析官	吉 田 和 弘
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐	白 尾 紘 司
農林水産省 経営局 保険監理官	谷 睦 枝
*環境省 自然環境局長	奥 田 直 久
環境省 自然環境局 総務課長	関 谷 毅 史
環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室 指導調整専門官	浅 利 達 郎
*厚生労働省 大臣官房 生活衛生・食品安全審議官	武 井 貞 治
厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課長	三 木 朗 紀
厚生労働省 健康局 結核感染症課 感染症情報管理室長	今 川 正 紀
*文部科学省 大臣官房審議官（高等教育局担当）	里 見 朋 香
文部科学省 高等教育局 専門教育課 教育振興係	北 田 菜 摘
*自由民主党 衆議院議員	森 英 介
*公明党 衆議院議員	古 屋 範 子
公明党 衆議院議員	河 西 宏 一
*自由民主党 参議院議員	自 見 はなこ
自由民主党 麻生太郎衆議院議員 秘書	野 田 友 視
*公益社団法人 日本医師会 会長	中 川 俊 男
東京大学 農学部 副学部長・獣医学専攻長	堀 正 敏
酪農学園大学 副学長	高 橋 俊 彦
日本大学 生物資源科学部長	丸 山 総 一
麻布大学 学長補佐	村 上 賢 彦
公益社団法人 中央畜産会 専務理事	強 谷 雅 彦
公益社団法人 日本装蹄協会 会長	佐 藤 浩 二
公益社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長	池 田 一 樹
公益社団法人 日本動物病院協会 会長	川 田 睦 修
公益社団法人 日本愛玩動物協会 常務理事	水 口 成 郎
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会 会長	宮 島 信 美
一般社団法人 全国動物薬品器材協会 事務局長	織 田 信 美
一般社団法人 日本小動物獣医師会 会長	長 崎 淳 一

公益社団法人 日本獣医師会 顧問

酒 井 健 夫

ウ 議長・副議長：議長 篠原公七（香川県獣医師会会長）  
副議長 春名章宏（岡山県獣医師会会長）

エ 議 事：

- 第1号議案 令和3年度 事業報告の件（報告事項）
- 第2号議案 令和3年度 決算の件（承認事項）
- 第3号議案 令和4年度 事業計画の件（報告事項）
- 第4号議案 令和4年度 予算の件（報告事項）
- 第5号議案 令和4年度 会費及び賛助会費の件（承認事項）

## （2）理 事 会

《第1回》

ア 日時・場所：令和4年6月1日（水）・14:00～、日本獣医師会・大会議室及びweb併用  
イ 議 事：

[決議事項]

- 第1号議案 令和3年度事業報告及び決算に関する件
- 第2号議案 第79回通常総会に関する件
- 第3号議案 「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領」の一部改正に関する件

[説明・報告事項]

- (ア) マイクロチップ装着・登録の義務化後の対応に関する件
- (イ) 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会及び第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催に関する件
- (ウ) 愛玩動物看護師法施行後の対応に関する件
- (エ) 政策提言活動等に関する件
- (オ) 令和4年福島沖地震及びウクライナ紛争における被災動物救護等に対する支援等に関する件
- (カ) 部会委員会に関する件
- (キ) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- (ク) その他

[その他の報告・連絡事項]

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件
- (ウ) その他

《第2回》

ア 日時・場所：令和4年6月22日（水）・10:30～、明治記念館「鳳凰の間」及びweb併用  
イ 議 事：

[協議事項]

- 第79回通常総会対応に関する件

[説明・報告事項]

- (ア) 改正動物愛護管理法における販売用犬猫に対するマイクロチップの装着・登録の義務化に関する件
- (イ) 愛玩動物看護師法の施行・運用に関する件
- (ウ) 愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する件
- (エ) 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会及び第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催に関する件
- (オ) 令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等に関する件
- (カ) その他

[その他の報告・連絡事項]

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件
- (ウ) その他

《第3回》

ア 日時・場所：令和4年9月21日（水）・13:30～、日本獣医師会・大会議室及びweb 併用  
イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 賛助会員入会に関する件

〔説明・報告事項〕

(ア) 第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会及び第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会  
(令和4年度)の開催等に関する件

(イ) 獣医療広告制限の見直しに関する件

(ウ) 政策提言活動等に関する件

(エ) 令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等に関する件

(オ) 野口英世アフリカ賞に関する件

(カ) 令和4年度動物愛護週間中央行事及び2022動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件

(キ) 特別委員会及び部会委員会に関する件

(ク) 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

(ケ) 改正動物愛護管理法における販売用犬猫に対するマイクロチップの装着・登録の義務化に関する件

(コ) その他

〔その他の報告・連絡事項〕

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(ウ) その他

《第4回》

ア 日時・場所：令和4年12月15日（木）・14:00～、日本獣医師会・大会議室及びweb 併用  
イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 諸規程の制定等に関する件

〔説明・報告事項〕

(ア) 中間監査結果の報告に関する件

(イ) 第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会及び第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会  
(令和4年度)に関する件

(ウ) FAVAワンヘルス福岡オフィスの開設に関する件

(エ) アジア獣医師会連合(FAVA)会長就任祝賀会に関する件

(オ) 改正動物愛護管理法における販売用犬猫に対するマイクロチップの装着・登録の義務化に関する件

(カ) 飼養豚への豚熱ワクチン接種に関する件

(キ) 令和4年度「野口英世アフリカ賞」寄付金に関する件

(ク) 役員改選に関する件

(ケ) 第38回世界獣医師大会(台北)への参加登録に関する件

(コ) 獣医療広告制限の見直しに関する件

(サ) 特別委員会及び部会委員会に関する件

(シ) 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

(ス) その他

〔その他の報告・連絡事項〕

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(ウ) その他

《第5回》

ア 日時・場所：令和5年3月22日（水）・13:30～、日本獣医師会・大会議室及びweb 併用

イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 令和5年度事業計画及び収支予算書等に関する件

第2号議案 諸規程の一部改正等に関する件

第3号議案 賛助会員の入会に関する件

〔説明・報告事項〕

(ア) 令和4年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

(イ) マイクロチップ装着・登録の義務化に関する件

(ウ) 第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会の開催等に関する件

(エ) FAVA ワンヘルス福岡オフィスの設置に関する件

(オ) 獣医学術学会年次大会に関する件

(カ) 政策提言活動等に関する件

(キ) 第1回愛玩動物看護師国家試験の実施に関する件

(ク) 令和5年度役員改選に関する件

(ケ) 令和5年度職域別部会委員会委員委嘱手続スケジュールに関する件

(コ) 令和5年度動物愛護週間中央行事及び2023動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件

(サ) 認定・専門獣医師制度(農場管理専門獣医師を含む)への取組みに関する件

(シ) 遠隔獣医療技術向上・普及体制構築への取組みに関する件

(ス) 特別委員会及び部会委員会に関する件

(セ) 2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等への支援に関する件

(ソ) 公益社団法人日本獣医師会 蔵内勇夫会長のアジア獣医師会連合(FAVA)会長 就任祝賀会に関する件

(タ) 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

(チ) その他

〔その他の報告・連絡事項〕

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(ウ) その他

以下より(\*web開催、\*\*web併用)とする

- (3) 監 査 5月31日～6月1日(令和3年度決算)\*\*、12月15日(令和4年度中間)
- (4) 業務運営幹部会 4月27日、5月20日\*\*、6月13日\*\*、7月14日\*\*  
8月25日\*\*、9月8日\*\*、10月13日\*\*、11月25日\*\*  
12月22日、1月25日\*\*、2月13日、3月10日
- (5) 役員候補者推薦管理委員会 12月2日
- (6) 全国獣医師会会長会議 4月27日\*\*、9月30日
- (7) 全国獣医師会事務・事業推進会議 7月15日\*\*
- (8) 特別委員会関係  
ア マイクロチップ普及推進検討委員会 5月18日\*、6月20日\*、9月13日\*  
(小動物臨床委員会と合同開催)  
イ ワンヘルス推進検討委員会 2月2日\*\*
- (9) 部会(部会委員会運営事業)関係  
ア 産業動物臨床部会  
産業動物臨床・家畜共済委員会 11月1日\*\*、1月31日\*\*

- イ 小動物臨床部会  
小動物臨床委員会 5月18日\*、6月20日\*、9月13日\*  
(マイクロチップ普及推進検討委員会と合同開催)
- ウ 動物福祉・愛護部会  
学校動物飼育支援対策検討委員会 2月15日  
日本動物児童文学賞審査委員会 8月8日\*
- エ 職域総合部会  
総務委員会 12月26日\*\*  
女性獣医師活躍推進委員会 5月17日\*\*、10月14日\*\*  
日本獣医師会雑誌編集委員会 4月12日\*\*、6月7日、8月9日\*\*、10月5日\*\*、12月6日\*\*、2月8日\*\*
- オ 職域別部会関係部会長会議 2月13日\*\*

#### (10) 学会(獣医学術学会事業)関係

- ア 獣医学術近畿地区学会 8月21日
- イ 獣医学術中部地区学会 8月28日
- ウ 獣医学術北海道地区学会 9月1日
- エ 獣医学術中国地区学会 9月3日～4日
- オ 獣医学術関東・東京地区学会 9月4日
- カ 獣医学術九州地区学会 9月4日
- キ 獣医学術四国地区学会 9月11日
- ク 獣医学術東北地区学会 9月16日
- ケ 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(福岡) 11月11日～13日
- コ 生命倫理小委員会 1月27日\*

#### (11) その他の会議関係

- ア 獣医学実践教育推進協議会 10月31日\*\*、2月14日\*\*、3月27日\*\*
- イ 豚熱等家畜伝染病対策検討委員会 1月23日\*\*

#### (12) 獣医事対策等普及啓発活動事業関係

- ア マイクロチップ義務化に関する情報システム検討会(環境省) 4月1日\*、4月8日\*、4月15日\*  
4月22日\*、5月6日\*、5月13日\*、5月20日\*、5月27日\*
- イ マイクロチップ義務化に関する制度設計検討会(環境省)  
4月4日\*、4月11日\*、4月18日\*、4月25日  
5月2日\*、5月9日\*、5月16日\*、5月23日\*、5月30日\*
- ウ 改正動物愛護管理法に基づくソフトウェア開発委託個別契約に係るステアリングコミッティ 4月11日\*
- エ 動物愛護週間中央行事プログラム委員会 4月12日\*、7月27日\*、8月31日\*
- オ マイクロチップ義務化に関する紙運用に係る業務報告会  
4月6日\*、4月12日\*、4月19日\*、4月28日\*  
5月10日\*、5月18日\*、5月24日\*、5月31日\*  
6月14日\*、6月21日\*、6月28日\*  
7月5日\*、7月19日\*、7月26日\*  
8月2日\*、8月10日\*、8月16日\*、8月23日\*、8月30日\*  
9月6日\*、9月13日\*、9月20日\*、9月27日\*  
10月4日\*、11月8日\*、12月6日\*  
1月18日\*、2月9日\*、3月8日\*
- カ マイクロチップ義務化に関するシステム第三者検証会議(環境省) 5月12日\*～31日\*
- キ マイクロチップ義務化に関するコールセンター業務に関する検討会  
4月6日、4月13日、4月28日、5月13日\*、5月25日\*
- ク 改正動物愛護管理法に係る犬猫のマイクロチップ装着等義務化に関する説明会 5月19日\*

- ケ マイクロチップ義務化に関するシステム稼働後日時定例会(環境省) 6月1日\*~8月5日\*
- コ 2022 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”日本獣医師会/日本獣医学学生協会スタッフ打合せ会議  
6月10日\*、7月6日\*、8月17日\*、9月12日\*、9月21日\*、9月28日\*
- サ マイクロチップ登録制度及び情報システムに係るラウンドテーブル(環境省)  
7月1日、7月20日、8月19日、9月13日、10月18日  
2月10日、3月7日
- シ 動物愛護週間中央行事実行委員会 7月8日\*、8月19日\*、3月14日\*
- ス マイクロチップ登録制度及び情報システムに係るラウンドテーブルに向けた事務レベル協議(環境省) 7月14日、8月5日  
9月7日、9月26日、10月6日、2月6日、3月3日
- セ マイクロチップ義務化に関するコールセンター業務報告会  
7月19日、8月16日、9月20日、10月17日  
12月19日、1月24日、2月21日、3月13日
- ソ マイクロチップ義務化に関する運用保守連絡会(環境省)  
8月8日\*、8月12日\*、8月15日\*、8月18日\*、8月22日\*、8月25日\*、8月29日\*  
9月1日、9月5日\*、9月8日\*、9月12日\*、9月15日\*、9月20日\*、9月26日\*、9月29日\*  
10月6日\*、10月13日\*、10月17日\*、10月20日\*、10月24日\*、10月27日\*  
11月2日\*、11月10日\*、11月15日\*、11月17日\*、11月24日\*  
12月1日\*、12月8日\*、12月15日\*、12月22日\*  
1月5日\*、1月12日\*、1月19日\*、1月26日\*  
2月2日\*、2月9日\*、2月16日\*、2月22日\*  
3月2日\*、3月9日\*、3月16日\*、3月23日\*、3月30日\*\*
- タ マイクロチップ義務化に関する運用保守月次報告(環境省) 8月9日\*、8月31日\*  
9月30日\*、10月24日\*、11月15日\*、12月15日\*、1月23日\*、2月15日\*、3月17日\*
- チ 動物愛護週間中央行事(屋内行事) 9月24日
- ツ 動物愛護週間中央行事(屋外行事) 10月1日
- テ 2022 動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day” 10月1日
- ト 動物個体識別登録システムバックアップサーバー稼働確認 10月21日
- ナ マイクロチップ義務化における狂犬病予防法の特例措置に係るワーキンググループ(環境省・厚生労働省)  
11月18日、12月26日、1月6日、2月28日

### (13) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業関係

- ア アジア獣医師会連合(FAVA)大会 青山事務所・赤坂事務所合同会議 4月5日\*、6月3日\*、8月22日\*
- イ アジア獣医師会連合(FAVA)大会 組織委員会 4月13日\*\*、6月13日\*\*、8月25日\*
- ウ アジア獣医師会連合(FAVA)執行部会議  
4月30日\*、5月14日\*、7月2日\*、8月6日\*、10月1日\*、10月29日\*、12月3日\*、1月21日\*、3月9日
- エ アジア獣医師会連合(FAVA)戦略プラン2021-2025 常設委員会報告会 5月14日
- オ アジア獣医師会連合(FAVA)バンコク事務所等訪問 5月23日~26日
- カ ワンヘルス及びアジア獣医師会連合(FAVA)大会に係る広報会議 6月1日
- キ アジア獣医師会連合(FAVA)大会 福岡県庁記者会見 7月7日
- ク アジア獣医師会連合(FAVA)大会 連絡会議 7月22日
- ケ アメリカ獣医師会(AVMA)視察 7月28日~8月6日
- コ アメリカ獣医師会(AVMA)総会 7月29日
- サ アジア獣医師会連合(FAVA)大会参加登録推進デスク対応 9月1日(北海道地区)  
9月4日(関東・東京合同地区学会)  
9月10日~12日(四国地区)  
9月16日(東北地区)
- シ Health & Nutrition Asia 出席等(タイ) 9月6日~11日
- ス 産業動物獣医師確保に係る懇談会  
(農林水産省、公益社団法人中央畜産会、公益社団法人全国農業共済協会、公益社団法人日本獣医師会) 9月29日

セ	アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会担当者会議 (福岡)	10月6日
ソ	アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会実務者会議 (福岡)	10月13日、10月28日
タ	アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会リハーサル、会場視察及び打合せ (福岡)	10月16日～18日
チ	アジア獣医師会連合 (FAVA) 代表者会議 (福岡)	11月9日
ツ	アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会エクスカージョン (福岡)	11月10日
テ	アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会 (福岡)	11月11日～13日
ト	アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会及び日本獣医師会獣医学術学会年次大会決算打合せ (福岡)	11月21日～22日
ナ	熊本地震ペット救援センター (九州災害時動物救援センター) 資産管理	11月28日
ニ	公益社団法人日本獣医師会 蔵内勇夫 会長 アジア獣医師会連合 (FAVA) 会長就任祝賀会	2月20日
ヌ	VIV アジア 2023 (タイ)	3月8日～10日

#### (14) アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

ア	第3期／第4期アジア地域臨床獣医師等総合研修 推進会議	8月9日*、1月25日*
イ	令和3年度事業に係る監査	8月18日*
ウ	フォローアップ研修 (スリランカ)	12月6日～12月8日
エ	フォローアップ研修 (宮崎大学)	1月23日～2月10日
オ	ビデオ教材撮影 (鹿児島大学)	2月13日～2月14日
カ	ビデオ教材作成 (宮崎大学)	2月28日～3月1日
キ	令和5年度研修応募者面接 (マレーシア)	12月1日*
ク	令和5年度研修応募者面接 (キルギス VSB-KR)	12月1日*
ケ	令和5年度研修応募者面接 (フィリピン)	12月2日*
コ	令和5年度研修応募者面接 (スリランカ)	12月4日
サ	令和5年度研修応募者面接 (キルギス KVA)	12月6日*
シ	令和5年度研修応募者面接 (ベトナム)	12月7日*
ス	令和5年度研修応募者面接 (モンゴル)	12月9日*
セ	令和5年度研修応募者面接 (インドネシア)	12月12日*
ソ	令和5年度研修応募者面接 (中国)	12月16日*
タ	令和4年度アジア地域臨床獣医師等総合研修事業修了式	3月23日

#### (15) 日本中央競馬会畜産振興事業

令和4年度アジア地域臨床獣医師等総合研修及びネットワーク構築事業 全体研修旅行	11月10日～21日
---	------------

#### (16) 農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業

ア	研修プログラム基準案作成・評価作業委員会	6月29日*、8月30日*、12月12日**、3月10日
イ	農場管理専門獣医師等認定・活動支援推進委員会	7月6日、3月23日
ウ	認定・専門獣医師協議会事業推進委員会	8月19日**、1月23日
エ	認定・登録管理システム検討委員会	8月30日*、12月16日**、3月17日*
オ	農場管理専門獣医師育成研修 (岩手大学・乳牛、岩手大学・豚、岩手大学・肉牛)	2月28日～3月1日、3月15日～17日、3月29日～30日
カ	事業評価委員会	3月30日*

#### (17) 獣医師福祉共済事業関係

ア	獣医師賠償責任保険中央審議会	4月7日、5月12日、6月8日、7月6日、12月8日、1月12日、2月2日、3月1日
イ	獣医師福祉共済事業 (賠償責任保険) 普及啓発	9月3日 (中国地区学会) 9月4日 (九州地区学会) 9月11日 (四国地区学会) 9月15日～16日 (東北地区大会・学会)

(18) 省庁等の委員会・検討会等（本会役職員が出席したもの）

ア	消費税インボイス制度に関する説明会（農林水産省）	4月21日*
イ	動物実験に係る勉強会（農林水産省）	4月26日*
ウ	次期感染症サーベイランスシステムの更改に向けた説明会（厚生労働省）	6月3日*
エ	次期感染症サーベイランスシステム工程管理・調達支援業務報告会議（厚生労働省）	6月27日*
オ	国際獣疫事務局(WOAH/OIE)連絡協議会（農林水産省）	6月30日*、12月1日
カ	酸化エチレン大気排出抑制対策調査検討会（環境省）	7月12日*
キ	次期感染症サーベイランスシステム報告会議（厚生労働省）	9月12日*
ク	獣医事審議会免許部会（農林水産省）	9月20日、12月13日
ケ	公益法人テーマ別セミナー（内閣府）	10月19日**
コ	中央環境審議会 動物愛護部会（環境省）	11月9日**、2月2日*
サ	全国畜産課長会議（農林水産省）	1月18日*
シ	動物衛生試験研究推進会議（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門）	2月7日
ス	牛トレサ(生産)業務の見直し等に係る進捗状況及び対応・処理方針についての説明会（農林水産省）	2月22日*
セ	EUにおける新たな動物用医薬品規則及びアニマルウェルフェア規則に関する説明会（農林水産省）	2月22日*
ソ	再審査制度の見直しに係る説明会（農林水産省）	2月27日
タ	野口英世アフリカ賞受賞者訪日招へい歓迎セレモニー（内閣府）	3月13日
チ	精液等システムに係る全国説明会（農林水産省）	3月28日*

(19) 地区獣医師大会関係

ア	近畿地区連合獣医師大会	8月21日
イ	中部地区獣医師大会	8月27日
ウ	北海道獣医師大会	9月1日
エ	中国地区獣医師大会	9月3日
オ	関東・東京合同地区獣医師大会	9月4日
カ	九州地区獣医師大会	9月4日
キ	四国地区獣医師大会	9月11日
ク	東北地区獣医師大会	9月15日

(20) 地方獣医師会関係（本会役職員が出席したもの）

ア	中国地区獣医師会連合会定期総会	4月14日
イ	関東・東京合同地区獣医師会理事会	4月17日、7月3日、2月26日*
ウ	四国地区会長会議・事務担当者会議	9月10日
エ	中部獣医師会連合会事務研修会	10月14日*
オ	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	10月20日～21日、2月2日
カ	政令指定都市及び東京都獣医師会連絡協議会	10月22日～24日
キ	狂犬病予防注射指定獣医師等研修会（岩手県獣医師会）	11月25日
ク	集合狂犬病予防注射実施者講習会（埼玉県獣医師会）	1月13日
ケ	獣医公衆衛生講習会（秋田県獣医師会）	2月15日

(21) 関連会議・行事（本会主催以外の会議等で役職員が出席したもの）

ア	第11回インターペット（一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会、メッセフランクフルトジャパン株式会社）	4月2日
イ	日本レスキュー協会佐賀県支部「MORE WAN」並びに大町災害支援拠点「soleil」落成式典	4月23日
ウ	公益社団法人畜産技術協会理事会	5月27日*、6月17日、3月9日
エ	公益社団法人中央畜産会理事会	6月8日、6月23日、3月15日**
オ	公益社団法人中央畜産会常勤役員候補者推薦委員会	6月8日
カ	公益社団法人畜産技術協会総会	6月17日
キ	一般財団法人生物科学安全研究所評議員会	6月21日



ク	公益社団法人中央畜産会定時総会	6月23日
ケ	一般社団法人日本家畜人工授精師協会定時総会	6月24日
コ	豚熱経口ワクチン導入全国協議会通常総会	6月27日
サ	獣医療提供体制整備推進協議会通常総会	6月29日*
シ	獣医療提供体制整備推進検討委員会	6月29日*、3月27日*
ス	犬猫適正飼養推進協議会会議役員会	7月23日*
セ	プライバシーマーク内部監査	7月25日
ソ	埼玉県狂犬病予防協会定期総会	7月27日
タ	GEA(地球環境行動会議)国際会議 2022 準備会合(勉強会)	7月27日、8月3日
チ	プライバシーマーク現地審査(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)	8月18日
ツ	全国大学獣医学関係代表者協議会	9月21日*、3月30日
テ	肉用牛流通多様化推進啓発普及事業専門委員会(一般社団法人日本家畜商協会)	9月22日
ト	預託事業運用体制検討委員会(一般社団法人日本家畜商協会)	9月26日、12月13日、1月30日、3月7日
ナ	公益社団法人日本動物用医薬品協会学術講習会	10月14日*
ニ	犬猫適正飼養推進協議会	10月22日*
ヌ	人事労務研修会(公益社団法人麻布法人会)	10月25日*
ネ	地球環境行動会議(GEA)国際会議	10月27日
ノ	ペット法学会定時総会及びペット法学会・学術集会シンポジウム	11月5日
ハ	「安心の未来」拡充運動全国 NOSAI 大会(公益社団法人全国農業共済協会)	11月24日
ヒ	新年賀詞交歓会(公益社団法人中央畜産会)	1月5日
フ	日本生協連・コープ共済連・医療福祉生協連 賀詞交歓会(日本生活協同組合連合会)	1月11日
ヘ	ペット産業賀詞交歓会-新年の集い(ペット産業振興会)	1月12日
ホ	役員・管理者 会計セミナー「役員・管理者 目からウロコの会計と決算書の見方」(公益財団法人公益法人協会)	1月13日
マ	新年賀詞交換会(日本行政書士会連合会)	1月20日
ミ	定例講習会「黒字の時はどうすれば?収支相償のホント-内閣府「特費のすすめ」を解説!」(全国公益法人協会)	1月30日
ム	新春特別報告会「内閣府・公益法人制度に関する有識者会議」中間報告をめぐって(公益財団法人公益法人協会)	1月30日*
メ	鶏病研究会賛助会員会議	2月1日
モ	緊急セミナー「緊急解説 公益認定法改正の方向性-中間報告を専門委員が解説」(全国公益法人協会)	2月3日*
ヤ	飼育動物診療施設開設者講習会(東京都)(Webによる動画配信)	2月8日~3月13日*
ユ	動物用ワクチン等安定供給委員会(公益社団法人日本動物用医薬品協会)	2月14日*
ヨ	マイクロチップ普及啓発に係る感謝状贈呈(神奈川県警察本部)	2月20日
ラ	定例講習会「職員採用時の手続きマニュアル-事前におさえておく労務のキホン」(全国公益法人協会)	2月21日
リ	家畜診療等技術全国研究集会(公益社団法人全国農業共済協会)	2月22日
ル	特別議員勉強会(特定非営利活動法人日本医療政策機構)	2月28日
レ	鶏病研究会理事会	3月1日
ロ	定例講習会「定期提出種類作成実務まるわかり-提出する前に確認する必要があるポイント」(全国公益法人協会)	3月24日
ワ	横倉義武日本医師会名誉会長旭日大綬章受章祝賀会	3月24日
ヲ	獣医疫学会学術集会(日本獣医生命科学大学)	3月25日
ン	生乳の安全安心の確保のための全国協議会(一般社団法人中央酪農会議)	3月30日*
ア	第12回インターペット(一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人ペット用品工業会、メッセフランクフルトジャパン株式会社)	3月30日~31日
イ	2025年日本国際博覧会ペット同伴検討委員会(公益社団法人2025年日本国際博覧会協会)	3月31日*

## 2 会員及び賛助会員の異動状況

(1) 令和5年3月31日現在の会員及び賛助会員の数は、次のとおり(会員及び賛助会員の名簿は、巻末の資料参照)

ア 会 員：55 団体(都道府県・政令市獣医師会)

イ 賛助会員：団体；53 団体・企業、個人；8 人、学生；0 人

(2) 令和4年度における会員及び賛助会員の異動状況は、次のとおり。

区 分	令 和 3 年 度 未 現 在 の 数	令和4年度における異動状況			令 和 4 年 度 未 現 在 の 数	令 和 4 年 度 の 対 前 年 度 増 減	
		新規加入	退 会	計			
会 員	55	0	0	0	55	0	
賛助会員	団体	55	1	3	4	53	▲2
	個人	9	0	1	1	8	▲1
	学生	0	0	0	0	0	0
	計	64	1	4	5	61	▲3
備 考	地方獣医師会の会員である構成獣医師(会員構成獣医師)数の異動状況は、次のとおり。 令和3年度：24,609人、令和4年度：24,181人(対前年度：428人減)						

### 3 人 事

#### (1) 本会関係

事務局職員

古賀俊伸	雇用期間の更新(令和4年4月1日～令和5年3月31日)	4月1日
	参与	
	常勤嘱託職員	
本田さくら	退職	6月30日
	採用(事業担当)	7月1日
	常勤嘱託職員(令和4年7月1日～令和4年12月31日)	
蓑島千晶	退職	11月30日
栗野真優	採用(事業担当)	2月1日

#### (2) 地方獣医師会関係

	<新>	<旧>	
東京都獣医師会会長	上野弘道	村中志朗	6月12日
広島県獣医師会会長	川野悦生	木原敏博	6月20日
熊本県獣医師会会長	小嶋維男	小澄正敬	6月30日
京都府獣医師会会長	若松久雄	清水弘司	7月5日

#### (3) 本会関係省庁

ア 農林水産省

農林水産大臣	野村哲郎	金子原二郎	8月10日
農林水産審議官	小川良介	新井ゆたか ※消費者庁出向(長官)	7月1日
大臣官房審議官兼消費・安全局付兼輸出・国際局付	熊谷法夫	—	4月1日
大臣官房国際食料情報特別分析官兼輸出・国際局付	道野英司	—	4月1日
消費・安全局			
局長	森 健	小川良介	6月28日
畜水産安全管理課			
課長補佐(獣医事班)	白尾紘司	五十嵐拓	4月1日
課長補佐(小動物獣医療班)	大倉尚子	朝倉麗	4月1日
小動物獣医療班小動物獣医療企画係長	石川日向	門脇 弾	4月1日

	畜産局				
	局長	渡 邊 洋 一	森	健	6月28日
	経営局				
	保険監理官補佐(家畜班)	古 庄 宏 忠	森 垣 孝 司		4月1日
イ	厚生労働省				
	厚生労働大臣	加 藤 勝 信	後 藤 茂 之		8月10日
	健康局				
	結核感染症課				
	感染症情報管理室室長	今 川 正 紀	—		4月1日
	医薬・生活衛生局				
	食品監視安全課				
	輸入食品安全対策室長	森 田 剛 史	蟹 江 誠		4月1日
	課長補佐	蟹 江 亜希子	—		4月1日
ウ	環境省				
	環境大臣	西 村 明 宏	山 口 壯		8月10日
	自然環境局				
	総務課				
	動物愛護管理室室長補佐	上 田 仁	—		4月1日
		—	田 口 本 光	(退職)	3月31日
	認定試験制度対策係長	末 永 理 佑	尾 崎 由 布 子		4月1日
	マイクロチップ対策推進係長	串 田 卓 弥	上 田 仁		4月1日
	動物愛護管理係長	糸 永 知 子	—		4月1日
		—	糸 永 知 子	(退職)	10月31日
エ	文部科学省				
	文部科学大臣	永 岡 桂 子	末 松 信 介		8月10日
	高等教育局				
	専門教育課				
	課長補佐	奥 井 雅 博	村 本 定 則		4月1日

#### (4) 政府委員関係

- ア 獣医事審議会委員（農林水産省・任期：令和4年9月1日～令和6年8月31日）  
村 中 志 朗（日本獣医師会副会長）  
市 川 陽一朗（千葉県獣医師会会長）
- イ 動物衛生試験研究推進会議外部委員  
（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門・任期：令和4年12月8日～令和5年3月31日）  
境 政 人（日本獣医師会 副会長 兼 専務理事）
- ウ 中央環境審議会臨時委員（環境省・任期：令和5年3月17日～令和7年2月7日）  
佐 伯 潤（日本獣医師会職域理事（動物福祉・愛護））

#### (5) その他

- ア 獣医学教育評価委員会委員（任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日）  
酒 井 健 夫（日本獣医師会 顧問）
- イ 令和4年度動物用ワクチン等保管事業の「動物用ワクチン等の安定供給委員会」委員（公益社団法人日本動物用医薬品協会・任期：令和4年8月3日～令和5年3月31日）  
境 政 人（日本獣医師会副会長 兼 専務理事）

- ウ 令和4年度肉用牛流通多様化推進事業専門委員会委員(一般社団法人日本家畜商協会・任期:令和4年9月20日~令和5年3月末日)  
境 政 人(日本獣医師会副会長 兼 専務理事)
- エ 令和4年度預託事業運用体制検討委員会委員(一般社団法人日本家畜商協会・任期:令和4年9月22日~令和5年3月末日)  
境 政 人(日本獣医師会副会長 兼 専務理事)

#### 4 叙勲・褒章

##### 叙 勲

山内正孝(青森県獣医師会)	旭日小綬章	令和4年春
鈴木一郎(栃木県獣医師会)	旭日双光章	令和4年春

#### 5 逝去会員構成獣医師等

坪 島 貞 夫(富山県獣医師会元会長、令和5年1月3日逝去)  
脇 田 栄 一(京都府獣医師会元会長、令和5年1月6日逝去)  
佐 藤 忠 敬(山梨県獣医師会前会長、令和5年1月25日逝去)  
山 縣 純 次(日本獣医師会元理事、令和5年2月12日逝去)  
吉 山 文 蔵(佐賀県獣医師会元会長) 令和5年2月16日逝去)  
渡 邊 泰 夫(名古屋市獣医師会元会長、令和5年2月23日逝去) ほかに

## B 会務（個別）報告

### 1 規程の制定等

#### (1) 「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領」の一部改正（第1回理事会・令和4年6月1日）

ア 改正の理由：

令和4年6月1日付けで、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月19日法律第39号）」が完全施行され、販売用の犬猫へのマイクロチップの装着・登録が義務化された。

これにあたり、本会は指定登録機関として法定登録事務を行う一方、従来からの民間登録としての動物適正管理個体識別登録等推進事業（いわゆるA I P O登録事業）を継続実施することとしている。

将来的なA I P O登録事業の維持発展にあたり、飼育者向け付加価値サービスの実施が求められていることから、関連事業の実施を可能とするため「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領」の一部を改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア) 「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領」の一部改正

改正条文	現行条文
<p style="text-align: center;"><b>動物適正管理個体識別登録等推進事業 実施要領</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(事業の内容)</p> <p>第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) マイクロチップが埋込まれた動物(以下「マイクロチップ埋込み動物」という。)の動物ID情報のシステムへの登録に関すること。</p> <p>(2) マイクロチップ埋込み動物の動物ID情報に関する照会及び検索に関すること。</p> <p>(3) 動物ID情報及びシステムの管理及び保守に関すること。</p> <p>(4) システムの開発及び製作に関すること。</p> <p>(5) 事業及び動物愛護管理法が規定する動物の所有者の責務等の普及・啓発に関すること。</p> <p>(6) 事業の推進に係る国及び地方公共団体並びに関係団体・企業等との連絡・調整に関すること(事業と国及び都道府県が動物愛護管理法に基づき行う特定動物に関する個体識別情報の登録システムとの連携等を含む。)</p> <p>(7) <u>事業の普及推進を図るための利用者向け付加価値の提供に関すること。</u></p> <p>(8) <u>その他本事業の円滑な実施を図るために必要な事項</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>動物適正管理個体識別登録等推進事業 実施要領</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(事業の内容)</p> <p>第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) マイクロチップが埋込まれた動物(以下「マイクロチップ埋込み動物」という。)の動物ID情報のシステムへの登録に関すること。</p> <p>(2) マイクロチップ埋込み動物の動物ID情報に関する照会及び検索に関すること。</p> <p>(3) 動物ID情報及びシステムの管理及び保守に関すること。</p> <p>(4) システムの開発及び製作に関すること。</p> <p>(5) 事業及び動物愛護管理法が規定する動物の所有者の責務等の普及・啓発に関すること。</p> <p>(6) 事業の推進に係る国及び地方公共団体並びに関係団体・企業等との連絡・調整に関すること(事業と国及び都道府県が動物愛護管理法に基づき行う特定動物に関する個体識別情報の登録システムとの連携等を含む。)</p> <p>(7) <u>その他本事業の円滑な実施を図るために必要な事項</u></p>

<p>(事務の委託等の扱い)</p> <p>第9条 事業の円滑な実施を確保するため、第5条第1項及び第7条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる事務については、その一部を委託し又は代行させる(以下「委託等」という。)ことができるものとする。</p> <p>(1) <u>第4条第1号、同条第3号及び同条第7号</u>に掲げる事務の情報処理システム会社への委託等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附 則 (平成26年5月28日一部改正、平成26年度第1回理事会承認) この改正は、平成26年5月28日から施行する。</p> <p>附 則 (<u>令和4年6月1日一部改正、令和4年度第1回理事会承認</u>) <u>この改正は、令和4年6月1日から施行する。</u></p>	<p>(事務の委託等の扱い)</p> <p>第9条 事業の円滑な実施を確保するため、第5条第1項及び第7条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる事務については、その一部を委託し又は代行させる(以下「委託等」という。)ことができるものとする。</p> <p>(1) <u>第4条第1号及び同条第3号</u>に掲げる事務の情報処理システム会社への委託等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附 則 (平成26年5月28日一部改正、平成26年度第1回理事会承認) この改正は、平成26年5月28日から施行する。</p>
--	--

(2) 「日本獣医師会育児休業規程」及び「日本獣医師会介護休業規程」の廃止並びに「日本獣医師会育児休業・介護休業等規程」の制定(第4回理事会・令和4年12月15日)

ア 廃止及び制定の理由:

令和3年6月に改正された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が令和4年10月1日に施行され、①産後パパ育休(出生時育児休業)が創設されるとともに、②育児休業の分割取得が可能となること等から、「日本獣医師会育児休業規程」の一部改正が必要となっている。

このため、改正法施行を踏まえた本会規程の改正を社会保険労務士に相談したところ、以下の意見が示された。

「貴法人の規程と厚労省が示している規定例の条文構成が異なる場合は、法改正の内容一つ一つについて、貴法人の規程と厚労省が示している規定例の条文の対比を理解した上で、改正内容のそれぞれについて変更していく作業が必要となり、相当煩雑で手間暇のかかる作業となるが、その割にはますますわかりにくい規程になっていく状況である。また、その内容が複雑なため、漏れや勘違いが起きやすくなる。

近年、育児・介護休業法の改正は頻繁に行われ、今後も改正はこまめに実施されることが予想される。

今後、法改正の都度、貴法人の現規程をベースに改定作業を行うことは、引き続き相当煩雑な作業を強いられ、結果として分かりづらい規程となる可能性が高い。

できれば、今回の改正を機に、厚労省が示している規定例の条文構成をそっくり引用して、規程改正を実施した方が良いと考える。」

上記の社会保険労務士の意見を踏まえ、現行の「日本獣医師会育児休業規程」及び「日本獣医師会介護休業規程」を統廃合し、厚生労働省のモデル規定「育児・介護休業等に関する規則の規定例」を参考とした「日本獣医師会育児休業・介護休業等規程」を新たに制定する。

イ 制定の内容：次のとおり。

(ア)「日本獣医師会育児休業規程」及び「日本獣医師会介護休業規程」の廃止並びに「日本獣医師会育児休業・介護休業等規程」の制定

## 日本獣医師会育児休業・介護休業等規程

### 第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、職員等の育児・介護休業（出生時育児休業を含む。以下同じ。）、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

### 第2章 育児休業制度

#### 第1節 育児休業

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員等（日々雇用される者を除く）であつて、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用された者にあつては、申出時点において、子が1歳6か月（本条第6項又は第7項の申出にあつては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り育児休業をすることができる。

2 本条第1項、第3項から第7項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員等からの休業の申出は拒むことができる。

(1) 採用されて1年未満の職員等

(2) 申出の日から1年（本条第4項から第7項の申出にあつては6か月）以内に雇用契約が終了することが明らかな職員等

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

3 配偶者が職員等と同じ日から又は職員等より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、職員等は、子が1歳2か月に達するまでの間で、誕生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

4 次のいずれにも該当する職員等は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）第5条第3項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員等又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

①採用されて1年未満の者が保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

②職員等の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

5 前項にかかわらず、期間を定めて雇用された者は、申出の時点で、介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合は、介護休業を取得することができる。

6 次のいずれにも該当する職員等は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕

生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員等又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

①保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

②職員等の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと

7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項、第3項又は第4項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了又は介護休業が始まったことにより本条第3項又は第4項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員等は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

(育児休業の申出の手続等)

第3条 育児休業をすることを希望する職員等は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく1歳及び1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前）までに育児休業申出書を本会に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員等が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 第2条第1項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回までとする。

(1) 第2条第1項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合

(2) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合

3 第2条第4項又は第5項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

(1) 第2条第4項又は第5項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合

(2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第4項又は第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

4 第2条第6項又は第7項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

(1) 第2条第6項又は第7項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合

(2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第6項又は第7項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

5 本会は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

6 育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「育休申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

7 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育休申出者は、出生後2週間以内に本会に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

(育児休業の申出の撤回等)

第4条 育休申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届を本会に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

2 育児休業申出撤回届が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した



者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

- 3 第2条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第2条第4項又は第5項及び第6項又は第7項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項又は第5項及び第6項又は第7項に基づく休業の申出をすることができ、第2条第4項又は第5項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第6項又は第7項に基づく休業の申出をすることができる。
- 4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

(育児休業の期間等)

第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第3項から第7項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、本会は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員等は、育児休業期間変更申出書により本会に、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく休業をしている場合は、2週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として第2条第1項に基づく休業1回につき1回に限り行うことができるが、第2条第4項から第7項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまで及び1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

- 4 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
  - (1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合  
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、本会と本人が話し合いの上決定した日とする。）
  - (2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等  
子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項又は第5項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日。第2条第6項又は第7項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日。）
  - (3) 育休申出者について、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合  
産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日
  - (4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業（出生時育児休業含む）期間との合計が1年に達した場合  
当該1年に達した日
- 6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日に本会にその旨を通知しなければならない。

## 第2節 出生時育児休業（産後パパ育休）

(出生時育児休業の対象者)

第6条 育児のために休業することを希望する職員等（日々雇用される者を除く）であつて、産後休業をしておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用された者にあつては、申出時点において、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員等からの休業の申出は拒むことができる。

- (1) 採用されて1年未満の職員等
- (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員等
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

(出生時育児休業の申出の手続等)

第7条 出生時育児休業をすることを希望する職員等は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の2週間前までに出生時育児休業申出書を本会に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の期間を定めて雇用された者が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 第6条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。

3 本会は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求められることがある。

4 出生時育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者（以下この章において「出生時育児休業申出者」という。）に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育児休業申出者は、出生後2週間以内に本会に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

(出生時育児休業の申出の撤回等)

第8条 出生時育児休業申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届を本会に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

2 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、本会は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

3 第6条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなしを含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。

4 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育児休業申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、出生時育児休業申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業の期間等)

第9条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間（28日）を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

2 本条第1項にかかわらず、本会は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員等は、出生時育児休業期間変更申出書により本会に、出生時育児休業開始予定日の1週間

前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。

- 4 出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
  - (1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合  
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、本会と本人が話し合いの上決定した日とする。）
  - (2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した場合  
子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した日
  - (3) 子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合  
子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日
  - (4) 出生時育児休業申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合  
産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日
- 6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、出生時育児休業申出者は原則として当該事由が生じた日に本会にその旨を通知しなければならない。

### 第3章 介護休業制度

（介護休業の対象者）

第10条 要介護状態にある家族を介護する職員等（日々雇用される者を除く）は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用された者にあつては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という。）から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り介護休業をすることができる。

- 2 本条第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員等からの休業の申出は拒むことができる。
  - (1) 採用されて1年未満の職員等
  - (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員等
  - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等
- 3 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
  - (1) 配偶者
  - (2) 父母
  - (3) 子
  - (4) 配偶者の父母
  - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
  - (6) 上記以外の家族で本会が認めた者

（介護休業の申出の手続等）

第11条 介護休業をすることを希望する職員等は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を本会に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の期

間を定めて雇用された者が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

- 2 申出は、対象家族1人につき3回までとする。ただし、本条第1項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。
- 3 本会は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 4 介護休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

#### （介護休業の申出の撤回等）

第12条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を本会に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 介護休業申出撤回届が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
- 3 同一対象家族について2回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、本会がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。
- 4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

#### （介護休業の期間等）

第13条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、本会は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員等は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに本会に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。

この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。

- 4 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
  - (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合  
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、本会と本人が話し合いの上決定した日とする。）
  - (2) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業が始まった場合  
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日
- 6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に本会にその旨を通知しなければならない。

## 第4章 子の看護休暇

### （子の看護休暇）

第 14 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等（日々雇用される者を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、日本獣医師会就業規則第 21 条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、本会は労使協定によって除外された次の職員等からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。

(1) 採用されて 6 か月未満の者

(2) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者

- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 3 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書を事前に本会に申し出るものとする。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める日本獣医師会職員給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 5 期末手当については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する期末手当は支給しない。
- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしているものとみなす。

## 第 5 章 介護休暇

(介護休暇)

第 15 条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員等（日々雇用される者を除く）は、日本獣医師会就業規則第 21 条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、本会は労使協定によって除外された次の職員等からの介護休暇の申出は拒むことができる。

(1) 採用されて 6 か月未満の職員等

(2) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員等

- 2 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 3 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書を事前に本会に申し出るものとする。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める日本獣医師会職員給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 5 期末手当については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する期末手当は支給しない。
- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしているものとみなす。

## 第 6 章 所定外労働の制限

(育児・介護のための所定外労働の制限)

第 16 条 3 歳に満たない子を養育する職員等（日々雇用される者を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員等（日々雇用される者を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

- 2 本条第 1 項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員等からの所定外労働の制限の

請求は拒むことができる。

(1) 採用されて1年未満の職員等

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

- 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を本会に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 4 本会は、所定外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求められることがある。
- 5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に本会に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
  - (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合  
当該事由が発生した日
  - (2) 制限に係る子が3歳に達した場合  
当該3歳に達した日
  - (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合  
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

## 第7章 時間外労働の制限

（育児・介護のための時間外労働の制限）

- 第17条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員等が当該家族を介護するために請求した場合には、日本獣医師会職員就業規則第15条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。
- 2 本条第1項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する職員等からの時間外労働の制限の請求は拒むことができる。
    - (1) 日々雇用される者
    - (2) 採用されて1年未満の職員等
    - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等
  - 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を本会に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
  - 4 本会は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求め

ることがある。

- 5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に本会に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
  - (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合  
当該事由が発生した日
  - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合  
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
  - (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合  
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

## 第8章 深夜業の制限

（育児・介護のための深夜業の制限）

- 第18条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員等が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第15条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。
- 2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。
    - (1) 日々雇用される者
    - (2) 採用されて1年未満の職員等
    - (3) 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員等
      - ア 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。
      - イ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。
      - ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。
    - (4) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等
  - 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を本会に提出するものとする。
  - 4 本会は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めていることがある。
  - 5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に本会に深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。
  - 6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
- (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合  
当該事由が発生した日
  - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合  
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
  - (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合  
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。
- 9 制限期間中の給与については、別途定める日本獣医師会職員給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。

## 第9章 所定労働時間の短縮措置等

### (育児短時間勤務)

第19条 3歳に満たない子を養育する職員等は、申し出ることにより、日本獣医師会就業規則第10条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午後0時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。
  - (1) 日々雇用される者
  - (2) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員等
  - (3) 労使協定によって除外された次の職員等
    - ア 採用されて1年未満の職員等
    - イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により本会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、本会は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定（第3条第2項及び第4条第3項を除く。）を準用する。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める日本獣医師会職員給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 5 期末手当については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する期末手当は支給しない。
- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

### (介護短時間勤務)

第20条 要介護状態にある家族を介護する職員等は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、日本獣医師会就業規則第10条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午後0時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。



- (1) 日々雇用される者
- (2) 労使協定によって除外された次の職員等
  - ア 採用されて1年未満の職員等
  - イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等
- 3 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により本会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、本会は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第11条から第13条までの規定を準用する。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める日本獣医師会職員給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 5 期末手当については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する期末手当は支給しない。
- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

## 第10章 育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の防止

(妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの禁止)

第21条 すべての職員等は第2条～第20条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員等の就業環境を害する言動を行ってはならない。

- 2 本条第1項の言動を行つたと認められる職員等に対しては、日本獣医師会職員就業規則第7条及び第80条に基づき、厳正に対処する。

## 第11章 その他の事項

(給与等の取扱い)

第22条 育児・介護休業の期間については、本俸その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

- 2 育児・介護休業の期間は、期末手当の在籍期間より除外する。
- 3 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。
- 4 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間を勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第23条 毎月の社会保険料等の給与から控除すべきものがある場合は、本会が指定する期日までに、毎月本会に支払わなければならない。

(円滑な取得及び職場復帰支援)

第24条 本会は、職員等から本人又は配偶者が妊娠・出産等したことの申出があった場合は、当該職員等に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために、当該職員等に個別に育児休業に関する制度等（育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児休業給付に関する事、休業期間中の社会保険料の取扱い等）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。

(復職後の勤務)

第 25 条 育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。

2 本条第 1 項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の 1 か月前、介護休業終了予定日の 2 週間前までに正式に決定し通知する。

(年次有給休暇)

第 26 条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

(法令との関係)

第 27 条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

(規程の改廃)

第 28 条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。

附 則 (令和 4 年 12 月 15 日制定、令和 4 年度第 4 回理事会承認)

日本獣医師会育児休業規程 (平成 30 年 5 月 30 日制定) 及び日本獣医師会介護休業規程 (平成 30 年 5 月 30 日制定) を統廃合し、新たにこの規程を制定し、令和 4 年 12 月 15 日から施行する。

### (3) 「日本獣医師会役員選任規程」及び「会長推薦副会長選出区分候補者の選出基準」の一部改正に関する件 (第 4 回理事会・令和 4 年 12 月 15 日)

ア 改正の理由:

「日本獣医師会役員選任規程」(以下「役員選任規程」という。)第 16 条 (役員候補者名簿の提出) によれば、「会長は、推薦管理委員会委員長から役員候補者の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名を明示した役員候補者名簿を受理したときは、会長推薦副会長選出区分候補者、専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者を加えた役員候補者名簿 (12 条の規定による選出推薦が行われたときは、選出推薦数を記載した役員候補者名簿) を役員候補者の選出のために開催される理事会に提出しなければならない。」とされている。

しかし、現行規程においては、会長の推薦する専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者について、役員候補者推薦管理委員会へ推薦書等が提出されず、提出書類や所定の手続きが正しく行われたのか等の確認がされないまま、理事会へ役員候補者名簿が提出されるおそれがある。

このような事情にかんがみ、推薦手続きについて、適正を確保するとともに、実態にも即したものとするため、次のような手続きに改正することとしたい。

会長はあらかじめ推薦管理委員会に専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者の推薦書を提出する。推薦管理委員会は提出書類及び手続き等を精査し、委員長は次期会長推薦副会長選出区分候補者を含む全ての役員候補者を網羅した名簿を作成の上、会長に提出し、名簿を受理した会長は追記等変更せずに、理事会へ提出し、理事会で総会に諮る役員候補者名簿を決定する。

また、推薦管理委員会委員長が会長に専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者の推薦を依頼する条文を追加する。

併せて、既に使用している専務理事選出区分候補者推薦書及び特任理事選出区分候補者推薦書兼同意書の様式を役員選任規程の別紙様式に追加する。

令和 3 年 10 月以降、普通郵便及びゆうメールの土曜日配達が休止となり、郵便物の到達日が繰り下げられたことに伴い、立候補届出書や推薦書等の書類の提出については、速達等を用いて、所定の期限内に事務局へ到着するように改正する。

「会長推薦副会長選出区分候補者の選出基準」について、条文と見出しの整合性をとるために、一部改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア)「日本獣医師会役員選任規程」の一部改正

改 正 条 文 (案)	現 行 条 文
<b>日本獣医師会役員選任規程</b>	<b>日本獣医師会役員選任規程</b>
<p><b>(役員候補者の選出)</b></p> <p>第 5 条 総会に提出する役員候補者の選出は、理事会において、次の方法により行うものとし、この場合における役員候補者の選出区分、選出地区、選出数及び推薦人は別表 2 に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(6) 特任理事の選出区分の役員候補者は、会長から推薦された者を選出する。この場合、当該候補者は、本会の正会員である都道府県獣医師会又は政令市獣医師会を構成する会員である獣医師（以下「会員構成獣医師」という。）でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(推薦の依頼)</b></p> <p>第 9 条 推薦管理委員会委員長は、選出期日の 60 日前までに、別表 2 において定める地区及び職域を選出地区とする役員候補者について、同表の当該推薦人に対して推薦を依頼するものとする。</p> <p><u>2 推薦管理委員会委員長は、選出期日の 60 日前までに、別表 2 において定める専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者について、同表の当該推薦人である会長に対して推薦を依頼するものとする。</u></p> <p><b>(立候補の届出及び推薦書の提出)</b></p> <p>第 10 条 別表 2 において定める全国を選出地区とする役員候補者に立候補しようとする者は、選出期日の 40 日前までに、所定の立候補届出書（別記様式 1）に所属する本会の正会員である獣医師会の推薦書（別記様式 2）を添付して推薦管理委員会委員</p>	<p><b>(役員候補者の選出)</b></p> <p>第 5 条 総会に提出する役員候補者の選出は、理事会において、次の方法により行うものとし、この場合における役員候補者の選出区分、選出地区、選出数及び推薦人は別表 2 に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(6) 特任理事の選出区分の役員候補者は、会長から推薦された者を選出する。この場合、当該候補者は、本会の正会員である都道府県獣医師会又は政令市獣医師会を構成する会員である獣医師（以下「会員構成獣医師」という。）<u>のうちの女性獣医師</u>でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(推薦の依頼)</b></p> <p>第 9 条 推薦管理委員会委員長は、選出期日の 60 日前までに、別表 2 において定める地区及び職域を選出地区とする役員候補者について、同表の当該推薦人に対して推薦を依頼するものとする。</p> <p><b>(立候補の届出及び推薦書の提出)</b></p> <p>第 10 条 別表 2 において定める全国を選出地区とする役員候補者に立候補しようとする者は、選出期日の 40 日前までに、所定の立候補届出書（別記様式 1）に所属する本会の正会員である獣医師会の推薦書（別記様式 2）を添付して推薦管理委員会委員</p>

長に提出するものとする。

(略)

3 別表2において定める地区又は職域を選出地区とする役員候補者の推薦人は、前条第1項の規定に基づく役員の推薦依頼を受けたときは、選出期日の40日前までに、予め役員候補者の同意を得て、別記様式3の役員候補者推薦書兼同意書(以下「推薦・同意書」という。)を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

4 会長は、推薦管理委員会委員長から前条第2項の規定に基づく専務理事選出区分候補者の推薦依頼を受けたときは、予め第5条第3号に基づく会長が別に定める公募によって選考したうえで、選出期日の10日前までに、別記様式4の役員候補者(専務理事)推薦書を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

5 会長は、推薦管理委員会委員長から前条第2項の規定に基づく特任理事選出区分候補者の推薦依頼を受けたときは、第5条第6号に基づき、会員構成獣医師を推薦するものとし、選出期日の10日前までに、予め当該候補者の同意を得て、別記様式5の役員候補者(特任理事)推薦書兼同意書を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

6 第3項及び第5項の推薦は、役員候補者の同意がない場合には無効とする。

7 第1項、第3項、第4項及び第5項の役員候補者は、会員構成獣医師でなければならない。

8 第1項の立候補届出書、第3項の推薦・同意書、第4項の役員候補者(専務理事)推薦書及び第5項の役員候補者(特任理事)推薦書兼同意書(以下まとめて「立候補届出書・推薦書等」という。)は、提出期限の日が土曜日及び日曜日のときは月曜日の、祝日のときはその翌日の午後5時15分までに到達したものを有効とする。立候補届出書・推薦書等の提出が郵便による場合は、届出期限の日の消印があるものを有効とするが、その際、提出期限の日が土曜日及び日曜日のときは月曜日の、祝日のときはその翌日の午後5時15分までに本会事務局に到達するよう、速達等の方法を用いるものとする。

長に提出するものとする。

(略)

3 別表2において定める地区又は職域を選出地区とする役員候補者の推薦人は、前条の規定に基づく役員の推薦依頼を受けたときは、選出期日の40日前までに、予め役員候補者の同意を得て、別記様式3の役員候補者推薦書兼同意書(以下「推薦・同意書」という。)を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

4 前項の推薦は、役員候補者の同意がない場合には無効とする。

5 第1項及び第3項の役員候補者は、会員構成獣医師でなければならない。

6 第1項の立候補届出書及び第3項の推薦・同意書は、提出期限の日が土曜日及び日曜日のときは月曜日の、祝日のときはその翌日の午後5時15分までに到達したものを有効とし、立候補届出書又は推薦・同意書の提出が郵便による場合は、届出期限の日の消印の日をもって有効とする。

(略)

**(役員候補者の選出推薦の依頼)**

第12条 推薦管理委員会委員長は、全国を選出地区として選出される役員候補者において、別表2で定める選出数を超える立候補があったときは、選出期日の30日前までに、当該選出区分の役員候補者の選出について正会員に対して推薦（以下「選出推薦」という。）を依頼するものとする。

2 正会員は、推薦管理委員会委員長から第1項による選出推薦依頼を受けたときは、選出期日の10日前までに、別表第2において定める選出区分ごとの選出数以内の役員候補者の氏名を記入した選出推薦書（別記様式6）を推薦管理委員会委員長に提出するものとする。

3 第2項の選出推薦書の提出期限は、第10条第8項の規定を準用する。

**(会長推薦副会長候補者の推薦手続き)**

第13条 推薦管理委員会委員長は、会長選出区分候補者に副会長選出区分候補者を推薦する意思について確認するものとする。

2 会長選出区分候補者は、副会長選出区分候補者を推薦するときは、選出期日の10日前までに、予め当該候補者の同意を得て、副会長選出区分候補者推薦理由書（別記様式7）を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

3 第2項の推薦理由書の提出期限は、第10条第8項の規定を準用する。

(略)

**(役員候補者名簿の提出)**

第16条 会長は、推薦管理委員会委員長から役員候補者の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名を明示した役員候補者名簿を受理したときは、役員候補者名簿（12条の規定による選出推薦が行われたときは、選出推薦数を記載した役員候補者名簿）を役員候補者の選出のために開催される理事会に提出しなければならない。

(略)

(略)

**(役員候補者の選出推薦の依頼)**

第12条 推薦管理委員会委員長は、全国を選出地区として選出される役員候補者において、別表2で定める選出数を超える立候補があったときは、選出期日の30日前までに、当該選出区分の役員候補者の選出について正会員に対して推薦（以下「選出推薦」という。）を依頼するものとする。

2 正会員は、推薦管理委員会委員長から第1項による選出推薦依頼を受けたときは、選出期日の10日前までに、別表第2において定める選出区分ごとの選出数以内の役員候補者の氏名を記入した選出推薦書（別記様式4）を推薦管理委員会委員長に提出するものとする。

3 第2項の選出推薦書の提出期限は、第10条第6項の規定を準用する。

**(会長推薦副会長候補者の推薦手続き)**

第13条 推薦管理委員会委員長は、会長選出区分候補者に副会長選出区分候補者を推薦する意思について確認するものとする。

2 会長選出区分役員候補者は、副会長選出区分候補者を推薦するときは、選出期日の10日前までに、予め当該候補者の同意を得て、副会長選出区分候補者推薦理由書（別記様式5）を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

3 第2項の推薦理由書の提出期限は、第10条第6項の規定を準用する。

(略)

**(役員候補者名簿の提出)**

第16条 会長は、推薦管理委員会委員長から役員候補者の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名を明示した役員候補者名簿を受理したときは、会長推薦副会長選出区分候補者、専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者を加えた役員候補者名簿（12条の規定による選出推薦が行われたときは、選出推薦数を記載した役員候補者名簿）を役員候補者の選出のために開催される理事会に提出しなければならない。

(略)

(別記様式1) その1

日本獣医師会役員候補者立候補届出書  
(略)

(別記様式2)

所属する獣医師会の推薦書  
(略)

(別記様式3)

日本獣医師会役員候補者推薦書兼同意書  
(略)

(別記様式4)

日本獣医師会役員候補者(専務理事)推薦書

年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会  
役員候補者推薦管理委員会委員長 様

推薦人(推薦母体)

名称：公益社団法人 日本獣医師会

代表者氏名：会長

所在地：〒107-0062 東京都港区南青山

1-1-1 新青山ビル西館 23 階

日本獣医師会役員選任規程に基づき、下記のとおり専務理事の役員候補者を推薦します。

記

1 役員候補者推薦区分： 専務理事

2 候補者の氏名(フリガナ)：

(別記様式1) その1

日本獣医師会役員候補者立候補届出書  
(略)

(別記様式2)

所属する獣医師会の推薦書  
(略)

(別記様式3)

日本獣医師会役員候補者推薦書兼同意書  
(略)

(新設)

- 3 候補者の性別： 男・女
- 4 候補者の生年月日： 年 月 日
- 5 候補者の所属する地方獣医師会：  
 獣医師会（役職等： ）
- 6 候補者の主たる職務（勤務先名及び役職等）：

(別記様式5)

(新設)

日本獣医師会役員候補者（特任理事）推薦書兼  
 同意書

年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会  
役員候補者推薦管理委員会委員長 様

推薦人(推薦母体)

名称：公益社団法人 日本獣医師会  
 代表者氏名：会長  
 所在地：〒107-0062 東京都港区南青山  
1-1-1 新青山ビル西館 23 階

日本獣医師会役員選任規程に基づき、下記のとおり特任理事の役員候補者を推薦します。

記

- 1 役員候補者推薦区分： 特任理事
- 2 候補者の氏名(フリガナ)：
- 3 候補者の性別： 男・女
- 4 候補者の生年月日： 年 月 日
- 5 候補者の所属する地方獣医師会：  
獣医師会（役職等： ）
- 6 候補者の主たる職務（勤務先名及び役職等）：

(同 意 書)

私は、上記のとおり日本獣医師会の役員候補者

<p><u>として推薦いただくことに同意いたします。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>候補者氏名： _____ 印</p> <p><u>(本人が自筆で署名すること)</u></p>	
<p>(別記様式6)</p> <p>日本獣医師会役員候補者選出推薦書</p> <p>(略)</p>	<p>(別記様式4)</p> <p>日本獣医師会役員候補者選出推薦書</p> <p>(略)</p>
<p>(別記様式7)</p> <p>副会長選出区分候補者推薦理由書</p> <p>(略)</p>	<p>(別記様式5)</p> <p>副会長選出区分候補者推薦理由書</p> <p>(略)</p>
<p>附 則 (令和4年12月15日一部改正、令和4年度第4回理事会承認)</p> <p><u>この改正は、令和4年12月15日から施行する。</u></p>	

(イ)「会長推薦副会長選出区分候補者の選出基準」の一部改正

改正条文	現行条文
<p><b>会長推薦副会長選出区分候補者の選出基準</b></p> <p>(選出基準)</p> <p>第2条 会長推薦副会長区分候補者の選出は、次の各号に掲げる選出基準への適合性を評価することにより行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(基準の改廃)</p> <p>第4条 この基準の改廃は、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p><b>会長推薦副会長選出区分候補者の選出基準</b></p> <p>(選定基準)</p> <p>第2条 会長推薦副会長区分候補者の選出は、次の各号に掲げる選出基準への適合性を評価することにより行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(基準の改定)</p> <p>第4条 この基準の改定は、理事会の議決を経なければならない。</p>



(略)	(略)
<p>附 則 (令和4年12月15日一部改正、令和4年度第4回理事会承認)</p> <p><u>この改正は、令和4年12月15日から施行する。</u></p>	

(4) 「日本獣医師会職員就業規則」、「日本獣医師会職員再雇用に関する規程」、「日本獣医師会職員給与規程」、「獣医師会職員永年勤続表彰規程」及び「日本獣医師会嘱託職員等就業規則」の一部改正 (第5回理事会・令和5年3月22日)

ア 改正の理由：

令和3年4月1日に施行された改正高年齢者雇用安定法により、65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務が新設された。

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

改正法の趣旨を踏まえ、「日本獣医師会職員就業規則」及び「日本獣医師会職員再雇用に関する規程」について、現行60歳の定年を65歳とし、現行65歳に到達する年度の年度末日までの再雇用職員の継続雇用を70歳に到達する年度の年度末日までと改め、その他実態に合わせて関係条文についても一部改正する。

併せて、「日本獣医師会職員給与規程」について、現行57歳の昇給及び昇格の停止年齢を62歳に一部改正する。

また、「獣医師会職員永年勤続表彰規程」について、40年勤続表彰を新設する。

「日本獣医師会嘱託職員等就業規則」について、実態に合わせて関係条文を一部改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア) 「日本獣医師会職員就業規則」の一部改正

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
<p>(1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）</u>に基づく交通遮断又は隔離が行われたとき</p>	<p style="text-align: center;"><b>日本獣医師会職員就業規則</b></p> <p>第1条～第24条 【略】</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第25条 職員は、次の各号の一つに該当するときは、年休とは別に別表2に定める期間又は時間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1) 伝染病予防法に基づく交通遮断又は隔離が行われたとき</p> <p>(2) ～ (10) 【略】</p>

<p>(定年及び再雇用) 第 58 条 職員の定年は、満年齢 <u>65</u> 歳とする。</p> <p>3 定年のため、この規則により退職する職員で引き続き勤務することを希望する者は、会長が別に定める再雇用に関する規程により、満 <u>70</u> 歳に到達する年度の年度末日まで再雇用の職員として継続雇用される。</p>	<p>第 2 項 【略】</p> <p>第 26 条～第 57 条 【略】</p> <p>(定年及び再雇用) 第 58 条 職員の定年は、満年齢 <u>60</u> 歳とする。</p> <p>第 2 項 【略】</p> <p>3 定年のため、この規則により退職する職員で引き続き勤務することを希望する者は、会長が別に定める再雇用に関する規程により、満 <u>65</u> 歳に到達する年度の年度末日まで再雇用の職員として継続雇用される。</p> <p>第 59 条～第 84 条 【略】</p> <p>別表 2 特別休暇の期間 (第 25 条第 1 項関係)</p>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">特別休暇の種類</th> <th style="width: 50%;">特別休暇の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 感染症法に基づく交通遮断又は隔離が行われた場合 (第 1 号)</td> <td>その都度必要と認める時間又は日数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【略】</td> <td style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	特別休暇の種類	特別休暇の期間	(1) 感染症法に基づく交通遮断又は隔離が行われた場合 (第 1 号)	その都度必要と認める時間又は日数	【略】	【略】	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">特別休暇の種類</th> <th style="width: 50%;">特別休暇の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 伝染病予防法に基づく交通遮断又は隔離が行われた場合 (第 1 号)</td> <td>その都度必要と認める時間又は日数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【略】</td> <td style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	特別休暇の種類	特別休暇の期間	(1) 伝染病予防法に基づく交通遮断又は隔離が行われた場合 (第 1 号)	その都度必要と認める時間又は日数	【略】	【略】
特別休暇の種類	特別休暇の期間												
(1) 感染症法に基づく交通遮断又は隔離が行われた場合 (第 1 号)	その都度必要と認める時間又は日数												
【略】	【略】												
特別休暇の種類	特別休暇の期間												
(1) 伝染病予防法に基づく交通遮断又は隔離が行われた場合 (第 1 号)	その都度必要と認める時間又は日数												
【略】	【略】												
<p>附 則 (令和 5 年 3 月 22 日一部改正、令和 4 年度第 5 回理事会承認) この改正は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。</p>													

(イ)「日本獣医師会職員再雇用に関する規程」の一部改正

改正条文 (改正部分のみ)	現行条文
	<b>日本獣医師会職員再雇用に関する規程</b>
<u>(再雇用の対象とする者)</u>	<u>第 1 条 再雇用の対象とする者</u>
<p><u>第 1 条 満 65 歳に達したときは定年とし、その年度の年度末日をもって定年退職とする。ただし、本人が引き続き勤務することを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、次の基準をすべて満たした者については、満 70 歳に到達した年度の年度末日まで継続雇用する。</u></p>	<p><u>1 満 60 歳に達したときは定年とし、その年度の年度末日をもって定年退職とする。ただし、本人が引き続き勤務することを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、<u>高年齢者雇用安定法一部改正法附則第 3 項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第 9 条第 2 項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準 (以下「基準」という。)</u>をすべて満たした者については、満 65 歳に到達した年度の年度末日まで継続雇用し、<u>基準のいずれかを満たさない者については、次項の基準の適用年齢まで継続雇用する。</u></u></p>
	(1) 勤労の意欲に富み、引き続きの勤務を希望する者
	(2) 日本獣医師会職員就業規則に違反することなく、勤務態度及び業務成績が良好な者

	(3) 直近の健康診断の結果、業務の遂行に問題がない者										
	(4) 自宅若しくは自己の用意する住居より通勤が可能な者										
<u>【削除】</u>	<u>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。</u>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用期間の区分</th> <th>基準の適用年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで</td> <td>61 歳</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで</td> <td>62 歳</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで</td> <td>63 歳</td> </tr> <tr> <td>平成 34 年 4 月 1 日から 平成 37 年 3 月 31 日まで</td> <td>64 歳</td> </tr> </tbody> </table>	適用期間の区分	基準の適用年齢	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	61 歳	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	62 歳	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで	63 歳	平成 34 年 4 月 1 日から 平成 37 年 3 月 31 日まで	64 歳
適用期間の区分	基準の適用年齢										
平成 25 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	61 歳										
平成 28 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	62 歳										
平成 31 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで	63 歳										
平成 34 年 4 月 1 日から 平成 37 年 3 月 31 日まで	64 歳										
<u>【削除】</u>	3 具体的な再雇用の条件は、本規定の定めるところによるほか、別途取り決める協定において定める。										
<p><u>(再雇用の形態及び雇用期間)</u></p> <p><u>第 2 条 再雇用においては、日本獣医師会職員就業規則の適用対象の職員として雇用し、雇用期間の上限は、満 70 歳に達する年度の年度末日までとする。</u></p> <p><u>(再雇用職員の勤務条件)</u></p> <p><u>第 3 条 再雇用の勤務条件は、日本獣医師会職員就業規則及び日本獣医師会給与規程を適用する。</u></p> <p><u>本俸は、定年時の等級に対応する「再任用職員」の俸給月額を、期末手当の支給率は、「再任用職員」に適用される支給率を適用する。</u></p> <p><u>なお、諸手当のうち扶養手当、都市手当及び住宅手当は支給しない。また、退職金も支給しない。</u></p>	<p>第 2 条 再雇用の形態及び雇用期間</p> <p>1 再雇用においては、日本獣医師会職員就業規則の適用対象の職員として雇用し、雇用期間の上限は、満 65 歳に達する年度の年度末日までとする。</p> <p>第 2 項 【略】</p> <p>第 3 条 再雇用職員の勤務条件</p> <p>1 再雇用の勤務条件は、日本獣医師会職員就業規則及び日本獣医師会給与規程を適用する。</p> <p>本俸は、定年時の等級に対応する「再任用職員」の俸給月額を、期末手当の支給率は、「再任用職員」に適用される支給率を適用する。</p> <p>なお、諸手当のうち扶養手当、都市手当及び住宅手当は支給しない。また、退職金も支給しない。</p>										
<p><u>附 則 (令和 5 年 3 月 22 日一部改正、令和 4 年度第 5 回理事会承認)</u></p> <p><u>この改正は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。</u></p>											

(ウ)「日本獣医師会職員給与規程」の一部改正

改正条文 (改正部分のみ)	現行条文
	日本獣医師会職員給与規程

<p>8 満年齢が <u>62</u> 歳に達した職員については、当該 <u>62</u> 歳に達した日以降の昇給及び昇格は行わない。</p>	<p>第1条～第8条 【略】</p> <p>(昇給及び昇格の基準)</p> <p>第9条 規則第40条第2項本文に定める定期昇給は、前年度における職員ごとの人事評価結果(S、A、B、C、Dの5段階)に基づき、それぞれ現に受けている号俸の八号俸から一号俸上位の号俸に昇給させるもとし、その時期(以下「定期昇給日」という。)は、毎年1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日とする。</p> <p>第2項～第7項 【略】</p> <p>8 満年齢が <u>57</u> 歳に達した職員については、当該 <u>57</u> 歳に達した日以降の昇給及び昇格は行わない。</p> <p>第10条～第24条 【略】</p>
<p align="center">附 則 (令和5年3月22日一部改正、令和4年度第5回理事会承認) この改正は、令和5年3月22日から施行する。</p>	

(エ) 「獣医師会職員永年勤続表彰規程」の一部改正

改正条文案 (改正部分のみ)	現行条文
<p>(3) 獣医師会における勤続年数が、満 <u>40</u> 年以上の者</p> <p>2 前項第1号から第3号のいずれかの職員は、当該職員が獣医師会に採用された日から起算して日本獣医師会の通常総会開催の年の3月31日までに満20年又は満30年又は満<u>40</u>年に達した者であって、第4条第1項に定める表彰時に現職にある者とする。</p>	<p align="center"><b>獣医師会職員永年勤続表彰規程</b></p> <p>第1条 【略】</p> <p>(表彰の対象者)</p> <p>第2条 永年勤続表彰の対象者(以下「被表彰者」という。)は、次の各号に定める者に該当する職員とする。</p> <p>(1) 獣医師会における勤続年数が、満20年以上の者</p> <p>(2) 獣医師会における勤続年数が、満30年以上の者</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>2 前項第1号又は第2号の職員は、当該職員が獣医師会に採用された日から起算して日本獣医師会の通常総会開催の年の3月31日までに満20年又は満30年に達した者であって、第4条第1項に定める表彰時に現職にある者とする。</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(表 彰)</p>

<p>(2) 40 年勤続表彰：記念品代 15 万円又は相当額の記念品</p>	<p>第 4 条 永年勤続表彰は、日本獣医師会の通常総会開催時に当該会議の場において、前条に定めるところにより推薦のあった被表彰者に対して日本獣医師会会長が表彰状及び金品を授与して行う。</p> <p>2 授与する金品は、次の各号の表彰区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 20 年勤続表彰：記念品代 5 万円又は相当額の記念品</p> <p>(2) 30 年勤続表彰：記念品代 10 万円又は相当額の記念品</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>第 5 条 <b>【略】</b></p>
<p align="center">附 則 (令和 5 年 3 月 22 日一部改正、令和 4 年度第 5 回理事会承認) この改正は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。</p>	

(オ)「日本獣医師会嘱託職員就業規則」の一部改正

改正条文案 (改正部分のみ)	現行条文
<p>(3) 職場で政治活動（日本獣医師連盟に関する活動を除く。）及び宗教活動をしないこと</p> <p>第 16 条 業務上必要があるときは、嘱託職員に対して時間外就業、(所定就業時間を超えて労働することをいう。以下同じ。)若しくは深夜就業（法定の深夜時間に労働することをいい、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の労働とする。以下同じ。）又は休日就業（法定の休日に労働することをいう。以下同じ。）を命じることがある。</p> <p>2 <b>【削除】</b></p>	<p align="center"><b>日本獣医師会嘱託職員就業規則</b></p> <p>第 1 条～第 6 条 <b>【略】</b></p> <p>(その他の心得)</p> <p>第 7 条 嘱託職員等は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) <b>【略】</b></p> <p>(3) 職場で政治活動（日本獣医師政治連盟に関する活動を除く。）及び宗教活動をしないこと</p> <p>(4) ～ (11) <b>【略】</b></p> <p>第 8 条～第 15 条 <b>【略】</b></p> <p>(時間外、深夜及び休日就業)</p> <p>第 16 条 業務上必要があるときは、<u>常勤嘱託職員</u>に対して時間外就業、(所定就業時間を超えて労働することをいう。以下同じ。)若しくは深夜就業（法定の深夜時間に労働することをいい、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の労働とする。以下同じ。）又は休日就業（法定の休日に労働することをいう。以下同じ。）を命じることがある。</p> <p>2 <u>非常勤嘱託職員</u>に対しては、時間外就業若しくは深夜就業又は休日就業を命じることがある。</p>

2 アルバイト職員及び無期契約職員に対しては、時間外就業若しくは深夜就業又は休日就業を命じることはない。

3 命令により時間外就業若しくは深夜就業又は休日就業した嘱託職員に対しては、超過勤務手当、深夜勤務手当又は休日勤務手当を支給する。

5 子（3歳未満の実子及び養子に限る。）を養育する嘱託職員等又は前項の家族を介護する嘱託職員等は、申し出ることにより、当該養育又は介護に必要な期間内を限度として、午前8時から午後6時30分の間の時差出勤の措置を受けることができる。

また、該当する職員は、申し出ることにより、当該養育又は介護に必要な期間内を限度として、第11条に定める所定就業時間を前号の範囲内において6時間の短時間勤務に変更することができる。

なお、短時間勤務中における給与は、基本給×12÷所定就業時間で求めた額に不就業時間を乗じた金額を通常の給与から控除した金額を支給する。

(外勤及び出張)

第20条 業務上の必要により、嘱託職員等に外勤又は出張を命じることがある。

ない。

3 アルバイト職員及び無期契約職員に対しては、時間外就業若しくは深夜就業又は休日就業を命じることはない。

4 命令により時間外就業若しくは深夜就業又は休日就業した常勤嘱託職員に対しては、超過勤務手当、深夜勤務手当又は休日勤務手当を支給する。

第17条 【略】

(時間外就業の制限等)

第18条 子（3歳未満の実子及び養子に限る。）を養育する常勤嘱託職員が当該子を養育するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、当該養育に必要な期間内を限度として、第11条第1項に定める所定就業時間を超えて就業させることはない。

第2項～第4項 【略】

5 子（3歳未満の実子及び養子に限る。）を養育する嘱託職員等又は前項の家族を介護する嘱託職員等は、申し出ることにより、当該養育又は介護に必要な期間内を限度として、午前8時から午後6時30分の間の時差出勤の措置を受けることができる。

また、該当する職員は、申し出ることにより、当該養育又は介護に必要な期間内を限度として、第11条に定める所定就業時間を前号の範囲内において6時間の短時間勤務に変更することができる。

なお、短時間勤務中における給与は、(本俸+管理職手当・職務手当+扶養手当+都市手当+住宅手当)×12÷所定就業時間で求めた額に不就業時間を乗じた金額を通常の給与から控除した金額を支給する。

第6項 【略】

(外勤及び出張)

第20条 業務上の必要により、嘱託職員等に外勤又は出張を命じることがある。ただし、アルバイト職員に対しては、出張を命じることはない。

第2項～第5項 【略】

第21条 【略】

(休暇等の種類及び適用範囲)

第22条 休暇及び休業（母性健康管理の措置を

2 前項第 1 号の年次有給休暇（以下「年休」という。）は、嘱託職員等に適用し、年休を取得した期間については、通常の給与を支給する。

第 23 条 常勤嘱託職員の前条第 1 項第 1 号に掲げる年次有給休暇の日数は、日本獣医師会職員就業規則第 21 条第 1 項を適用する。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づく交通遮断又は隔離が行われたとき

(9) 要介護状態にある家族（日本獣医師会育児休業・介護休業等規程第 10 条第 3 項に定める者をいう。）を介護するとき（「介護時間」という。）

3 非常勤嘱託職員及びアルバイト職員の通勤手当の額は、通勤に要する 1 日当りの往復の普通運賃相当額とする。ただし、アルバイト職員については、1 週につき 5 日就業し、かつ 1 月を超えて継続して雇用する場合には、当該 1 月分について 1 か月定期乗車券の普通

含む。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ～ (9) 【略】

2 前項第 1 号の年次有給休暇（以下「年休」という。）は、6 か月以上継続勤務し、所定就業日数の 8 割以上就業した嘱託職員等に適用し、年休を取得した期間については、通常の給与を支給する。

第 3 項～第 4 項 【略】

(休暇等の日数)

第 23 条 常勤嘱託職員の前条第 1 項第 1 号に掲げる年次有給休暇の日数は、採用日から起算して 1 年の間 20 日とし、第 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づき雇用期間を更新する場合においても同様とする。

第 2 項～第 3 項 【略】

第 24 条～第 25 条の 1 【略】

(特別休暇)

第 25 条の 2 嘱託職員等が、次の各号の一つに該当するときは、職員就業規則第 25 条第 1 項の規定に基づく別表 2 に定める期間又は時間の特別休暇を受けることができる。

(1) 伝染病予防法に基づく交通遮断又は隔離が行われたとき

(2) ～ (8) 【略】

(9) 要介護状態にある家族（正職員就業規則第 34 条第 2 項に定める者をいう。）を介護するとき（「介護時間」という。）

(10) 【略】

第 25 条の 3～第 34 条 【略】

(通勤手当)

第 35 条 通勤手当は、通勤のための交通機関（鉄道及びバスに限る。）を利用してその運賃を負担する嘱託職員等の申請に基づき、その職員に対して支給する。

第 2 項 【略】

3 非常勤嘱託職員及びアルバイト職員の通勤手当の額は、通勤に要する 1 日当りの往復の普通運賃相当額（限度額：800 円）とする。ただし、アルバイト職員については、1 週につき 5 日就業し、かつ 1 月を超えて継続して雇用する場合には、当該 1 月分について 1 か月

<p>運賃の相当額を支給することができる。</p> <p>(1) 嘱託職員及び無期契約職員については、解雇日の 30 日前までに本人にその旨を予告し、又は解雇手当として 30 日分の平均給与を支払って解雇する。</p>	<p>定期乗車券の普通運賃の相当額を支給することができる。</p> <p>第 4 項 【略】</p> <p>第 36 条～第 40 条 【略】</p> <p>(解雇の予告)</p> <p>第 41 条 前条の規定に基づく嘱託職員等の解雇は、次の各号に定めるところに従ってこれを行う。ただし、天災その他やむを得ない事由により、事業の継続が不可能となったときは、この限りではない。</p> <p>(1) 嘱託職員及び無期契約職員については、<u>雇用期間満了の日又は解雇日の 30 日前までに本人にその旨を予告し、又は解雇手当として 30 日分の平均給与（日本獣医師会職員給与規程第 5 条第 5 項に定めるところにより計算した額をいう。）を支払って解雇する。</u></p> <p>(2) 【略】</p> <p>第 42 条～第 50 条の 2 【略】</p>
<p align="center">附 則 (令和 5 年 3 月 22 日一部改正、令和 4 年度第 5 回理事会承認) この改正は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。</p>	

## 2 内閣府公益認定等委員会への変更届出

(1) 本会は民間団体として「動物愛護管理基本指針」の趣旨を踏まえ動物適正管理個体識別登録等普及推進事業（マイクロチップによる動物個体識別事業）を実施してきた。

今般、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、販売用犬猫へのマイクロチップの装着及び登録が義務化されたことにより、本会が環境大臣指定登録機関として指定された。よって環境大臣指定登録機関登録関係事務を実施するため、内閣府公益認定等委員会に、公益目的事業の「動物適正管理個体識別登録等普及推進事業」の内容変更を届け出た。

(2) 本会はアジア獣医師会連合（FAVA）の会員として国際会議への参加、諸外国獣医師会等の関係者との連携・協力による、獣医学術及び獣医事関係情報の収集、交換等により獣医学術の国内外との振興・普及を実践している。

令和 4 年 11 月に本会会長が FAVA 会長となったことから、アジア獣医師会連合（FAVA）関連業務（FAVA 大会、関係会議、セミナー等への出席、FAVA 常設委員会との連絡調整、バンコク事務所との連絡調整、FAVA ワンヘルス福岡オフィスとの連絡調整・連携・協力等）及び FAVA 会長としての関係業務（大会、代表者会議、執行部会議、各種常設委員会等に関する FAVA 執行部との調整、バンコク事務所との調整等）を実施することとなった。

合わせて国際獣疫事務局（WOAH/OIE）、国連食糧農業機関（FAO）、アジア獣医大学協会（AAVS）、国際協力機構（JICA）等各国際機関等の関連業務を実施するため、内閣府公益認定等委員会に、公益目的事業の「獣医事対策等国内外連携交流推進事業」の内容変更を届け出た。

(3) 上記届出は、令和 4 年 12 月 28 日付けで内閣府公益認定等委員会受付済（完了）となった。



### 3 緊急災害時対応

#### (1) 令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等

令和4年3月16日（水）に発生した福島県沖地震及び令和4年2月以降のウクライナ侵攻における被災動物救護活動等に対し、地方獣医師会会長宛に、令和4年6月20日付け4日獣発第88号「令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻被災動物等に対する支援について」により、被災動物救護活動等への支援依頼並びに支援金の募集を行った（募集の期間は令和4年6月から当分の間とし、各動物救護活動等の進捗状況を踏まえて決定）。

#### ア 被災動物救護活動等への支援

##### (ア) 令和4年福島県沖地震被災動物救護活動等への支援

福島県沖地震による被災状況及び被災動物の救護活動の取組状況を調査し、本会基準に基づき支援金を支給することを周知した（別紙）。

##### (イ) ウクライナ避難民同行飼育動物支援

ウクライナから来日する避難民が輸入する犬等について、関係省庁、地元自治体等からの要請に基づき、当該犬等の係留先地方獣医師会会長宛に、家畜伝染病予防法（犬のみ）及び狂犬病予防法に基づく犬等の輸入条件を充足するための処置、係留観察中及び輸入検疫期間終了後における飼育動物の健康観察及び診療（往診を含む。）をはじめ、日常の獣医療の提供等の支援依頼を行い、当該犬等の診療等に係る経費について、「公益社団法人日本獣医師会ウクライナ侵攻被災動物救護活動等に係る支援について」（別紙）に基づき、支援費用を支給した。

(別紙)

**公益社団法人 日本 獣 医 師 会**  
**「令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻被災動物救護活動等支援金」**  
**募 集 要 領**

#### 1 趣 旨

日本獣医師会は、会員地方獣医師会、会員構成獣医師等の支援・協力の下で、令和4年福島沖地震災害及びウクライナ避難民同行飼育動物に対する診療の提供を含む動物の救護活動（以下「動物救護活動」という。）等に従事される方々を支援すること等を目的として「令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻被災動物救護活動等支援金」を募集する。

#### 2 支援金の名称

令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻被災動物救護活動等支援金

#### 3 募金の期間

令和4年6月から当分の間（募金の募集期間は各動物救護活動等の進捗状況を踏まえ決定する。）。

#### 4 支援金の募集と振込み（寄附）先

会員地方獣医師会は、前記1の趣旨を受け、会員構成獣医師からの支援金の募集活動に当たっていただき、取りまとめた支援金（自らの拠出を含む。）を次の支援金振込口座に振り込むこととする。

「令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻被災動物救護活動等支援金」振込口座

銀行名 三菱UFJ銀行 (0005)  
 支店名 青山通支店 (084)  
 区分・口座番号 普通預金 No.0134789  
 口座名義 ユウエキシャダンホウジンニホンジュウイシカイ カイチョウ クラウチイサオ  
 公益社団法人日本獣医師会 会長 藏内勇夫  
シャ) ニホンジュウイシカイ

5 支援金の使途

前記4により所定の支援金振込口座に入金された支援金は、令和4年福島沖地震及びウクライナ避難民同行飼育動物支援の推進と令和4年福島沖地震被災地の獣医療提供体制の復旧を支援するとともに、募金状況を踏まえて災害時の動物救援活動の強化に充てる。

6 税の優遇措置

本会は、内閣総理大臣より「公益社団法人」としての認定を受けているので、本会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられる。また、税額控除に係る証明を取得しているため、個人様の寄附については前記(所得控除)とのいずれか一方を選択することができる。

(ウ) 支援依頼状況

関係省庁、地元自治体等からの要請に基づき、以下の地方獣医師会に支援依頼を行った。

	犬	猫
福岡県獣医師会	2	
横浜市獣医師会、神奈川県獣医師会		1
東京都獣医師会	1	
川崎市獣医師会、東京都獣医師会	1	
大阪府獣医師会	1	
千葉県獣医師会	1	
川崎市獣医師会	1	
川崎市獣医師会		1
千葉県獣医師会、東京都獣医師会	2	
東京都獣医師会		1
東京都獣医師会	1	

(エ) 支援金及び支援費用の支給状況 (令和5年3月末日時点)

a 支援金額 2,352,610円

b 支援費用の支給状況

	犬	猫	支援費用
川崎市獣医師会	1		24,376円
		1	28,248円
神奈川県獣医師会		1	251,821円
千葉県獣医師会	3		33,700円
横浜市獣医師会		1	14,300円
振込手数料			1,980円
計			354,425円

(2) 2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等への支援

令和5年2月6日にトルコ南部を震源として発生したトルコ及び隣国シリアにおける地震に対

し、地方獣医師会会長宛に、令和5年2月16日付け4日獣発第304号「2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等への支援について」により、人と動物の救護活動、避難生活等の環境下における感染症対策等ワンヘルス・アプローチからの取組みにおける「2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等支援金」（別紙）の募集を行い、4,539,008円（令和5年3月末日時点）の支援があった（募集の期間は、令和5年2月から令和5年3月末日）。

(別紙)

**公益社団法人 日本獣医師会**  
**「2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等支援金」**  
**募集要領**

**1 趣 旨**

日本獣医師会は、会員地方獣医師会、会員構成獣医師等の支援・協力の下で、2023年トルコ南部地震におけるワンヘルスアプローチに基づく人と動物の救護活動等（以下「救護活動」という。）の支援等を目的として「2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等支援金」を募集する。

**2 支援金の名称**

2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等支援金

**3 募金の期間**

令和5年2月から令和5年3月末日

**4 支援金の募集と振込み（寄附）先**

会員地方獣医師会は、前記1の趣旨を受け、会員構成獣医師からの支援金の募集活動に当たっていただき、取りまとめた支援金（自らの拠出を含む。）を次の支援金振込口座に振り込むこととする。

「2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等支援金」振込口座

銀行名	三菱UFJ銀行	(0005)
支店名	青山通支店	(084)
区分・口座番号	普通預金	0427463
口座名義	コウエキシャダンホウジンニホンジュウイシカイ カイチョウ クラウチイサオ 公益社団法人日本獣医師会 会長 藏内勇夫	

**5 支援金の使途**

前記4により所定の支援金振込口座に入金された支援金は、在日トルコ共和国大使館及び日本赤十字社等の募金口座等へ寄付を行う。

**6 税の優遇措置**

本会は、内閣総理大臣より「公益社団法人」としての認定を受けているので、本会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられる。また、税額控除に係る証明を取得しているため、個人様の寄附については前記(所得控除)とのいずれか一方を選択することができる。

**4 野口英世アフリカ賞への寄付について**

「野口英世アフリカ賞」は、野口英世博士の功績にあらためて光を当て、アフリカの医学研究や医療活動において卓越した業績を顕彰する国際賞として2006年に創設されたものであるが、

本会としても、アフリカをはじめ世界中に未曾有の損害を与えている新型コロナウイルス等の人と動物の共通感染症対策として、本会が推進しているワンヘルスの取組みの一環となること等を踏まえ、地方獣医師会に対して支援及び協力の依頼を行った。

その結果、全国 37 地方獣医師会と 1 地区連合獣医師会から寄付金造成資金が日本獣医師会に寄せられ、日本獣医師会分を合わせて寄付事業を運営する本賞の募金委員会へ送金した。

本賞への募金活動支援にご協力をいただいた、地方獣医師会及び地区連合獣医師会等に対し、心から感謝申し上げます。

## 5 新型コロナウイルス感染症への対応

### (1) 新型コロナウイルス感染症への対応の経過

令和 2 年 1 月 15 日、我が国初の発生が確認された新型コロナウイルス感染症に対する令和 4 年度における本会の対応は、以下のとおりである。

令和 4 年 12 月 28 日：

本会事務局における月 1 回の在宅勤務を解除した。

## 6 豚熱への対応

### (1) 豚熱等家畜伝染病対策検討委員会

岐阜県獣医師会会長からの要請を受け、令和 5 年 1 月 23 日に第 3 回委員会を行った。第 3 回会議では、農場の飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種、抗体保有状況調査の徹底と情報共有、野生いのしし対策の抜本的見直し等について協議した。

### (2) 豚熱等の防疫措置についての要請

令和 4 年 12 月 22 日付け 4 日獣発第 254 号「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）」をもって、農林水産省消費・安全局長あてに豚熱、アフリカ豚熱等越境性動物疾病に対する防疫体制の充実・強化に関する要請活動を実施した（「第 2 事業報告 A 政策提言活動等 獣医療政策提言等の要請活動等 別記 11」参照）。

### (3) 豚熱対策等の情報提供

ア 関係省庁からの通知等

(ア) 農林水産省からの国内における豚熱患畜の確認及び海外におけるアフリカ豚熱の発生に関するプレスリリースについて逐次、地方獣医師会へ情報提供した。

(イ) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受けて、令和 4 年 12 月 28 日付け 4 日獣発第 274 号「特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」を地方獣医師会会長あてに通知した。本通知では、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が 12 月 23 日付けで一部改正されたことに伴って同疾病に係る留意事項が改正されたことについて、同省から都道府県知事あて通知された旨、関係者への周知を依頼した。

## 7 会員組織基盤の強化対策

### (1) 日本獣医師会会員組織

本会会員組織については、全国の 47 都道府県獣医師会及び 8 政令市獣医師会を会員とする全国組織として、すべての都道府県において組織強化活動を行った。

賛助会員組織についても、獣医事に関連する団体・企業、本会の事務事業に関連する団体・企業及び本会の目的に賛同する個人等に呼びかけ、加入拡充を図った。

## (2) 地方獣医師会会員組織

ア 平成21年度第3回理事会及び全国獣医師会会長会議の協議を踏まえ、「新公益法人制度の移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について」（平成21年10月27日付け21日獣発第185号）により、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図られたいことを要請したが、令和4年度においても引き続き、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち会員組織基盤の強化に努めた。

イ 令和4年度においても獣医学系大学（獣医学科）の優等卒業生を表彰し、全卒業生に対して日本獣医師会会長メッセージ、日本獣医師会獣医師倫理関係規程集、日本獣医師会パンフレットを配布した。

表彰に当たっては、本会会長の他、大学の所在する地域の地方獣医師会代表者が賞状及び記念品を授与し、獣医師会の活動を紹介して、卒業生への入会の勧誘を行った。

## 第2 事業報告

### A 政策提言活動等

#### 獣医療政策提言等の要請活動等（日本獣医師連盟要請も含む）

- 1 令和4年4月21日、4月22日【別記1】  
改正動物愛護管理法における販売用犬猫に対するマイクロチップの装着・登録の義務化に関する要請  
要請先等：自由民主党獣医師問題議員連盟会長 麻生 太郎  
河西 宏一 衆議院議員  
牧原 秀樹 衆議院議員  
鬼木 誠 衆議院議員  
三原じゅん子参議院議員  
森 英介 衆議院議員
- 2 令和4年4月25日、4月26日、4月28日、5月10日、5月12日、5月19日【別記2】  
改正動物愛護管理法における販売用犬猫に対するマイクロチップの装着・登録の義務化に関する要請  
要請先等：犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟  
自由民主党 どうぶつ愛護議員連盟  
武見 敬三 参議院議員  
野田 聖子 自由民主党 どうぶつ愛護議員連盟会長  
牧原 秀樹 衆議院議員  
井上 貴博 衆議院議員  
福島みずほ 参議院議員  
河西 宏一 衆議院議員  
尾辻 秀久 犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟会長
- 3 令和4年6月15日【別記3】  
愛玩動物看護師法の運用における課題について（要請）  
要請先：公明党環境部会、農林水産部会、動物愛護管理推進委員会合同会議
- 4 令和4年6月29日付け4日獣発第87号【別記4】  
獣医学系大学学生の体験型家畜衛生・公衆衛生実習の受入れについて（依頼）  
要請先等：各都道府県知事、各保健所設置市長
- 5 令和4年7月20日付け4日獣発第116号【別記5】  
高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備等について（要請）  
要請先等：農林水産省 消費・安全局長 森 健
- 6 令和4年7月21日【別記6】  
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）  
要請先等：自由民主党獣医師問題議員連盟会長 麻生 太郎
- 7 令和4年7月27日【別記7】  
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請  
要請先等：公明党動物愛護管理推進委員会委員長 中野 洋昌
- 8 令和4年9月20日【別記8】  
公務員獣医師の処遇改善に関する要請  
要請先等：総務大臣 寺田 稔
- 9 令和4年12月18日【別記9】  
ワンヘルス施策の推進に関する要請  
要請先等：参議院自由民主党政策審議会会長 松山 政司
- 10 令和4年12月22日【別記10】  
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）  
要請先等：自由民主党獣医師問題議員連盟会長 麻生 太郎

- 11 令和4年12月22日付け4日獣発第254号【別記11】  
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）  
要請先等：農林水産省 消費・安全局長 森 健
- 12 令和4年12月22日付け4日獣発第255号【別記12】  
動物愛護・管理施策等の整備・充実について（要請）  
要請先等：環境省 自然環境局長 奥田 直久
- 13 令和4年12月22日付け4日獣発第256号【別記13】  
人と動物の共通感染症対策の整備・充実について（要請）  
要請先等：厚生労働省 健康局長 佐原 康之  
生活衛生・食品安全審議官 佐々木 昌弘
- 14 令和4年12月22日付け4日獣発第257号【別記14】  
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）  
要請先等：財務大臣 鈴木 俊一
- 15 令和4年12月22日付け4日獣発第258号【別記15】  
獣医学教育の改善（整備・充実）について（要請）  
要請先等：文部科学大臣 永岡 桂子
- 16 令和4年12月22日付け4日獣発第259号【別記16】  
ワンヘルス施策の推進について（要請）  
要請先等：外務大臣 林 芳正
- 17 令和4年12月14日【別記17】  
改正動物愛護管理法によるマイクロチップの装着・登録の義務化及び愛玩動物看護師法の運用に関する要請  
要請先等：犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟
- 18 令和5年1月20日【別記18】  
動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用について（要請）  
要請先等：環境副大臣兼内閣府副大臣 小林 茂樹
- 19 令和5年3月10日付け4日獣発第326号【別記19】  
ワンヘルスの観点における今後のこども政策に係る学校動物飼育の推進に関する要請  
要請先等：「自由民主党ワンヘルス推進議員連盟」設立 代表発起人 林 芳正 衆議院議員
- 20 令和5年3月13日付け4日獣発第327号【別記20】  
ワンヘルス施策の推進について（要請）  
要請先等：自由民主党ワンヘルス推進議員連盟 会長
- 21 令和5年3月20日【別記21】  
産業動物獣医学教育の臨床実習に係る要請書  
要請先等：文部科学大臣 永岡 桂子

【別記1】

令和4年4月21日ほか

自由民主党獣医師問題議員連盟  
 会 長 麻生 太郎 様  
 衆議院議員 河西 宏一 様  
 衆議院議員 牧原 秀樹 様  
 衆議院議員 鬼木 誠 様  
 参議院議員 三原じゅん子 様  
 衆議院議員 森 英介 様

公益社団法人 日本獣医師会  
 日 本 獣 医 師 連 盟

## 改正動物愛護管理法における販売用犬猫に対する マイクロチップの装着・登録の義務化に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和元年6月に成立した改正動物愛護管理法につきましては、販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化が規定され、令和4年6月1日に施行されます。(公社)日本獣医師会は、令和3年6月15日付けで環境大臣から指定登録機関に指定されたことから、鋭意準備を進めてまいりました。

また、令和4年4月5日付けで動物愛護管理法施行規則等を改正する環境省令が公布され、具体的な登録手続き等の詳細が提示されたことから、本会は指定登録機関として登録事務の実施体制の構築を急いでいるところです。

更に、このたびの法改正では、狂犬病予防法の特例措置が規定され、環境省所管の動物愛護管理法と厚生労働省所管の狂犬病予防法の双方で規定している犬の登録について、省の垣根を超えた一元的な運用への道筋がつけられたところです。

しかしながら、これらの法に基づく登録事務の適正かつ円滑な運用を実現するためには、解決しなければならない課題もあります。

つきましては、新たな犬・猫のマイクロチップの装着・登録の仕組が有効に機能するとともに、飼育者及び関係者の利便性の向上により円滑な法令遵守が図られるよう、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

### 記

- 1 環境省が構築する法定登録共通データベースと本会が民間機関として推進してきたマイクロチップ登録情報の一体的な管理を可能とし、重複管理の回避と飼育者等の利便性の向上を図ること。
- 2 環境省が構築する法定登録共通データベースの飼育者情報について、逸走動物の保護時や災害の発生時に獣医師による登録情報の検索を可能とし、迅速な所有者への返還等を実現すること。
- 3 犬に関するマイクロチップ法定登録情報データについて、狂犬病予防法に基づき市町村等が運用する犬の登録データと一体的に運用し、登録原簿の代替としての活用、登録手数料の代行収納、市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括委託等が可能となるよう、運用方法の改善について環境省、厚生労働省及び総務省が連携して体制の整備を図ること。
- 4 環境省令で定めるマイクロチップの基準について、同一番号の重複を避けるとともに、国内で安全性が承認されたものであることを担保するため、ISO規格に準拠することに加え、薬機法第23条の2の5第1項の規定に基づく製造販売承認を受けたものとする。
- 5 海外から輸入された動物のマイクロチップの装着証明にあたり、獣医師が発行する装着証明書と同等のものとして動物検疫所の家畜防疫官が発行する輸入検疫証明書を活用できるようにすること。
- 6 新規・変更登録の手数料は300円と規定され、本会が運用している登録事業の現行手数料1,050円より低額であるため、運用の実態に鑑み必要な場合には速やかに改正すること。
- 7 次期の動物愛護管理法の改正においては、販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等について、



マイクロチップの装着・登録を義務化すること。

【別記2】

令和4年4月25日ほか

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟 あて  
自由民主党 どうぶつ愛護議員連盟 あて  
参議院議員 武見 敬三 様  
自由民主党 どうぶつ愛護議員連盟会長 野田 聖子 様  
衆議院議員 牧原 秀樹 様  
衆議院議員 井上 貴博 様  
参議院議員 福島みずほ 様  
衆議院議員 河西 宏一 様  
犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟会長 尾辻 秀久 様

公益社団法人 日本獣医師会  
日 本 獣 医 師 連 盟

改正動物愛護管理法における販売用犬猫に対する  
マイクロチップの装着・登録の義務化に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和元年6月に成立した改正動物愛護管理法につきましては、販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化が規定され、令和4年6月1日に施行されます。(公社)日本獣医師会は、令和3年6月15日付けで環境大臣から指定登録機関に指定されたことから、鋭意準備を進めてまいりました。

また、令和4年4月5日付けで動物愛護管理法施行規則等を改正する環境省令が公布され、具体的な登録手続き等の詳細が提示されたことから、本会は指定登録機関として登録事務の実施体制の構築を急いでいるところです。

しかしながら、法令に基づく登録事務の適正かつ円滑な運用を実現する上で、特に下記の課題につきましては、制度の管理運用を煩雑にするとともに、飼育者の皆様の利益を損ねるものと考えます。新たな犬・猫のマイクロチップの装着・登録の仕組が有効に機能し、飼育者及び関係者の利便性の向上により円滑な法令遵守が図られるようここに要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 環境省が構築する法定登録共通データベースと本会が民間機関として推進してきたマイクロチップ登録情報の一体的な管理を可能とし、重複管理の回避と飼育者等の利便性の向上を図ること。
- 2 環境省が構築する法定登録共通データベースの飼育者情報について、逸走動物の保護時や災害の発生時に獣医師による登録情報の検索を可能とし、迅速な所有者への返還等を実現すること。

【別記3】

令和4年6月15日

公明党 環境部会、農林水産部会、動物愛護管理推進委員会合同会議 あて

公益社団法人 日本獣医師会  
日 本 獣 医 師 連 盟

愛玩動物看護師法の運用における課題について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和4年5月1日に施行された愛玩動物看護師法により、獣医療における新たな国家資格専門職としての愛玩動物看護師が、獣医師の指示の下で診療補助業務を行うことが可能となりました。

日本獣医師会では、愛玩動物看護師と獣医師が適切な役割分担と連携に基づくチーム獣医療を提供することにより、動物診療業務に留まらず、地域における人と動物の共生社会の実現に尽力したいと考えております。

つきましては、今後の円滑な法の運用、愛玩動物看護師の幅広い活躍及び雇用促進等のため、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 獣医師のパートナーとして不可欠な愛玩動物看護師が小動物獣医療現場において存分に活躍できるよう、受験資格、指定講習会、予備試験、国家試験、名簿登録等の法運用の円滑な推進につき特段の配慮を行うこと。
- 2 地域における人と動物の共生社会の実現に向け、愛玩動物看護師による動物飼育高齢者世帯等への訪問看護において、診療補助、看護、動物飼育支援等の業務が効果的かつ円滑に実施できるよう指導及び支援を行うこと。
- 3 愛玩動物看護師法第42条の規定に基づく名称の使用制限について、獣医療の実態を踏まえ、適切な指導を行うこと。

【別記4】

4日獣発第87号  
令和4年6月29日

各都道府県知事 あて  
各保健所設置市長 あて

公益社団法人日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫  
全国大学獣医学関係代表者協議会  
会 長 堀 内 基 広

## 獣医学系大学学生の体験型家畜衛生・公衆衛生実習の 受入れについて（依頼）

日頃より、獣医師及び獣医療に関する施策並びに獣医学教育の推進にご指導及びご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、獣医師は、家畜や愛玩動物の診療をはじめ、口蹄疫、豚熱、高（低）病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病や狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの人獣共通感染症の防疫、畜産の振興、食品の安全性の確保、公衆衛生の向上、動物の福祉・愛護、野生動物に係る自然環境保全など、広範な職域において重要な役割を担っており、産業の発展及び国民生活の向上に貢献しております。

更に、動物由来の新興・人獣共通感染症とされている新型コロナウイルス感染症はパンデミックとなって全世界にまん延し、その影響は国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期にわたって継続することが懸念されています。このような「緊急事態」に適切に対処するためには、人と動物の健康及び野生動物を含む環境の保全を一体的に捉え、獣医師、医師及び関係分野の社会・産業・行政と大学が連携して人獣共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等の課題に対応する「ワンヘルス」の研究・実践体制の構築が不可欠であり、獣医師の責務は益々その重みを増しています。

獣医師がこのような社会的要請に的確に答えていくためには、獣医師自らが知識及び技術の研鑽に努めるとともに、大学・大学院教育において、高度専門職業人として実践的な能力を有する獣医師を養成することにより、高度かつ広範な獣医療の提供体制を確立する必要があります。

一方、獣医師の需給に関しては、全国的な獣医師総数は不足していないものの、地域及び職域の偏在がみられる状況が継続しております。このため、全国の獣医学系大学においては、産業動物臨床分野、公務員分野等の獣医師が不足している職域や地域に就業を目指す新規獣医師を輩出するため、外部実習受入機関のご協力をいただきながら、獣医学生の診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習の実施に取り組んでいます。これらの実習は、獣医学生の当該職域への理解の増進と就業の増加に繋がるものと期待しています。

本会、本協議会、外部実習受入機関等は、獣医学専門教育における学外・現地実習を更に広範かつ円滑に実施するために、平成29年9月に獣医学実践教育推進協議会を設置し、診療参加型臨床実習、体験型家畜衛生・公衆衛生実習等を計画的かつ集約的に実施するための協議を行っています。この協議の中で、体験型家畜衛生・公衆衛生実習等の実施に当たっては、外部実習受入機関における実習実施支援根拠が不明確であるため、文部科学省に対して都道府県知事及び保健所設置市長並びに外部実習受入機関の業務を所掌する厚生労働省、農林水産省及び環境省の関係部局に対する実習実施依頼文書の発出を依頼しました。これを受け、別添のとおり、「獣医学系大学学生の診療参加型臨床実習等の外部実習受入れについて（依頼）」（令和3年2月16日付け2文科高第1036号文部科学省高等教育局長通知）が都道府県知事及び保健所設置市長宛に発出されました。

このような経緯を踏まえ、貴【都道府県・市】の外部実習受入機関に対して、獣医学実践教育推進協議会の構成団体であり獣医学共用試験を運営・管理している特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構（全国大学獣医学関係代表者協議会及び全国17獣医学系大学により設置。）から、上記の体験型家畜衛生・公衆衛生実習等の受入要請がなされた際には、当該実習の円滑な受入れ及び効果的な実施につき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 【別記5】

4日獣発第116号  
令和4年7月20日

農林水産省 消費・安全局長  
森 健 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫

### 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備等について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、犬、猫等の愛玩動物は「家族の一員・生活の伴侶」として、国民生活において不可欠な存在となっています。それに伴い、小動物獣医療分野においては、人の医療と同様の高度かつ専門的な獣医療の提供が求められるようになってきています。

このような中、本年5月1日に愛玩動物看護師法が全面施行され、小動物獣医療分野において新たな国家資格者としての愛玩動物看護師による診療補助業務が可能となり、獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担と連携の下に、高度なチーム獣医療の提供体制の構築が求められています。

一方、令和2年5月に公表された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」においては、「専門的な診療を求める飼育者の選択に資するよう、獣医師の組織する団体等が中心となって、獣医師の専門性を認定等する仕組みの構築について検討を進める。また、獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告のあり方について検討を進める。」こととされました。

このような情勢にかんがみ、本会は現に獣医師の専門性に関する認定制度や研修制度に関与している主要な学協会の参画を得て、令和3年9月に本会内に「認定・専門獣医師協議会」を設置し、専門分野別の研修プログラムの評価・認定、専門獣医師の認定登録情報の管理・公表等の仕組みの構築を進めています。

つきましては、新たな法体系の下で、愛玩動物の飼い主等が求める高度かつ専門的な獣医療提供体制の整備とともに、獣医療における専門性資格に関する広告が可能となるよう下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

#### 記

- 1 愛玩動物看護師法の適正な運用により、次の施策の実現に支援されたい。
  - (1) 獣医療現場の実態を踏まえ、愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の促進等により、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築
  - (2) 獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携の下に、高齢者等が飼育する動物に対する獣医療提供が可能となるよう、いわゆる「かかりつけ動物病院」による地域における人と動物との共生社会の発展を目指す地域包括ケアシステムの構築
- 2 本会が推進する認定・専門獣医師に係る仕組みをはじめ、次の高度・専門獣医療提供体制の構築等に支援されたい。
  - (1) 農場管理獣医師（飼養衛生管理基準に基づき全ての農場ごとに定められる担当の獣医師等）をはじめ、高度な専門的知識及び技術を備えた獣医師を育成する認定・専門獣医師に係る仕組み等、獣医療提供体制の総合的な構築への支援
  - (2) 「認定・専門獣医師協議会」において認定された研修等を受講し付与された認定・専門獣医師の名称等の広告が可能となるよう獣医療法第17条における獣医療広告制限の見直し

#### 【別記6】

令和4年7月21日

自由民主党獣医師問題議員連盟

会長 麻生太郎 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫

### 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。特に、令和4年度に施行された愛玩動物看護師法の運用及び動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化に当たっては、多大なるご尽力を賜り重ねてお礼申し上げます。

さて、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症、現在西日本で感染が拡大している重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、新型インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの実践に基づく感染症対策が世界的に必要とされています。しかし、現在の国及び地方自治体におけるワンヘルスの実践体制は関係省庁間で縦割りとなっており、しかも犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての調査研究は空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

これらの緊急かつ広範な課題の解決や、新たな法制度の適正な運用に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて大きなものとなっています。しかしながら、国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備や獣医師の処遇は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 感染症に対する危機管理施策の整備・充実及びワンヘルスの実践体制の構築

動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のような危機管理及びワンヘルスに関する施策を講じられたい。

- (1) 人の感染症研究を担う国立感染症研究所（日本版 CDC）と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための体制の構築 [厚生労働省、農林水産省、環境省]
- (2) 日本のみならずアジアにおける新興・再興感染症等の発生予防及びまん延防止並びに薬剤耐性菌対策に加え、人と動物の健康、環境保全などを含めたワンヘルスの普及・実践のため、アジア獣医師会連合(FAVA)の活動等への積極的な支援 [厚生労働省、農林水産省、環境省]
- (3) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等を実施する体制の確立 [農林水産省]
- (4) 地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び地方自治体における動物保健衛生所等「ワンヘルスセンター」の設置への支援 [厚生労働省、農林水産省、環境省]

## 2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

本会が26年間にわたり適正に取り組み 286 万頭(令和3年度末)の登録実績を有する AIPO 登録事業の実績を踏まえ、法定登録制度の円滑かつ適正な運用体制を構築されたい。

- (1) 環境省が構築する法定登録共通データベースと本会が民間機関として推進してきた AIPO 登録情報の一体的管理による重複管理の回避と飼育者等の利便性の向上 [環境省]
- (2) 法定登録共通データベースの飼育者情報について、逸走動物の事故・保護時や災害発生時における獣医師による登録情報の検索を可能とし、所有者への迅速な連絡と返還 [環境省]
- (3) 犬の法定登録共通データベースについて、狂犬病予防法に基づき市町村等が運用する犬の登録データと一体的に運用して登録原簿の代替として活用するとともに、市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括委受託の推進による運用方法の改善及び体制の整備 [環境省、厚生労働省]
- (4) 300 円に設定された新規・変更登録手数料等について、登録事務の運用の実情に即した適正な金額の設定 [環境省]
- (5) 次期の動物愛護管理法の改正において、販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等についてのマイクロチップの装着・登録の義務化 [環境省]

## 3 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

愛玩動物看護師法の運用等に当たっては、獣医療現場の実態を踏まえ、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築等に支援されたい。

- (1) 愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等による国家資格取得及び雇用の促進、獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携による高度なチーム獣医療提供体制の構築、愛玩動物看護師による動物飼育高齢者世帯等への訪問看護による地域における人と動物の共生社会の実現等に対する指導及び支援 [農林水産省、環境省]
- (2) 農場管理獣医師(飼養衛生管理基準に基づき全ての農場ごとに定められる担当の獣医師等)をはじめ高度な専門的知識・技術を備えた獣医師を育成する認定・専門獣医師に係る仕組みの構築への支援とともに、付与された認定・専門獣医師の名称等の広告が可能となるよう獣医療法第17条における獣医療広告制限の見直し [農林水産省]

## 4 公務員獣医師及び産業動物診療獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、公務員獣医師等について、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置(本俸の一律月額5万円以上の増額)等の施策を講じられたい。 [農林水産省、厚生労働省]

### 【別記7】

令和4年7月27日

公明党動物愛護管理推進委員会  
委員長 中野洋昌様

公益社団法人 日本獣医師会  
日本獣医師連盟

### 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。特に、令和4年度に施行された愛玩動物看護師法の運用及び動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化に当

たつては、多大なるご尽力を賜り重ねてお礼申し上げます。

さて、本会が平成8年度から犬、猫等を対象に取り組んできたマイクロチップ登録事業（以下「AIPO 登録事業」という。）は、地方獣医師会、動物病院、ペットショップなどの支援・協力の下に、年々登録頭数が拡大し、令和3年度には約33.5万頭、累計286万頭の登録実績を有するまでに普及・定着して参りました。更に、本会は、令和3年6月15日付けで環境大臣から唯一の指定登録機関に指定されました。

このような経緯を踏まえ、本会は民間事業である AIPO 登録事業が法定登録制度として更に発展し、指定登録機関として獣医師会組織を挙げて国民に貢献できるものと期待してきました。しかし、新たな法定登録制度は AIPO 登録事業とは全く別の仕組みとされ、獣医師による情報検索は認められず、地方獣医師会の位置付けもなく、しかも指定登録機関としての本会は多額の赤字運用を余儀なくされる見込みとなりました。更に、法定登録制度と二重登録となる AIPO 登録事業は任意の民間事業であり、登録頭数の大幅減少及び赤字運用が懸念される事態となりました。

また、狂犬病予防法の特例としての犬の登録申請とのワンストップサービスについては、市町村等における事務運営がかえって複雑になるとの懸念から、特例を利用する市町村等は1割にも満たない状況となっています。

このような事態については関係省庁にもご理解いただき、6月1日の改正動物愛護管理法の施行後においても、法定登録制度の運用の見直し等についてご検討いただいておりますが、下記のとおり主な課題について貴委員会に要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

#### 記

動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録制度については、本会が26年間にわたり適正に取り組み286万頭(令和3年度末)の登録実績を有する AIPO 登録事業の実績を踏まえ、円滑かつ適正な運用体制を構築されたい。

- 1 環境省が構築する法定登録共通データベースと本会が民間機関として推進してきた AIPO 登録情報の一体的管理による重複管理の回避と飼育者等の利便性の向上 [環境省]
- 2 法定登録共通データベースの飼育者情報について、逸走動物の事故・保護時や災害発生時における獣医師による登録情報の検索を可能とすることによる所有者への迅速な連絡と返還 [環境省]
- 3 犬の法定登録共通データベースについて、狂犬病予防法に基づき市町村等が運用する犬の登録データと一体的に運用して登録原簿の代替として活用するとともに、市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括委受託の推進による運用方法の改善及び体制の整備 [環境省、厚生労働省]
- 4 300円に設定された新規・変更登録手数料等について、登録事務の運用の実情に即した適正な金額の設定 [環境省]
- 5 次期の動物愛護管理法の改正において、販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等についてのマイクロチップの装着・登録の義務化 [環境省]

#### 【別記8】

令和4年9月20日

総務大臣  
寺田 稔 様

公益社団法人 日本獣医師会  
日本獣医師連盟

### 公務員獣医師の処遇改善に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導及びご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延しパンデミックとして人類を恐怖に陥れましたが、わが国の国民生活や経済活動にも未だに多大なる悪影響を及ぼしています。本感染症はじめ、現在西日本で感染が拡大している重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、新型インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの実践に基づく感染症対策が世界的に必要とされています。

また、従来より、家畜・家禽の悪性伝染病である口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対応や、腸管出血性大腸菌 0157、ノロウイルス感染症、牛海綿状脳症(BSE)等の対策を含む食品の安全性確保のほか、薬剤耐性(AMR)対策、公衆衛生対策、動物愛護対策を含む人と動物の共生社会の構築等、獣医師が担うべき業務は極めて広範かつ重要なものとなっています。

これらの危機管理対策をはじめ、国民の生命・財産や日常生活を守る重要な役割を果たしているのが公務員獣医師であり、新型コロナウイルス感染症の経験から学んだ将来の新興・再興感染症対策への備えも、公務員獣医師が中心となって対応していかなければなりません。

さて、わが国の獣医学教育は、昭和53年度入学者から修士課程積上げ6年制教育課程に、昭和59年度入学者からは6年制一貫教育課程に移行し、令和元年度からは現職の公務員獣医師の全てが医師・歯科医師と同様6年間の教育課程を修めた免許取得者になりました。しかも、獣医師の活動分野は、公務員獣医師としての家畜衛生・公衆衛生、動物愛護・福祉、野生動物保護・管理等のほか、小動物・産業動物診療、バイオメディカル、教育・研究、海外協力等広範な分野に及んでいます。このような獣医師の専門的かつ広範な活躍等を反映し、近年における大学獣医学課程への入学に要する学力は、歯学教育課程を上回り医学教育課程と同等の学力を要する状況となっています。

しかしながら、公務員獣医師は上記のように極めて重要な役割を果たしているにもかかわらず、その処遇については、医師・歯科医師の下でその処方や指示により医療に従事する職種と同じ医療職給料表(二)が適用されています。このような公務員獣医師の処遇は、医師等と同様に、高度な自己判断に基づき困難な業務を遂行しなければならない高度専門職として相応しいものとは到底言えず、このことが全国的に公務員獣医師が採用(就業)困難職種となっている最大の要因となっています。

このような状況を踏まえて、全国都道府県議会議長会が平成26年7月30日に決議された「平成27年政府予算編成並びに施策に関する提言」において、現下の公務員獣医師に相応しい処遇とするために必要な措置を講じるよう国に求めていただき、さらに多数の県議会からも、本要請と同趣旨の意見書を関係機関に提出していただきました。

また、平成28年11月に福岡県北九州市において開催された世界獣医師会、世界医師会、日本医師会及び日本獣医師会の四者主催による「第2回世界獣医師会-世界医師会 "One Health"に関する国際会議」においては、獣医師と医師の連携の下で、人と動物の共通感染症の予防、抗菌剤の責任ある使用と薬剤耐性菌対策の推進等、ワンヘルスの実践を内容とする「福岡宣言」が採択され、世界に向けて発信されました。さらに、この国際会議開催までに、日本獣医師会と日本医師会と同様に、全国47都道府県の55地方獣医師会全てが地方医師会と学術連携協定を締結し、世界に先駆けて日本全国においてワンヘルスの実践体制が構築されました。

このような獣医師と医師が対等な立場で、人と動物の健康及び環境保全に一体的に取り組んでいる活動が高く評価され、福岡県では人事委員会の勧告に基づき、医療職給料表を廃止した上で新た



に特定獣医師職給料表を新設し、平成29年4月1日から施行されました。これに続き、徳島県においても令和3年度から特定獣医師職給料表が新設されています。

一方、平成30年4月から愛媛県今治市に獣医学部が新設されましたが、そもそも獣医師の需給に関しては、農林水産省の見解にあるとおり、地域・職域の偏在は見られるものの全国的な獣医師総数は不足しておらず、今治市に獣医学部を新設しても四国4県はもとより全国における公務員獣医師の採用難の解決には繋がりません。このような獣医師の地域・職域偏在の解消のためには、6年制教育修了者に相応しい魅力ある職場の確保と処遇改善が不可欠です。

つきましては、貴職におかれましては、都道府県知事及び都道府県人事委員会が、上記のような公務員獣医師が担っている業務の国民生活における重要性と地方自治の趣旨に鑑み、その処遇改善を実現できるよう、特段のご理解とご尽力を賜りたく下記のとおり要請します。

#### 記

- 1 医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設し、現行の本俸を一律月額5万円以上増額すること。
- 2 1の措置は、現行の初任給調整手当等の時限的なものではなく、恒久的なものとして措置すること。
- 3 地方自治体における1及び2の措置の実施に伴い、地方交付税の減額等の不利益措置を講じないよう引き続き配慮すること。

#### 【別記9】

令和4年12月18日

参議院自由民主党政策審議会  
会長 松山政司 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫

#### ワンヘルス施策の推進に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症、現在西日本で感染が拡大している重症熱性血小板減少症候群(SFTS)のほか、重症急性呼吸器症候群(SARS)、新型インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの実践に基づく感染症対策が世界的に必要とされています。

しかし、現在の国及び地方自治体におけるワンヘルスの実践体制は関係省庁間で縦割りとなっており、しかも犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての調査研究は空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

このような事態にかんがみ、政府における感染症危機管理体制の構築に係る検討に当たっては、ワンヘルスアプローチの視点に基づき、医師、獣医師、環境の専門家等が連携・協力し、今後における国民の健康保全や人と動物の共生社会づくりに貢献できるよう下記のとおり要請いたしますの

で、ご高配を賜りますようお願いいたします。

#### 記

- 1 人の感染症研究を担う国立感染症研究所（日本版 CDC）と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスの実践体制を構築すること。〔厚生労働省、農林水産省、環境省〕
- 2 日本のみならずアジアにおける新興・再興感染症等の発生予防及びまん延防止並びに薬剤耐性菌対策に加え、人と動物の健康、環境保全などを含めたワンヘルスの普及・実践のため、令和4年11月から日本獣医師会会長が会長を務めるアジア獣医師会連合(FAVA)の活動、FAVA ワンヘルス福岡オフィスの運営等に対し積極的に支援すること。〔厚生労働省、農林水産省、環境省〕
- 3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等を実施する体制を確立すること。〔農林水産省〕
- 4 地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置に支援すること。〔厚生労働省、農林水産省、環境省〕

#### 【別記10】

令和4年12月22日

自由民主党獣医師問題議員連盟  
会長 麻生太郎様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫

#### 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。特に、令和4年度に施行された愛玩動物看護師法の運用及び動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化に当たっては、多大なるご尽力を賜り重ねてお礼申し上げます。

さて、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症、現在西日本で感染が拡大している重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、新型インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの実践に基づく感染症対策が世界的に必要とされています。しかし、現在の国及び地方自治体におけるワンヘルスの実践体制は関係省庁間で縦割りとなっており、しかも犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての調査研究は空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

これらの緊急かつ広範な課題の解決や、新たな法制度の適正な運用に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて大きなものとなっています。しかしながら、国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備や獣医師の処遇は未だ十分なものとは言

えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 感染症に対する危機管理施策の整備・充実及びワンヘルスの実践体制の構築

動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のような危機管理及びワンヘルスに関する施策を講じられたい。

- (1) 人の感染症研究を担う国立感染症研究所（日本版 CDC）と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための体制の構築 [厚生労働省、農林水産省、環境省]
- (2) 日本のみならずアジアにおける新興・再興感染症等の発生予防及びまん延防止並びに薬剤耐性菌対策に加え、人と動物の健康、環境保全などを含めたワンヘルスの普及・実践のため、令和4年11月から日本獣医師会会長が会長を務めるアジア獣医師会連合（FAVA）の活動、FAVA ワンヘルス福岡オフィスの運営（国際獣疫事務局（WOAH（OIE））アジア太平洋地域代表事務所と同様の優遇措置の付与）等に対する積極的な支援 [外務省、厚生労働省、農林水産省、環境省]
- (3) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等を実施する体制の確立 [農林水産省]
- (4) 地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置への支援 [厚生労働省、農林水産省、環境省]

### 2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

次期の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）の改正においては、次の施策を実現されたい。

- (1) 販売用以外の犬・猫全頭についてのマイクロチップの装着・登録の義務化及びその他の動物の追加 [環境省]
- (2) 登録制度運用上の制約が多い「環境大臣の登録」から、獣医師による登録情報の検索、ペットショップ等による登録代行、付加価値サービスの提供等が可能な「民間の指定登録機関の登録」への変更 [環境省]
- (3) 犬のマイクロチップ法定登録データベースと狂犬病予防法に基づき市町村等が整備する犬の登録原簿との一体的運用及び市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括委託の推進 [環境省、厚生労働省]
- (4) 政令によりオンライン申請 300 円、紙申請 1,000 円に定められた新規・変更登録手数料等について、登録事務の運用の実情に即した適正な金額の設定 [環境省]

### 3 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

愛玩動物看護師法の運用等に当たっては、獣医療現場の実態を踏まえ、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築等に支援されたい。

- (1) 愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等による国家資格取得及び雇用の促進、獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携による高度なチーム獣医療提供体制の構築、愛玩動物看護師による動物飼育高齢者世帯等への訪問看護による地域における人と動物の共生社会の実現等に対する指導及び支援 [農林水産省、環境省]
- (2) 農場管理獣医師（飼養衛生管理基準に基づき全ての農場ごとに定められる担当の獣医師等）をはじめ高度な専門的知識・技術を備えた獣医師を育成する認定・専門獣医師に係る仕組みの

構築等への支援とともに、付与された認定・専門獣医師の名称等の広告が可能となるよう獣医療法第17条における獣医療広告制限の見直し [農林水産省]

#### 4 公務員獣医師及び産業動物診療獣医師の確保と処遇改善

政府において「新しい資本主義」に向けた重点投資分野として「人への投資と分配」において賃上げが推進される中、地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の処遇改善措置等を講じられたい。

- (1) 公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善（本俸の一律月額5万円以上の増額） [農林水産省、厚生労働省]
- (2) 農業共済団体家畜診療所の勤務獣医師について、病傷事故等診療収入以外への収入源の多元化による給与改善 [農林水産省]

#### 【別記11】

4日獣発第254号  
令和4年12月22日

農林水産省 消費・安全局長  
森 健 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫

#### 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、我が国や周辺諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする越境性の悪性家畜伝染病が発生し、また、最近では中国等で感染が拡大していたアフリカ豚熱が隣国の韓国に侵入して我が国への侵入の危険性が非常に高まっています。

また、平成30年に岐阜県で発生以降、各地に感染が拡大している豚熱の防疫対策において、民間の知事認定獣医師による予防的ワクチン接種が可能とされる等、獣医師の役割は一層重要なものとなっています。

さらに、エボラ出血熱、SFTS、SARS 等の人への感染が国民の関心を集める中、半世紀以上も清浄国であった台湾で野生動物を中心に狂犬病が発生するなど、人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）は我が国にとって大きな脅威となっています。

このような状況の中で、国民の食生活に直結した安全な畜産物の安定供給への貢献が求められている産業動物診療分野、「家族の一員・生活の伴侶」として定着してきた犬、猫等に対する高度な獣医療の提供が求められている小動物診療分野、家畜伝染病・人獣共通感染症の防疫及び食品の安全性の確保等に従事する家畜衛生・公衆衛生等の公務員分野のほか、動物愛護・福祉、野生動物対策等、獣医師は幅広い職域において国民生活を支えています。

また、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコウモリを起源とする人獣共通感染症といわれています。このような人獣共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に適切に対処するためには、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

このような緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期

待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 産業動物診療獣医師等の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

- ① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続、獣医学生に対する臨床実習等を行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の実習受入れ体制の整備への支援
- ② 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置（本俸の一律月額5万円以上の増額）等による公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善

(2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備を図られたい。

### 2 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

(1) 愛玩動物看護師法の適正な運用により、次の施策の実現に支援されたい。

- ① 獣医療現場の実態を踏まえ、愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の促進等により、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築
- ② 獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携の下に、高齢者等が飼育する動物に対する獣医療提供が可能となるよう、いわゆる「かかりつけ動物病院」による地域における人と動物との共生社会の発展を目指す地域包括ケアシステムの構築

(2) 「認定・専門獣医師制度」をはじめ、次の高度獣医療提供体制の構築等に支援されたい。

- ① 獣医師法第16条の2の規定に基づき、診療を業務とする獣医師に対する卒後臨床教育の実施体制を強化するための拠点となる家畜診療所等の教育機能の強化
- ② 飼養衛生管理基準に基づき全ての農場ごとに定められる担当の獣医師等（以下「農場管理獣医師」という。）をはじめ、高度な専門的知識及び技術を備えた獣医師を育成する「認定・専門獣医師制度」の構築
- ③ 「認定・専門獣医師制度」において認定された研修等を受講し付与された専門獣医師の名称等の広告が可能となるよう獣医師法第17条における獣医療広告制限の緩和

(3) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、次の施策を講じられたい。

- ① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築
- ② 家畜診療所については、地域の基幹的診療施設に位置付けるとともに、農業保険制度に基づく保険診療の業務及び収入にとどまらず、健全な畜産経営に不可欠な生産獣医療全般を業務として収入源の多元化を図ることによる運営体制の強化
- ③ 農場管理獣医師による飼養衛生管理基準の遵守、要指示医薬品の慎重使用等を含む畜産経営の衛生管理の一元化、農場管理獣医師の氏名等の家畜保健衛生所への届出・登録及び農場ごとの飼養衛生管理状況の適正な報告等、家畜保健衛生所と一体となった監視指導體制の強化
- ④ 産業動物・愛玩動物診療領域における人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）等の活用により、離島、僻地等の獣医療遠隔地の畜産経営、緊急・夜間診療等に対する愛玩動物の飼い主等の獣医療に対する高度かつ多様なニーズを踏まえ、適正な診療の提供を確保した上でのオンライン診療等の対応方策の整備

### 3 感染症に対する危機管理施策等の整備・充実

(1) 豚熱、アフリカ豚熱等越境性動物疾病に対する防疫体制の充実・強化に向けて、次の施策を

講じられたい。

- ① 農場管理獣医師（知事認定獣医師に限る。）による一元管理及び他の知事認定獣医師等の活用の下での豚熱ワクチン接種の適正な実施
  - ② 本会及び地方獣医師会が整備する「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の知事認定獣医師への活用
  - ③ 豚熱ワクチン接種技術料等については、現行の家畜防疫員の日当に替え、家畜の所有者と農場管理獣医師等との自発的な契約で決定
  - ④ 野生イノシシに対するサーベイランスによる感染状況の把握、経口ワクチンの効果的な活用、防護壁の設置等による飼養豚との接触の回避
  - ⑤ アフリカ豚熱、口蹄疫等の越境性動物疾病の我が国への侵入を未然に防止するため、家畜防疫官の権限強化、検疫探知犬の増頭を踏まえた水際検疫の強化、アジア諸国の獣医師に対する技術研修等への支援
- (2) 動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のようなワンヘルスの実践体制の構築を図られたい。
- ① 全国的に構築された医師会と獣医師会の連携体制の下での人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等ワンヘルスの実践施策への支援
  - ② 本会とアジア獣医師会連合（FAVA）、世界獣医師会（WVA）、世界医師会（WMA）、国際獣疫事務局（WOAH（OIE））、国連食糧農業機関（FAO）等の国際団体や国際機関との連携・協力活動等への支援
  - ③ 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人の感染症の6割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制の構築
  - ④ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制の確立
  - ⑤ 地方におけるワンヘルス推進機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の国の機関としての設置、都道府県の家畜保健衛生所等による愛玩動物、野生動物等を含む全ての動物の検査・防疫を可能とする機能及び体制の見直し並びに家畜衛生部局、公衆衛生部局及び動物愛護・野生鳥獣管理部局との連携体制の強化
- (3) 薬剤耐性（AMR）対策をはじめ動物用医薬品等の適正・慎重使用の確保及び迅速かつ安定的な供給を図るため、次の施策を早急に講じられたい。
- ① 医薬品医療機器等法に基づき承認・許可された小動物用医薬品が少なく、獣医師の裁量と経験に基づき人用医薬品が汎用されている小動物獣医療分野において、薬剤耐性（AMR）対策としての抗菌剤の慎重使用を推進するため、本会と貴省及び動物用医薬品業界の連携・協力の下で、小動物用医薬品としての承認・許可を得やすい仕組み作り等、製薬企業の小動物用医薬品の開発促進のための方策
  - ② 動物用医薬品をより早く、合理的な価格で、安定的に供給できるよう、医薬品医療機器総合機構（PMDA）のチーム審査、米国 FDA の段階審査（Phased Review）等を参考に、(2)の④による統合に合わせ、迅速、適正かつ効率的な承認審査体制の構築

【別記12】

環境省自然環境局長  
奥田直久様

4日獣発第255号  
令和4年12月22日

### 動物愛護・管理施策等の整備・充実について（要請）

日頃より、動物愛護・管理等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。  
我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコウモリを起源とする人獣共通感染症とされています。

近年、SFTS、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱、SARS、MERS 等の流行等により、人獣共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等のリスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

このような人獣共通感染症対応や、世界的な問題となっている薬剤耐性（AMR）対策等において、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

一方、貴省の多大なるご支援・ご指導により本年6月から「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。本会はマイクロチップの指定登録機関に指定され、現在貴省のご指導を賜りながら、マイクロチップ登録事業が適正かつ円滑に運用されるよう尽力しているところです。

また、「愛玩動物看護師法」の新規制定により、愛玩動物看護師が国家資格化されました。本会は、全国の地方獣医師会及び会員獣医師を構成員とする公益法人として、同法の効果的な運用を推進するとともに、国民の期待に応え得る獣医師と愛玩動物看護師による高度なチーム獣医療提供体制の構築に尽力しているところです。

このような緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、動物愛護及び管理施策等の整備・充実につき下記の事項にご配慮いただき、有効な施策を講じていただきますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 公務員獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

- (1) 獣医学生への就業誘導対策として、獣医学生に対する体験型家畜衛生・公衆衛生実習の受入れを行う都道府県動物愛護管理センター等の実習受入れ体制の整備への支援
- (2) 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置（本俸の一律月額5万円以上の増額）等による公務員獣医師の処遇改善

#### 2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

次期の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）の改正においては、次の施策を実現されたい。

- (1) 販売用以外の犬・猫全頭についてのマイクロチップの装着・登録の義務化及びその他の動物の追加
- (2) 登録制度運用上の制約が多い「環境大臣の登録」から、獣医師による登録情報の検索、ペットショップ等による登録代行、付加価値サービスの提供等が可能な「民間の指定登録機関の登録」への変更
- (3) 犬のマイクロチップ法定登録データベースと狂犬病予防法に基づき市町村等が整備する犬の登録原簿との一体的運用及び市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括委受託の推

進

(4) 政令によりオンライン申請 300 円、紙申請 1,000 円に定められた新規・変更登録手数料等について、登録事務の運用の実情に即した適正な金額の設定

### 3 動物愛護行政と獣医師・獣医師会の連携

今回の動物愛護管理法の改正においては、みだりに殺傷及び虐待された動物に関する獣医師の通報の義務化について明文化されたところである。同法の目的の達成及びその円滑な施行を期するため、地域の動物愛護関係行政機関と獣医師・獣医師会が一層連携を強め、円滑かつ迅速な通報体制が構築されるよう特段の配慮をお願いしたい。

### 4 愛玩動物看護師法の円滑な運用

愛玩動物看護師法の適正な運用により、次の施策の実現に支援されたい。

(1) 獣医療現場の実態を踏まえ、愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の支援、診療補助業務の範囲の適正な設定等により、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築

(2) 獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携の下に、高齢者等が飼育する動物に対する獣医療提供が可能となるよう、いわゆる「かかりつけ動物病院」による地域における人と動物との共生社会の発展を目指す地域包括ケアシステムの構築

### 5 災害時の動物救護活動の推進について

大規模災害時において、被災動物救護活動及び獣医療提供体制の復旧支援活動が公益目的事業として円滑に実施できる体制の構築とともに、獣医療支援チーム（VMAT）の活動を含む広域災害時動物救護シェルターの運営等に支援されたい。

### 6 学校動物飼育の支援について

学校における動物飼育が子供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が適正かつ衛生的に飼育される必要がある。学校動物飼育の適正化に向けて、医師、歯科医師、薬剤師の学校三師に加え、学校保健安全法に学校獣医師を位置付けることにより、学校獣医師制度の整備が行われるよう支援されたい。

### 7 ワンヘルスの推進に係る関係者の連携体制の整備について

世界的に注目されているワンヘルスの概念を踏まえ、獣医療、医療とともに環境保全も含めた総合的なワンヘルスの実践施策の推進が求められている。今後の人獣共通感染症対応においては、農林水産省、厚生労働省等と連携を図り、家畜・家禽、愛玩動物、野生動物における監視体制を強化するとともに、医師会と獣医師会、環境関係団体間の効果的な連携を図るための体制整備について支援されたい。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により課題となった感染者が飼育する犬・猫の一時預かり等について全国的かつ統一的な対応の仕組みを構築されたい。

## 【別記13】

4 日 獣 発 第 256 号  
令和 4 年 12 月 22 日

厚生労働省

健康局長 佐原 康之 様

生活衛生・食品安全審議官 佐々木昌弘 様



## 人と動物の共通感染症対策の整備・充実について（要請）

日頃より、人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）対策、食品衛生対策等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコウモリを起源とする人獣共通感染症とされています。

近年、SFTS、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱、SARS、MERS 等の流行等により、人獣共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等のリスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。また、古くから人獣共通感染症として恐れられてきた狂犬病の台湾における発生は、同様に島国という地勢に恵まれ 60 年以上にわたって狂犬病清浄国であるわが国の防疫体制に対する警鐘と捉えられます。

このような人獣共通感染症対応や、世界的な問題となっている薬剤耐性（AMR）対策等において、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

一方、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化が行われることとなり、本会はマイクロチップの指定登録機関に指定されました。改正法においては、マイクロチップは狂犬病予防法における犬の鑑札とみなすこととされており、改正法が円滑に施行されることにより両法における登録制度が効率化され、飼い主の利便性の向上が図られることが期待されています。

このような緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師が国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、人と動物の共通感染症対策に関連する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 公務員獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

- (1) 獣医学生への就業誘導対策として、公衆衛生公務員獣医師の確保に向けた働きかけ、獣医学生に対する体験型家畜衛生・公衆衛生実習の受入れを行う都道府県食肉衛生検査所等の実習受入れ体制の整備への支援
- (2) 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置（本俸の一律月額5万円以上の増額）等による公務員獣医師の処遇改善
- (3) 家畜衛生及び公衆衛生部局の人事交流、獣医師職員の人事の一本化の推進、多様な職務経験を有した人材の管理職への登用等、公務員獣医師の職務の魅力向上
- (4) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備

#### 2 ワンヘルスの実践体制の整備・充実

- (1) 全国的に構築された医師会と獣医師会の連携体制の下での人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等ワンヘルスの実践施策に対し一層の支援を図られたい。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人の感染症の6

割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制の構築を図りたい。

- (3) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版 CDC 等の設置）を検討する」に当たっては、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践する体制を構築されたい。
  - (4) 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」を国の機関として設置されたい。
  - (5) 日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症への予防や防疫に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めた「ワンヘルス」について、一般市民への情報提供や啓発が重要である。このため、国は、地方や国内外の関係機関と連携・協力しながら「ワンヘルス」を推進されたい。
  - (6) 狂犬病については、万一我が国への侵入を許せば国民生活への影響が甚大であることから、以下の点に留意して対応されたい。
    - ① 検疫対象動物の密輸入等を防止するための国境検疫措置の強化
    - ② 狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と、発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保
    - ③ 獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備
    - ④ 狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発
- 3 動物愛護管理法に規定されるマイクロチップの装着・登録事業と狂犬病予防法に規定される犬
- (1) 次期の動物愛護管理法の改正においては、マイクロチップを鑑札と同様に注射済票の代替とみなすとともに、マイクロチップ登録情報を犬の登録原簿の代替としても活用できることとし、犬の飼育者の利便性の向上と市町村等の事務負担の軽減に繋がるワンストップサービスを実現されたい。
  - (2) 全国の市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括受託及び犬の登録情報の本会による一元管理を実現に向けた都道府県、市町村等に対する指導及び支援

【別記14】

4 日 獣 発 第 257 号  
令和 4 年 12 月 22 日

財 務 大 臣  
鈴 木 俊 一 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。特に、令和元年6月には、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化及び愛玩動物看護師法の新規制定に当たっては多大なるご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、動物由来の人獣共通感染症とされています。

近年、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症の流行等により、人獣共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等のリスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

このような人獣共通感染症対応や、世界的な問題となっている薬剤耐性（AMR）対策等においては、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

このような緊急かつ広範な課題の解決や、新たな法制度の適正な運用に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて大きなものとなっています。しかしながら、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 公務員獣医師及び産業動物診療獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

- ① 獣医学生への就業誘導対策としての産業動物診療獣医師修学資金制度等の継続及び支援の充実[総務省、農林水産省]
- ② 公務員獣医師等について、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置（本俸の一律月額5万円以上の増額）等の施策による処遇改善[総務省、農林水産省、厚生労働省]

### 2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

次期の動物愛護管理法の改正においては、次の施策を実現されたい。

- (1) 販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等について、マイクロチップの装着・登録の義務化[環境省]
- (2) マイクロチップを鑑札と同様に注射済票の代替とみなすとともに、マイクロチップ登録情報を犬の登録原簿の代替としても活用できることとし、犬の飼育者の利便性の向上と市町村等の事務負担の軽減に繋がるワンストップサービスの実現 [厚生労働省、環境省]
- (3) 全国の市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括受託及び犬の登録情報の本会による一元管理の実現に向けた都道府県、市町村等に対する指導及び支援 [厚生労働省、環境省]

### 3 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

- ① 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、産業動物・愛玩動物診療領域における人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）等の活用により、離島、僻地等の獣医療遠隔地の畜産経営、緊急・夜間診療等に対する愛玩動物の飼い主等の獣医療に対する高度かつ多様なニーズを踏まえ、適正な診療の提供を確保した上でのオンライン診療等の普及に支援されたい。[農林水産省]
- ② 愛玩動物看護師法の運用に当たっては、獣医療現場の実態を踏まえ、愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の促進、獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携による国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築に支援されたい。[農林水産省、環境省]

### 4 感染症に対する危機管理施策の整備・充実及びワンヘルスの実践体制の構築

動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のような危機管理及びワンヘルスに関する施策を講じられたい。

- (1) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版 CDC 等の設置）を検討する」に当たって、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための体制の構築 [厚生労働省、農林水産省、環境省]
- (2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等を実施する体制の確立 [農林水産省]
- (3) 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の国の機関としての設置 [厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省]
- (4) 日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症の予防やまん延防止に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めたワンヘルスの推進 [厚生労働省、農林水産省、環境省]

#### 【別記15】

4日獣発第258号  
令和4年12月22日

文部科学大臣  
永岡桂子様

公益社団法人 日本獣医師会  
日本獣医師連盟

#### 獣医学教育の改善（整備・充実）について（要請）

日頃より、獣医学教育の整備・充実に係る施策の推進につきご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、獣医師は、家庭動物や家畜の診療をはじめ、食品の安全性の確保、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病や狂犬病、SFTS などの人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）の防疫、畜産の振興、動物の福祉・愛護、野生動物に係る自然環境保全など、広範な分野において重要な役割を担っており、産業の発展及び国民生活の向上に貢献しています。

また、我が国の国民生活と経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコウモリを起源とする人獣共通感染症とされています。近年、このような人獣共通感染症対応、薬剤耐性（AMR）対策等において、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

獣医師がこのような社会的要請に的確に答えていくためには、獣医師自らが知識及び技術の研鑽に努めるとともに、大学教育において高い能力を持った新規獣医師を養成すること等により、質の高い獣医療の提供体制を確立する必要があります。

一方、獣医師の需給に関しては、全国的な獣医師総数は不足していないものの、地域及び職域の

偏在がみられる状況となっています。このため、全国の獣医学系大学には、獣医師が不足している産業動物臨床、公務員等の職域に新規参入を希望する若手獣医師を輩出していただく必要があります。

つきましては、獣医学教育の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」報告の総合的なフォローアップ

我が国の獣医学教育は6年制への教育年限の延長後40年が経過したが、未だ教育環境の整備・充実は十分とは言えない状況にある。

このような状況の中で、貴省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）からは、①教育研究体制の充実、②モデル・コア・カリキュラムの策定・実施、③分野別第三者評価の導入・実施、④共用試験の導入・実施、⑤付属家畜病院・実習環境の改善の導入を柱とする報告が提出された。

これを受けて、全国の獣医学系大学は、平成23年に獣医学教育改善の目標として「国際水準化」を掲げ、協力者会議の提言の実現に努めてきた。しかし、一部の先進的な大学を除く多くの獣医学系大学において有効な改善が図られず、このままでは貴省や獣医学系大学が目標とする「国際水準化」は達成し得ないと危惧される。このため、貴省におかれては、協力者会議からの報告の内容が実現されるよう、今後も総合的なフォローアップに努められたい。

### 2 参加型実習の実施における外部機関と獣医学系大学の連携推進

協力者会議の報告に基づき、各大学で実施されている診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習については、昨年2月に発出された貴省高等教育局長通知により農業共済組合・連合会等の家畜診療施設、都道府県等の家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、保健所、動物愛護センター等の行政関係機関等に対する学生受入れの支援が依頼されたところである。さらにこれら外部実習受入機関と獣医学系大学との連携体制の構築を図り、本実習を実効性あるものにするため、指導獣医師の地位の明確化、必要な人件費・資材費、施設整備費の補助等の支援を図られたい。

### 3 獣医師養成確保就学資金貸与事業（地域枠）と連携する産業動物特別選抜入試の拡充

農林水産省では、現在、獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、産業動物獣医師を志望する高校生を対象に、獣医師養成確保就学資金貸与事業（地域枠）を実施し、私立獣医学系5大学の入学試験では、この事業の申込者を対象に特別選抜枠を設置している。獣医師の職域偏在及び地域偏在を出来るだけ解消するため、国公立獣医学系11大学においても、当該事業の申込者を対象とした特別選抜入試の導入が可能となるよう支援を図られたい。

### 4 学校動物飼育の支援

動物愛護管理法においては、国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない旨規定されている。動物を介した情操教育の必要性は様々な場面で取り上げられているが、学校において動物が子供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が衛生的かつ適正に飼育される必要がある。

一方、学校保健安全法には、学校医師、学校歯科医師及び学校薬剤師の配置については規定があるが、学校獣医師については規定されていない。学校動物飼育の適正化に向けて、獣医師が学校動物飼育に対する指導及び支援ができるよう、学校保健安全法に学校獣医師の配置について明記されたい。

外務大臣  
林 芳正 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫

### ワンヘルス施策の推進について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症、現在西日本で感染が拡大している重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のほか、重症急性呼吸器症候群（SARS）、新型インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの実践に基づく感染症対策が世界的に必要とされています。

しかし、現在の国及び地方自治体におけるワンヘルスの実践体制は関係省庁間で縦割りとなっており、しかも犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての調査研究は空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

このような事態にかんがみ、政府における感染症危機管理体制の構築に係る検討に当たっては、ワンヘルスアプローチの視点に基づき、医師、獣医師、環境の専門家等が連携・協力し、今後における国民の健康保全や人と動物の共生社会づくりに貢献できるよう下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

### 記

- 1 人の感染症研究を担う国立感染症研究所（日本版 CDC）と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスの実践体制を構築すること。〔厚生労働省、農林水産省、環境省〕
- 2 日本のみならずアジアにおける新興・再興感染症等の発生予防及びまん延防止並びに薬剤耐性菌対策に加え、人と動物の健康、環境保全などを含めたワンヘルスの普及・実践のため、令和4年11月から日本獣医師会会長が会長を務めるアジア獣医師会連合（FAVA）の活動、FAVA ワンヘルス福岡オフィスの運営（国際獣疫事務局（WOAH（OIE））アジア太平洋地域代表事務所と同様の優遇措置の付与）等に対し積極的に支援すること。〔外務省、厚生労働省、農林水産省、環境省〕
- 3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等を実施する体制を確立すること。〔農林水産省〕
- 4 地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置に支援すること。〔厚生労働省、農林水産省、環境省〕

令和4年12月

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟 あて

公益社団法人 日本獣医師会  
日 本 獣 医 師 連 盟**改正動物愛護管理法によるマイクロチップの装着・登録の  
義務化及び愛玩動物看護師法の運用に関する要請**

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和4年6月1日に施行された改正動物愛護管理法により、販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録が義務化され、日本獣医師会は指定登録機関として法定登録事務の運用を開始いたしました。また、このたびの法改正では狂犬病予防法の特例措置が規定され、環境省所管の動物愛護管理法と厚生労働省所管の狂犬病予防法の双方で規定している犬の登録について、省の垣根を超えた一元的な運用への道筋がつけられたところです。しかしながら、これらの法に基づく登録事務の適正かつ円滑な運用を実現するためには、解決しなければならない様々な課題があります。

また、令和4年5月1日に施行された愛玩動物看護師法により、獣医療における新たな国家資格専門職としての愛玩動物看護師が、獣医師の指示の下で診療補助業務を行うことが可能となりました。日本獣医師会では、愛玩動物看護師と獣医師が適切な役割分担と連携に基づくチーム獣医療を提供することにより、動物診療業務に留まらず、地域における人と動物の共生社会の実現に尽力したいと考えています。

つきましては、新たな犬・猫のマイクロチップの装着・登録の仕組が有効に機能し、飼育者及び関係者の利便性の向上により円滑な法令遵守が図られるとともに、愛玩動物看護師の幅広い活躍及び雇用促進等のため、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

## 記

**1 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用**

本会が26年間にわたり適正に取り組み286万頭(令和3年度末)の登録実績を有するAIPO登録事業の実績を踏まえ、法定登録制度の円滑かつ適正な運用体制を構築されたい。

- (1) 環境省が構築した法定登録共通データベースと本会が民間機関として推進してきたAIPO登録情報の一元管理及び一括登録による飼育者等の利便性の向上 [環境省]
- (2) 300円に設定された新規・変更登録手数料等について、登録事務の運用の実情に即した適正な金額の設定 [環境省]
- (3) 次期の動物愛護管理法等の改正において、
  - ① 販売用以外の犬・猫全頭についてのマイクロチップの装着・登録の義務化及びその他の動物の追加 [環境省]
  - ② 登録制度運用上の制約が多い「環境大臣の登録」から、獣医師による登録情報の検索、ペットショップ等による登録代行、付加価値サービスの提供等が可能な「民間の指定登録機関の登録」への変更 [環境省]
  - ③ 犬のマイクロチップ法定登録データベースと狂犬病予防法に基づき市町村等が整備する犬の登録原簿との一体的運用及び市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括委受託の推進 [環境省、厚生労働省]

**2 愛玩動物看護師法の円滑な運用による愛玩動物看護師の広範な活躍**

獣医療における新たな国家資格専門職としての愛玩動物看護師の広範な活躍による高度チーム獣医療の提供と、地域における人と動物の共生社会の実現に支援されたい。

- (1) 獣医師のパートナーとして不可欠な愛玩動物看護師が小動物獣医療現場において存分に活躍できるよう、受験資格、指定講習会、予備試験、国家試験、名簿登録等の法運用の円滑な推進についての特段の配慮 [農林水産省、環境省]
- (2) 地域における人と動物の共生社会の実現に向け、愛玩動物看護師による動物飼育高齢者世帯等への訪問看護において、診療補助、看護、動物飼育支援等の業務が効果的かつ円滑に実施できるよう指導及び支援 [農林水産省、環境省]
- (3) 愛玩動物看護師法第 42 条の規定に基づく名称の使用制限について、獣医療の実態を踏まえた適切な指導 [農林水産省、環境省]

#### 【別記18】

令和 5 年 1 月 20 日

環境副大臣兼内閣府副大臣  
小林 茂 樹 様

公益社団法人 日本獣医師会  
日 本 獣 医 師 連 盟

#### 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の 適正な運用について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

マイクロチップを用いた動物の個体識別登録につきましては、貴省の多大なるご支援の下、令和 4 年 6 月から「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。本会は指定登録機関に指定され、現在貴省のご指導を賜りながら、マイクロチップ登録事業が適正かつ円滑に運用されるよう尽力しているところです。

一方、本法定登録事業とは別に、日本獣医師会ではこれまで 27 年にわたり、全国の獣医師やペットショップ等の関連事業者と連携して動物のマイクロチップ登録事業である AIPO を運営しており、現在 297 万件の登録データを保有して逸走動物への対応等のサービスを継続中です。

今後とも、マイクロチップ登録に係る国民のさらなる利便性向上とマイクロチップの装着・登録事業の円滑な実施を図るには、これまで本会が培ってきた経験を活用しつつ、さらなる制度の発展と運用改善への努力が求められているところです。

つきましては、次期の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に向け、このたび下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

#### 記

- 1 販売用以外の犬・猫全頭についてのマイクロチップの装着・登録の義務化及びその他の動物の追加
- 2 登録制度運用上の制約が多い「環境大臣の登録」から、獣医師による平時からの登録情報の検索、ペットショップ等による登録代行、付加価値サービスの提供等が可能な「民間の指定登録機関の登録」への変更



- 3 犬のマイクロチップ法定登録データベースと狂犬病予防法に基づき市町村等が整備する犬の登録原簿との一体的運用及び市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括委受託の推進
- 4 政令によりオンライン申請 300 円、紙申請 1,000 円に定められた新規・変更登録手数料等について、登録事務の運用の実情に即した適正な金額の設定

#### 【別記19】

4 日 獣 発 第 326 号  
令 和 5 年 3 月 10 日

「自由民主党ワンヘルス推進議員連盟」設立  
代表発起人 衆議院議員 林 芳正 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫  
日 本 獣 医 師 会 連 盟  
委 員 長 北 村 直 人

#### ワンヘルスの観点における今後のこども政策に係る 学校動物飼育の推進に関する要請

学校における動物飼育は、他者への思いやりの心を育み、命の大切さや愛する心を育てる情操教育に効果的であり、こどもの健全な育成に有効な手段です。児童生徒が年間を通じて動物を飼育することは、動物の世話やふれあいから、責任感、協調性、自制心、自尊心、価値観の多様性など、心身の健全な発達及び豊かな人間性の涵養に寄与すると考えられ、学校教育法施行規則に基づき定められている学習指導要領では生活科、理科、特別活動などの学習内容として取り入れられています。

しかし、学校での動物飼育、特にほ乳類・鳥類の飼育は減少傾向にあります。その理由は、高病原性鳥インフルエンザの発生により学校から鳥類が駆逐されてしまったことに加え、長期休校中に児童だけで登下校してお世話することが安全面から困難となる中で、教員が肩代わりを強いられ負担が増加しているためです。

このような状況にかんがみ、学校において児童が適正な動物飼養体験を行うためには、平素から動物医療の専門家である獣医師が、学校現場の動物たちの状態を把握し、傷病診療のみならず、疾病予防や適切な飼育方法について助言を行うことが不可欠です。学校動物が本来の生態機能を失うことなく健康に生き生きと飼養されることで、児童に十分な教育的効果がもたらされ、衛生面での安全が守られます。動物と人の健康を守ることの大切さを学ぶ学校での動物飼育はワンヘルスの実践そのものです。日本獣医師会では、平成10年から、学校動物の飼育支援について検討を行ってきました。こども達が学校において素晴らしい動物飼育を体験できるよう、日本獣医師会は最適な飼育支援の方法を模索しているところです。

このたび、こどもの最善の利益を第一に考え、健やかな成長を社会全体で後押しするため、こども家庭庁が設置され「こどもまんなか社会」を目指す政策が推進されることになりました。さらに、本日、「ワンヘルス推進議員連盟」が設立されたことにより、こども政策とワンヘルス政策を一体として推進することが可能となりました。

つきましては、家庭の経済力や保護者自身の経験の多寡等により、こどもの動物飼育体験活動の機会に格差が生じることがなく、学校において等しくこども達の豊かな学びや体験に寄与することができるよう、今後のこども政策に係る学校における動物飼育の活用について、下記のとおり要請しますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

記

「こども家庭庁」の設置に伴う「こどもまんなか社会」を目指す政策の推進に当たっては、次の施策を講じること。

- 1 動物への愛着、生命を大切に作る心、他者への思いやりの心を育てる情操教育や、こどもの健全な育成に有効な学校動物飼育の推進を含むワンヘルス教育の「こども大綱」への明記
- 2 全てのこどもの健やかな成長のため、こどもの学校適応やいじめ予防など友だちを思いやる心の育成に有効なこどもの学校動物飼育体験活動の学習指導要領及び幼稚園教育要領への継続的な明記と義務付け
- 3 こどもの心の健全な育成と衛生教育におけるワンヘルスの実践によるこどもの安全で安心な生活環境の整備に資するため、学校保健安全法における学校獣医師の位置付けと、獣医師による学校動物飼育支援活動への助成

【別記20】

4日獣発第327号  
令和5年3月13日

自由民主党ワンヘルス推進議員連盟 会長 あて

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫  
日本獣医師会連盟  
委員長 北村直人

ワンヘルス施策の推進について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症、現在西日本から東日本へ感染が拡大している重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のほか、新型インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群（SARS）、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人と動物の健康と環境の保全に一体的に対処するワンヘルスの実践が必要とされています。

しかし、現在の国及び地方自治体におけるワンヘルスの実践体制は関係省庁間で縦割りであり、しかも愛玩動物や野生動物の感染症についての調査研究は空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の事前察知は困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び甚大な被害を招くことが懸念されます。

このような事態にかんがみ、政府における感染症危機管理体制の構築に係る検討に当たっては、ワンヘルスアプローチの視点に基づき、医師、獣医師、環境の専門家等が連携・協力し、今後における国民の健康保全や人と動物の共生社会づくりに貢献できるよう下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査

研究、医薬品開発、水際防疫等を実施する体制を確立すること。 [農林水産省]

- 2 人の感染症研究を担う国立感染症研究所（日本版 CDC）と上記1の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスの実践体制を構築すること。 [厚生労働省、農林水産省、環境省]
- 3 地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」を九州に設置すること。また、福岡県が先行して実施する地方自治体における保健環境研究所と動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）が連携する「ワンヘルスセンター」の設置に支援すること。 [厚生労働省、農林水産省、環境省]
- 4 アジアにおける新興・再興感染症等の発生予防・まん延防止、薬剤耐性菌対策等に取り組む日本獣医師会及びアジア獣医師会連合（FAVA）による次の活動等に支援すること。
  - (1) 人と動物の健康、環境保全などを含めたワンヘルスの普及・実践
  - (2) アジア各国の若手獣医師に対する感染症制御技術等の研修と連携
  - (3) FAVA ワンヘルス福岡オフィスに対する国際獣疫事務局（WOAH (OIE)）アジア太平洋地域代表事務所に準じる優遇措置の付与[厚生労働省、農林水産省、環境省、外務省]
- 5 愛玩動物から人に感染するおそれがある新型コロナウイルス感染症や SFTS 等の人獣共通感染症対策を含め、高齢者等愛玩動物の飼い主への適正な獣医療提供が可能となるよう、「かかりつけ動物病院」による地域における人と動物との共生社会の発展を目指す地域包括ケアシステムの構築に支援すること。 [厚生労働省、農林水産省、環境省]
- 6 「こども家庭庁」の設置に伴う「こどもまんなか社会」を目指す政策の推進に当たっては、次の施策を講じること。
  - (1) 動物への愛着、生命を大切にする心、他者への思いやりの心を育てる情操教育や、こどもの健全な育成に有効な学校動物飼育の推進を含むワンヘルス教育の「こども大綱」への明記
  - (2) 全てのこどもの健やかな成長のため、こどもの学校適応やいじめ予防など友だちを思いやる心の育成に有効なこどもの学校動物飼育体験活動の学習指導要領及び幼稚園教育要領への継続的な明記と義務付け
  - (3) こどもの心の健全な育成と衛生教育におけるワンヘルスの実践によるこどもの安全で安心な生活環境の整備に資するため、学校保健安全法における学校獣医師の位置付けと、獣医師による学校動物飼育支援活動への助成[内閣府、文部科学省、環境省]

【別記21】

令和5年3月20日

文部科学大臣  
永岡 桂子 殿

産業動物獣医学教育の臨床実習に係る要請書

貴省におかれては産業動物分野における獣医師の養成につきまして、日頃から御尽力をいただ

き、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の畜産は、近年、国内農業生産額の3分の1以上を占め、また、多数の道県で第1位の作目となっている等、我が国の農業・農村の基幹的部門となっています。このような畜産業の生産性の向上を促進しつつ、その健全な発展を図っていくためには、産業動物分野における獣医療を提供するための体制を整備し維持していく必要があります、分けても、産業動物獣医師の育成・教育が極めて重要となっております。

一方、貴省におかれては、平成23年3月に「獣医学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議」による報告書を取りまとめられ、我が国の獣医学教育の「国際水準化」への改善の一環として「付属家畜病院・実習環境の改善」を掲げておられます。この方針を踏まえ、私ども畜産関係三団体としても、獣医学系大学による「診療参加型臨床実習」や「体験型家畜衛生・公衆衛生実習」の円滑な実施に全面的に協力しているところです。

このような中で、農業共済団体家畜診療所においては、家畜診療や損害防止等の業務を行う傍ら、各大学で実施する臨床実習をはじめとする獣医学生に対する実習を、無償で行っております。しかしながら、畜産を巡る厳しい経営環境下、家畜診療所や畜産農家の負担により臨床実習等を実施していくことにも限界があります。

つきましては、今後も各大学で実施する臨床実習について、家畜診療所が適切に対応し、より充実した実習となるよう、下記の事項の実現に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

1. 実習教育に当たる家畜診療所獣医師について、指導教官としての地位を明確化するとともに、その人件費を補助されたい。
2. 臨床実習に必要な資材費を補助されたい。

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫

公益社団法人 中央畜産会  
会 長 森 山 裕

公益社団法人 全国農業共済協会  
会 長 高 橋 博

## B 個別事業報告

### I 公益目的事業

獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並びに自然環境の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に貢献する事業

#### 1 部会委員会等運営事業

##### (1) 職域別の部会委員会の運営

各職域に係る諸課題について、昨年度に引き続き各部会の委員会ごとに定めた別記検討テーマについて地方獣医師会、関係団体等とも連携を確保しながら委員会において協議・検討を行い、その対処方針等を日本獣医師会及び地方獣医師会の事務・事業の推進に逐次反映させるとともに獣医療の質の向上をはじめとする獣医療提供体制の整備について関係機関・団体等に対する施策推進の提言活動に努めた。

なお、令和5年2月13日、第13回職域別部会関係部会長会議を開催し、本会の令和5年度事業計画書(案)について説明して意見交換を行い、各部会長が事業計画を踏まえた部会での取組みの推進を確認した。

##### 【別記】

#### 部会委員会（常設委員会・個別委員会）の構成と検討課題

##### 1 常設委員会

部 会	委 員 会	検 討 テ ー マ
獣医学術部会	学 術 ・ 教 育 ・ 研 究 委 員 会	①新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた獣医学術学会年次大会の開催及び獣医学術地区学会との連携のあり方 ②認定・専門獣医師制度における日本獣医師会の認定資格・プログラム等のあり方（専門獣医師協議会との連携及び獣医師生涯研修事業運営委員会と合同） ③日本獣医師会における国際交流推進への取組みのあり方（獣医師国際交流推進検討委員会で検討）
産業動物臨床部会	産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 共 済 委 員 会	①都道府県における新たな獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定のあり方（教育機関としての診療施設の取組みを含む） ②地域獣医療体制の整備・充実（ア 農場への農場管理獣医師の定着促進, イ 離島・僻地等に対する獣医療提供のあり方を含む）
小動物臨床部会	小 動 物 臨 床 委 員 会	①愛玩動物看護師法の円滑な施行に向けた対応 ②地域におけるかかりつけ動物病院の役割 ③マイクロチップ装着・登録義務化によるワンストップサービスへの対応

家畜衛生部会	家畜衛生・公衆衛生委員会	公務員獣医師の「One Health=One Vet」への取り組み ―人事及び業務の一本化と処遇改善のあり方等―
公衆衛生部会		
動物福祉・愛護部会	動物福祉・愛護委員会	①動物愛護管理法の下での獣医師の役割 ②緊急災害時の獣医療提供体制確保と地域社会への貢献
	VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会	災害対応認定・専門獣医師としての VMAT 養成カリキュラムの平準化に向けた検討（モデルカリキュラムの策定及び養成テキストの編集等）
職域総合部会	総務委員会	地方獣医師会会員組織率の向上対策について

## 2 個別委員会

部会	委員会	検討テーマ
獣医学術部会	獣医師生涯研修事業運営委員会	獣医師生涯研修事業の企画・運営
	獣医師国際交流推進検討委員会	国際交流の推進と本会の役割
動物福祉・愛護部会	学校動物飼育支援対策検討委員会	学校動物飼育支援対策の確立と推進
	日本動物児童文学賞審査委員会	日本獣医師会日本動物児童文学賞の選考及び審査など
職域総合部会	女性獣医師活躍推進委員会	女性獣医師の活躍推進に関する対応
	日本獣医師会雑誌編集委員会	日本獣医師会雑誌（日獣会誌）の企画及び編集

### ア 各部会の委員会の開催と検討状況

#### (ア) 獣医学術部会

##### 学術・教育・研究委員会

学術・教育・研究委員会〔委員長：佐藤れえ子（日本獣医師会理事）〕では、今期委員会の検討テーマである①新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた獣医学術学会年次大会の開催及び獣医学術地区学会との連携、②認定・専門獣医師制度における認定資格・プログラム等、③日本獣医師会における国際交流推進への取り組みについて、報告書の取りまとめに向け各項目の検討を進めている。

#### (イ) 産業動物臨床部会

##### 産業動物臨床・家畜共済委員会

産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：西川治彦（日本獣医師会理事）〕では、第35回委員会を令和4年11月1日にオンラインを併用して開催した。まず産業動物獣医師確保に係る懇談会の報告が行われた後、農場管理認定・専門獣医師制度の構築、家畜における遠隔診療の活用促進等について説明、意見交換が行われ、続いて今期委員会の報告書骨子（素案）の各事項に対して意見交換が行われ、報告書の取りまとめの方向が確認された。また、豚熱対策の現状と今後の対応について農林水産省から説明が行われ、意見交換を行った。

令和5年1月31日に第36回委員会を開催（Web 併用）し、家畜における遠隔診療の活用促進、NOSAI における家畜診療点数表、飼養衛生管理者によるワクチン接種について、それぞれ農林水産省の担当者から説明が行われた後、意見交換を行った。さらに、前回委員会後に修正が

行われた今期委員会の報告書骨子（素案）について意見交換が行われた。

令和5年4月11日に第37回委員会を開催し（Web 併用）、BUZZ MAFF プロジェクト「畜産戦隊ジュイレンジャー」及び獣医療提供体制整備推進総合対策事業、豚熱ワクチン接種に向けた都道府県の対応、新生子牛の損耗防止について、農林水産省担当官から説明が行われた後、各内容について意見交換を行った。さらに今期委員会報告書について協議が行われ、今期の委員会は第37回を最後とし、報告書の取りまとめについてはメール等で確認を行うこととして取りまとめられ、委員会を終了した。

#### （ウ）小動物臨床部会

##### 小動物臨床委員会

小動物臨床委員会〔委員長：大林清幸（日本獣医師会理事）〕では、第27回委員会を令和3年9月30日、第28回委員会を12月9日に開催し、第29回を令和4年5月18日、第30回を6月20日、第31回を9月13日にマイクロチップ普及推進委員会と合同で開催し、①愛玩動物看護師法の円滑な施行に向けた対応、②地域におけるかかりつけ動物病院の役割、及び③マイクロチップ装着・登録義務化によるワンストップサービスへの対応について検討を行うとともに、小動物診療におけるオンライン診療の在り方について検討し、令和4年6月に「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」を取りまとめ、公表した。

#### （エ）家畜衛生部会・公衆衛生部会

##### 家畜衛生委員会・公衆衛生委員会（家畜衛生・公衆衛生委員会）

家畜衛生・公衆衛生委員会〔委員長：加地祥文（日本獣医師会理事）〕では、今期委員会の検討テーマである「公務員獣医師の『One Health = One Vet』の取組み 一人事及び業務の一本化と処遇改善のあり方等」について、今期委員会の報告書の取りまとめに向けて、各項目の検討を進めている。

#### （オ）動物福祉・愛護部会

##### a 動物福祉・愛護委員会

動物福祉・愛護委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、検討テーマである「①動物愛護管理法の下での獣医師の役割、②緊急災害時の獣医療提供体制確保と地域社会への貢献」について検討を行った。第7回委員会を令和4年5月18日、第8回委員会を6月20日、第9回委員会を9月13日に小動物臨床委員会と合同で開催し、特にマイクロチップ義務化への対応について検討を行うとともに、虐待通報の義務化への対応及び動物取扱業者に対する規制強化への対応について協議を行った。

##### b VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会

VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、令和3年9月8日に開催した第3回小委員会及び令和4年3月16日に開催した第4回小委員会の検討に基づき、認定・専門獣医師制度として位置付けるにあたり必要な研修内容の検討及びテキストの編纂をメール会議やオンライン会議を活用して行った。

##### c 学校動物飼育支援対策検討委員会

学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：處愛美（福岡県獣医師会理事）〕は、令和5年2月15日に第10回委員会を開催し、こども家庭庁におけるこども政策、市民公開シンポジウム又は拡大会議（意見交換会）の開催、及び今期委員会の取りまとめについて検討を行った。令和5年3月8日に自見はなこ議員との会議に参加し、学校動物飼育の必要性等に係る説明と今後の方針について協議を行った。

また、学校における適正な動物飼育活動の推進のため、小学校等への掲示を目的とした壁新聞を「がっこう動物新聞（第11号）」として発行した。

d 日本動物児童文学賞審査委員会

日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕では、第34回の応募作品96作品から、一次審査を一般社団法人日本児童文芸家協会に委託して選出された15作品について、二次審査として令和4年8月8日に第34回日本動物児童文学賞審査委員会を開催し、日本動物児童文学大賞1作品及び同優秀賞2作品並びに同奨励賞5作品を決定した。

(カ) 職域総合部会

a 総務委員会

総務委員会〔委員長：境政人（日本獣医師会副会長兼専務理事）〕での協議結果を踏まえ、第79回通常総会で令和4年度会費の額が決定後、正会員及び団体賛助会員あてに令和4年度の会費を請求する際、未加入の獣医師が存在する場合の加入促進を依頼した。

また、令和3年10月27日に開催した第25回総務委員会の協議結果を踏まえ、令和4年7月15日に開催（Web 併用）した令和4年度全国獣医師会事務・事業推進会議における地方獣医師会に対する照会事項として、①会員組織率の向上対策のために実施している具体的な取組事例及び有効と思われるアイデアについて、②自治体等から受託している委託・補助・助成事業等について照会し、回答を配布することで、情報を共有した。

第27回総務委員会を令和4年12月26日に開催（Web 併用）し、①前回委員会の協議結果の確認、②令和4年度全国獣医師会事務・事業推進会議における照会事項や、正会員・団体賛助会員あてに加入促進を依頼した事、境委員長による日本獣医師会雑誌掲載記事等の各種関係資料の説明後、③オブザーバー出席した岡山県獣医師会の中村理事から岡山県獣医師会における組織率向上対策の取組みを説明後、④今期検討課題「地方獣医師会会員組織率の向上対策について」を基に、「各地方獣医師会が取り組むべき対応の方向について」及び「日本獣医師会が取り組むべき対応の方向」について協議を行った。

b 女性獣医師活躍推進委員会

女性獣医師活躍推進委員会〔委員長：栗本まさ子（日本獣医師会特任理事）〕では、第4回委員会を令和4年5月17日（Web 併用）、第5回委員会を令和4年10月14日（Web 併用）に開催し、獣医学系大学における女性教員数等の調査及び男女共同参画に対する取組みの調査並びに地方獣医師会における女性役員就任数及び女性獣医師活躍推進に係る取組調査について調査を行い、結果を女性獣医師応援ポータルサイトに公表した。

令和4年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業の実施計画をもとに、①女性獣医師等の復職に係る理解を醸成するための講習会をオンラインにて開催、②女性獣医師等の就業について考える獣医学生向けのセミナーを現地、オンライン及びオンデマンド配信にて開催した。さらに女性獣医師応援ポータルサイトにおいてeラーニングコンテンツの充実を図った。

c 日本獣医師会雑誌編集委員会

日本獣医師会雑誌編集委員会においては、本年度も引き続き新型コロナウイルスの感染の影響から対面とWebでの併用にて第78回委員会を令和4年4月12日（Web 併用）、第79回委員会を6月7日（Web 併用）、第80回委員会を8月9日（Web 併用）、第81回委員会を10月5日（Web 併用）、第82回委員会を12月6日（Web 併用）、第83回委員会を令和5年2月8日（Web 併用）に開催し、日本獣医師会雑誌会報部分の編集企画の検討、投稿原稿等の審査等を行った。

(2) 個別課題への対応

ア 事業推進特別委員会の運営

本会の課題のうち、重要かつ今後の活動推進において特別に考慮すべき課題を検討するため、平成25年度から設置された特別委員会については、令和3年度に再編された「ワンヘルス推進検討委員会」、「薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会」、「マイクロチップ普及推進検討委員会」において前年度に引き続き検討が行われた。



(ア) ワンヘルス推進検討委員会（“One Health”推進検討委員会）

ワンヘルス推進検討委員会〔委員長：草場治雄（福岡県獣医師会会長）〕では、「地方獣医師会におけるワンヘルス実践の推進支援」をテーマとして、第3回委員会を令和5年2月2日（Web併用）に開催し、各都道府県におけるワンヘルス推進の取組や、アジア獣医師会連合（FAVA）アクションプラン及びアジアワンヘルス福岡宣言2022の具体化と実践的な活動について意見交換を行った。また、地方獣医師会に対し「地方獣医師会及び地方行政におけるワンヘルスに関する調査」についてアンケート調査を実施した。

(イ) 薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会

薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会〔委員長：西間久高（北九州市獣医師会元会長）〕では、「次期薬剤耐性（AMR）対策行動計画への対応（普及啓発、モニタリング調査等への協力、特に小動物獣医師臨床現場における抗菌性物質の慎重使用の推進等のための具体的な対応等）」をテーマとして、薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン等についても意見交換を行うとともに、「小動物臨床獣医師の抗菌薬の使用に対する意識調査」及び「小動物診療施設における人用・輸入抗菌薬の使用実態調査」の調査結果について取りまとめを実施した。

(ウ) マイクロチップ普及推進検討委員会

マイクロチップ普及推進検討委員会〔委員長：鳥海弘（神奈川県獣医師会会長）〕は、第5回委員会を令和4年5月18日、第6回委員会を令和4年6月20日、第7回委員会を令和4年9月13日に小動物臨床委員会と合同で開催し、マイクロチップ登録制度への対応、マイクロチップ事業のあり方等についての検討を行った。

イ 地区獣医師大会における決議要望事項に対する対応

令和4年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等は別記1のとおりであるが、これら決議要望事項への対応については令和4年度第10回業務運営幹部会（令和5年1月25日）において協議の上、別記2のとおり対応方針等が了承され、第13回職域別部会関係部会長会議（令和5年2月13日）における検討を経て、令和4年度第5回理事会（令和5年3月22日）に報告された。

【別記1】

《令和4年度地区獣医師大会における決議要望事項等》

【北海道地区】

提出なし

【東北地区】

- 1 産業動物診療獣医師・公務員獣医師の確保対策
- 2 豚熱防疫対策に係る（公社）日本獣医師会からの働きかけ

【関東・東京地区】

- 1 狂犬病の恐ろしさを再認識しワクチン接種率向上を推進する
- 2 海外悪性伝染病におけるワクチンの早期実用化を図る
- 3 人と動物のより良いセカンドライフの環境づくりを進める
- 4 One Healthの理念に基づき人と動物の共通感染症について正しい知識を普及啓発する
- 5 人と動物との共生社会における「心のバリアフリー」を築いていく
- 6 獣医療の国際化（獣医療の活動範囲の拡大）を積極的に進める

【中部地区】

- 1 マイクロチップ情報登録制度について
- 2 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射業務における都道府県及び市町村と地方獣医師会の連携について

- 3 遠隔診療の再検討について
- 4 人獣共通感染症への研修強化について
- 5 愛玩動物看護師及び愛玩動物看護師の資格を有しない動物病院スタッフの対応について
- 6 地方獣医師会の積極的活動と財源確保に対する支援について
- 7 日本獣医師会の活動の情報公開等について
- 8 地方獣医師会からの要望等に対する回答について

#### 【近畿地区】

- 1 勤務獣医師、特に公務員獣医師の処遇改善について

#### 【中国地区】

- 1 「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置づけの改正について（継続）
- 2 獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用について（継続）
- 3 伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（継続）
- 4 「獣医療法」第 17 条（広告の制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直しについて（継続）
- 5 農業保険法に基づき設立された農業共済組合家畜診療所の運営費の助成について（新規）

#### 【四国地区】

- 1 地方自治体等勤務獣医師の待遇の改善について
- 2 ワンヘルスの理念に基づく狂犬病等の人と動物の共通感染症対策の推進について
- 3 災害時における被災動物の救護と支援体制の構築について
- 4 家畜伝染病防疫体制の強化について

#### 【九州地区】

- 1 アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）を九州に誘致し、危機管理体制の強化と推進を図ること
- 2 産業動物診療及び公務員等勤務獣医師の人材確保に向けた処遇改善を強化すること
- 3 改正動物愛護管理法に基づくマイクロチップ装着後の法定登録情報と民間登録団体の登録情報との一元化と体制強化を図ること

#### 【全国家畜衛生職員会】

- 1 家畜衛生を担う獣医師職員の社会的重要性を踏まえ、家畜伝染病の予防及び迅速なまん延防止体制の維持・強化に必要な人員の確保と、それに繋げるための処遇改善
- 2 バイオセキュリティを考慮した施設・機器の整備及び精度管理を確保するための予算措置の拡充
- 3 重要性を増しているワンヘルスを推進するための体制整備と予算の確保

#### 【別記 2】

##### 《令和 4 年度地区獣医師大会における決議要望事項に対する日本獣医師会の対応等》

- 1 人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）対策等のワンヘルスの実践  
〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕
    - ・ ワンヘルスの理念に基づく人と動物の感染症に関する正しい知識の普及（関東・東京地区）
    - ・ 人獣共通感染症への研修強化（中部地区）
    - ・ 伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と感染予防マニュアルの策定等検査・診断体制の整備（中国地区）
    - ・ 人と動物の共通感染症の海外を含めた発生状況の把握と予防対策の普及啓発（四国地区）
    - ・ ワンヘルスの概念に基づく自治体・医師・獣医師の連携による共通感染症への対応体制を構築（四国地区）
    - ・ 「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の設置と人獣共通感染症及び薬剤耐性菌感染症対策の強化（九州地区）
    - ・ 獣医務部局の新設と動物感染症の一元的管理（九州地区）
- 〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 人と動物の共通感染症対策等ワンヘルスの実践については本会と日本医師会が締結した学術協定等に基づき、同会と連携しつつ本会の最優先事項として、以下のとおり取り組む。

- ① 関係行政機関に対し獣医師と医師の連携体制の強化への支援を要請するとともに、本会、日本医師会、農林水産省、厚生労働省が連携した人と動物の共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に関するシンポジウムを開催する。
- ② 人と動物の共通感染症対策として、引き続き愛玩動物、野生動物等の疾病に関する調査と検査・診断体制の確立、獣医師を含む関係者を対象とする研修実施の要請とともに、愛玩動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と感染予防マニュアルの策定等検査・診断体制の整備に努める。
- ③ 獣医学術学会年次大会、各種研修会等においてもワンヘルスに係る話題を取り上げ、会員構成獣医師に対する情報提供に努める。

さらに国内、海外における人と動物の共通感染症の発生状況については、農林水産省、厚生労働省、WOAH（国際獣疫事務局）、WHO 等の調査報告等に加え、SFTS 等の個別課題についても日本獣医師会雑誌等において情報提供する。

(2) 我が国におけるワンヘルスの実践活動を一層推進するため、実施体制の構築及び施設整備等について、以下のとおり引き続き支援、要請を実施する。

- ① ワンヘルスの実践のため、国立感染症研究所（日本版 CDC）の体制強化とともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、動物検疫所及び動物医薬品検査所を一括統合して国の機関として位置付け、家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するよう要請する。
- ② 併せて、地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置に対する支援を要請する。

(3) アジア獣医師会連合（FAVA）におけるワンヘルスの実践活動についても、以下のとおり支援・協力する。

- ① 令和4年11月11日から13日まで、福岡県福岡市ヒルトン福岡シーホークにおいて、「アジアからのワンヘルスアプローチ」をテーマとして開催された「第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会」において、大会の成果として調印された「アジア ワンヘルス福岡宣言 2022」の普及に努める。
- ② また、令和5年度に予定されている「FAVA ワンヘルス福岡オフィス」の設置に伴い、今後、本オフィスがアジア各国へのワンヘルスの普及・実践の推進に主体的に取り組むこととなるが、本会も本活動に連携、協力する。

(4) 本会関係委員会等においても、以下のとおりワンヘルスの実践活動の検討、提言の取りまとめ等を実施する。

- ① ワンヘルスの推進に向けた獣医師の役割は今後一層多岐にわたり、重要性が増大することから、今後も「ワンヘルス推進検討委員会」のほか関係する部会委員会等において検討を行い、その結果を本会の要請活動等に反映させる。
- ② 公衆衛生、家畜衛生、動物愛護等の職域に係る業務を一元的に所掌し、公務員獣医師の人事を管理する獣医務部局の設置については、家畜衛生・公衆衛生委員会において検討し情報提供に努めてきたが、鹿児島県における「獣医務技監」の設置等の事例を参考として各地方獣医師会から地方自治体への働きかけ等を依頼する。

## 2 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等

[ 各地区獣医師大会における決議要望事項 ]

- ・ 豚熱防疫対策に係る（公社）日本獣医師会からの働きかけ（東北地区）
  - ①現場の意見を反映した対策の実施、②ワクチンの接種効果に係る試験研究と迅速な情報提供
- ・ 海外悪性伝染病におけるワクチン製造の早期実用化（関東・東京地区）
- ・ 家畜伝染病防疫体制の強化（四国）
  - ①緊急的な家畜伝染病対策のための獣医師の確保・要請、②輸入検疫体制の強化、③安全安心な畜産物の供給体制、人獣共通感染症対策の充実、強化、④家畜伝染病に関する情報網の整備
- ・ ①家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性を踏まえた人員確保と処遇改善、②バイオセキュリティに配慮した施設・機器整備と精度管理のための予算措置、③ワンヘルスを推進するための体制整備と予算の確保（全国家畜衛生職員会）

[ 日本獣医師会における対応等 ]

(1) 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等については、農場ごとの家畜衛生管理業務を「農場管理獣医師」に一元化する等、「飼養衛生管理基準」の遵守体制確立のため、以下のとおり家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じる。

- ① 本会及び獣医療関係団体は、平成 22 年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し、「農場管理獣医師」の養成・確保に加え、今後は、社会のニーズに応える「認定・専門獣医師制度」を構築する中で、「農場管理獣医師」を制度上の専門獣医師に位置付け、高度獣医療提供体制の強化を図る。
  - ② 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF) 等の特定家畜伝染病対策については、引き続き本会に設置した「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」において検討を行う。特に養豚農場における豚熱のワクチン接種については、「農場管理獣医師」の専門資格制度の構築により、農場に対する一元的な管理及び指導・監督の下、飼養衛生、経営管理等全般を管理する体制の整備を図る。
- (2) 海外悪性伝染病等に対するワクチンの開発製造を含む検査・研究体制の整備・充実については、上記 1 の (2) の①で述べた関係機関を一括統合した国の機関において対応を要請する。
- (3) 本課題については、今後も産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等において検討を行い、その結果を本会及び関係組織の活動に反映させる。

### 3 狂犬病対策の充実・強化

[ 各地区獣医師大会における決議要望事項 ]

- ・ 狂犬病の恐ろしさの再認識とワクチン接種率の向上 (関東地区)
- ・ 狂犬病予防注射業務における都道府県及び市町村と獣医師会の連携 (中部地区)  
犬の登録、予防注射済票の発行の一括受託等に関する方針の変換
- ・ 犬の登録、狂犬病予防注射の徹底と予防注射済票・鑑札の装着、マイクロチップの装着の徹底 (四国地区)

[ 日本獣医師会における対応等 ]

- (1) 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、①検査対象動物の密輸入等を防止するための国境検疫措置の強化、②マイクロチップ (MC) を鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進、国内の犬飼育頭数の把握及び MC を予防注射済票の代替とするワンストップサービスの実現、③狂犬病ワクチンの在庫数量の把握及び狂犬病発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、④野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実、⑤獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備、⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発等について引き続き要請を実施する。
- (2) 地方自治体と獣医師会との連携による狂犬病予防事業の推進については、狂犬病予防注射に係る地方自治体事務の一括受託など「小動物臨床委員会」でさらなる検討を行うとともに、犬の飼育者の利便性向上のため、引き続きマイクロチップ登録事業と一体化したワンストップサービスの実施について取り組む。

### 4 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

[ 各地区獣医師大会における決議要望事項 ]

- ・ 産業動物診療獣医師・公務員獣医師の確保対策  
①獣医師国家公務員職員に対する医療職俸給表 (一) の適用又は獣医職給料表の創設、②獣医学系大学への地域枠入学者の拡充
- ・ 勤務獣医師、特に公務員獣医師の処遇改善 (近畿地区)  
特定獣医師職給料表等の処遇改善に係る対策の実施
- ・ 獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用 (中国地区)
- ・ 農業共済組合家畜診療所の運営費の助成 (中国地区)
- ・ 地方自治体等勤務獣医師の待遇改善 (四国地区)  
①医師並みの給料表の制定、②団体勤務獣医師の地方自治体勤務獣医師並みの処遇、③地方自治体の畜産関係施設における設備と人員の充実、地域保健法による保健所の所長を「医師又は獣医師と改正」
- ・ 産業動物診療及び公務員獣医師の処遇改善の強化 (九州地区)  
①家畜共済制度の運営基盤の充実強化、②勤務獣医師への適正な給料表の適用、管理職ポストへの登用、諸手当の創設・拡充、③獣医学系大学への地域枠・職域枠の設定、④女性獣医師の復職支援

[ 日本獣医師会における対応等 ]

- (1) 産業動物診療及び公務員獣医師の需給対策については、引き続き以下のとおり要請等を実施する。
- ① 産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえ、獣医師

不足領域における勤務獣医師の処遇改善、また大学における産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実、修学資金の活用範囲の拡大等、また、産業動物獣医療の基盤となる家畜共済制度の運営基盤の充実強化等について要請活動を実施する。

- ② 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業において、①卒後間もない産業動物診療獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、実習、②中堅臨床獣医師に対する農場管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物診療獣医師、公務員獣医師の職域への定着を図る。
- (2) 公務員獣医師の処遇改善について、以下のとおり取組みを推進する。
- ① 公務員獣医師の処遇改善、特に獣医師の専門給料表については、福岡県及び徳島県における「特定獣医師職給料表」の設置等の情報を提供するとともに、引き続き地方獣医師会あて関係各所への要請活動を依頼する。
  - ② 国家公務員獣医師である動物検疫所等の特定の部門に勤務する獣医師については「専門行政職俸給表」が適用されている。地方公務員獣医師については他の専門職と区分して俸給表を創設することの実現性等について、家畜衛生・公衆衛生委員会等で検討する。
- (3) 女性獣医師の活躍推進については、職域総合部会に設置した「女性獣医師活躍推進委員会」等でその対応を検討するとともに、引き続き各種の研修会及び普及啓発事業並びにインターネットによる情報提供等の具体的な施策を継続的に実施する。

## 5 動物福祉・管理対策、野生動物対策、動物飼育環境の改善

[ 各地区獣医師大会における決議要望事項 ]

### (1) 動物福祉・管理対策の推進

- ・ 人と動物の良いセカンドライフの環境づくり（関東地区）
- ・ 人と動物との共生社会における「心のバリアフリー」の構築（関東地区）
- ・ 「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置づけの改正（中国地区）
- ・ 犬・猫の適正飼養の啓発、不妊去勢手術の推進（四国）

### (2) マイクロチップの普及推進

- ・ マイクロチップの情報登録の一元化と獣医師がデータを検索する権限の付与（中部地区）
- ・ マイクロチップ登録情報の一元化と装着のための対応の強化（九州地区）
- ①マイクロチップ登録情報の一元化と動物病院及び地方獣医師会が登録情報を検索する権限の付与、②マイクロチップ装着に関する広報、普及啓発とすべての犬猫への装着の義務化、③獣医師による申請の代行システムの簡便化

### (3) 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・ 災害時における被災動物の救護と支援体制の構築（四国地区）
- ①災害時のペットとの同行避難に関する訓練の実施と受入れ態勢の整備、②災害に備えたしつけ、健康管理、マイクロチップの装着等に関する普及啓発、③民間団体、ボランティア、近隣自治体との連携の構築
- ・ VMAT の体制構築と災害時動物救護活動の体制の整備（九州地区）
- ・ 飼育動物と同行避難ができる避難所開設の法令における明文化（九州地区）

[ 日本獣医師会における対応等 ]

- (1) 人と動物の共生、高齢者の動物飼育支援等については、すでに「小動物臨床委員会」、「動物福祉・愛護委員会」における協議内容の情報提供に努めているが、今後も関係する委員会で検討し施策を講じる。

なお、実効性ある動物福祉管理の普及対策を円滑かつ適切に展開するためには、国民の理解・支援を得る必要があり、動物感謝デー in JAPAN 等、本会・地方獣医師会の活動等を介して普及・広報活動を行う一方、関係機関等に対し積極的に要請を行う。

一方、動物愛護管理法第 22 条に定める動物取扱責任者研修に関しては、第一種動物取扱業者の業務に必要な知識及び能力の向上が目的であり、専門職として、これらの知識及び能力を有する獣医師については、受講を免除するよう環境省へその旨申し入れたところである。これに対して同省からは、研修内容には獣医師も共有すべき事項等があることから除外できない旨回答がなされたので、受講内容を確認の上、改めて改善を求める。

- (2) 販売用の犬・猫への MC の装着・登録については、登録指定機関として法定登録データと AIPO 登録データベースの一体的な管理、獣医師による MC 情報検索、狂犬病予防事業との一体的な運用体制の整備、MC 手数料の適正化等の課題について、環境省、厚生労働省との円卓会議と並行して具体的な解決策を検討し実行する。次期法改正においては、現行の環境大臣登録から AIPO 等の民間登録団体を指定する制度への抜本的な見直しについて検討し、環境省及び国会議員に積極的に要請活動を行う。
- (3) 災害時動物救護活動については、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイ

ドライン」(平成30年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定)をもとに地方獣医師会に対し地方自治体における施策等の協議を依頼する。

また、本会が作成した「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」及び「日本獣医師会災害対策マニュアル」等に基づき、広域的な緊急災害時の動物救護活動等についてさらに論議を深める一方、「災害獣医療(VMAT)認定獣医師」制度の構築によるVMATの養成、災害時の派遣等に関する対応等具体的な対策を講じる。

- (4) 学校動物飼育支援活動については、引き続き獣医学術学会年次大会の場で関係者の意見交換の場を設けるとともに、今後も学校動物飼育支援対策検討委員会での検討を踏まえ、地方獣医師会等における具体的な活動を支援する。併せて、内閣府、環境省、文部科学省に対して支援を要請する。

## 6 獣医療提供体制の整備・確保等

[ 各地区獣医師大会における決議要望事項 ]

- ・ 獣医療の国際化(獣医療の活動範囲の拡大)の推進(関東・東京地区)
- ・ 遠隔診療の再検討(中部地区)
- ・ 愛玩動物看護師及び愛玩動物看護師の資格を保有しない動物病院スタッフの対応について(中部地区)
  - ①獣医師と動物看護師の業務を明確にした診療計画例と救急救命業務手順書の作成、②愛玩動物看護師の資格を保有しない動物病院スタッフの名称の例示、③愛玩動物看護師養成機関の地域格差による動物看護師の偏在に関する考え方とその対応、④愛玩動物看護師の資格を保有しない動物病院スタッフへの教育
- ・ 「獣医療法」第17条(広告の制限)及びその適正化のための監視指導に関する指針(獣医療広告ガイドライン)の見直しについて(中国地区)

[ 日本獣医師会における対応等 ]

- (1) 獣医療提供体制の整備・確保対策については、以下のとおり取組みを実施する。

- ① 獣医療提供体制の整備・確保対策については、農林水産省から受託している「獣医療提供体制整備推進事業」等の実施により、「飼養衛生管理基準」に関する普及啓発、生産獣医療及び農場 HACCP の普及等に関する知識・技術を備えた「農場管理獣医師」の養成・確保、農業共済制度の改善等について検討し、要請を行う。
- ② 遠隔地診療については、中山間地・僻地の畜産農家の立地に加え、農業共済団体の家畜診療所の統廃合及び産業動物獣医師の偏在による診療体制の維持が困難な地域の顕在化を踏まえ、農林水産省から「遠隔獣医療技術向上・普及体制構築事業」を受託し、デジタル技術を活用した画像診断等の遠隔獣医療技術の向上、普及に努める。
- ③ 総合的獣医療、各分野の専門的獣医療の提供については、認定・専門獣医師制度の構築のため、本会に設置した「認定・専門獣医師協議会」において、本会及び学協会が実施する研修プログラムの評価・認定等に取り組む。加えて、農林水産省獣医事審議会免許部会における獣医療法第17条に定める広告制限の一部緩和の検討を踏まえ、認定・専門獣医師制度における専門性の広告等の実現に取り組む。
- ④ 愛玩動物看護師の国家資格化については、新制度の円滑な運用、獣医療現場における獣医師と愛玩動物看護師等の適切な役割分担と連携によるチーム獣医療提供体制の構築、愛玩動物看護師の処遇改善と社会的地位の向上等の課題があるが、さらに診療計画例等の作成、遠隔診療指針等による適正運用等と併せて検討し、必要な措置を講じるとともに、要請を行う。

## 7 日本獣医師会と地方獣医師会の組織体制及び運営

[ 各地区獣医師大会における決議要望事項 ]

- ・ 地方獣医師会の積極的活動と財源確保に対する支援(中部地区)
  - 関係省庁の実施する事業への日本獣医師会の積極的な参画と地方獣医師会会員獣医師の活用による地方獣医師会の財源確保への支援
- ・ 日本獣医師会活動に関する情報の公開(中部地区)
  - ①ホームページの更新による特別委員会、部会委員会に関する情報の迅速な公開、②理事会、全国獣医師会会長会議に関する情報の早期の提供と全国獣医師会会長会議常設正副議長の選任への配慮
- ・ 地方獣医師会からの要望等に対する速やかな回答(中部地区)

[ 日本獣医師会における対応等 ]

- (1) 本会と地方獣医師会の組織体制及び運営については、以下のとおり取組みを推進する。

- ① 引き続き農林水産省、厚生労働省、環境省等が公募する事業について、積極的に応募し、本事業予算をもって、地方獣医師会を主体とした各地での講習会等を実施いただくとともに、さ

らなる事業内容の充実を図る。

- ② 本会の情報公開におけるホームページの運営については、本会の組織の強化及び社会プレゼンスの向上のため、全面的な改定に取り組んでおり獣医事対策等に関する情報提供及び普及啓発をさらに強化する。
- ③ 理事会、全国獣医師会会長会議に関する資料等の情報提供については、会議後の議事報告の日本獣医師会雑誌への掲載等と同様、地方獣医師会等への早期提供に努める。
- ④ 全国獣医師会会長会議常設正副議長の選任については、今後とも、円滑な議事進行を行うため、地元地方獣医師会の運営における知識や経験の豊かな方に、会議開催毎でなく常設の議長及び副議長として務めていただく。
- ⑤ 地方獣医師会からの要望等に対する回答については、関係者からの意見徴収、関係省庁等との円滑な連絡調整に努め、迅速な回答に努める。

## ウ 狂犬病等共通感染症対策

### (ア) 狂犬病予防対策

#### 普及・啓発対策

令和4年4月、令和4年度の厚生労働省の狂犬病予防注射施策推進に協力するため、同省と本会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

### (イ) 共通感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策

#### a 鳥インフルエンザ等の共通感染症対策

鳥インフルエンザ等の共通感染症に関して、各省等からの通知に伴い以下の通知を行ったほか、鳥インフルエンザ等の発生状況についてメール等により随時情報提供を行った。

- (a) 4月27日に青森県において今期3例目となる高病原性鳥インフルエンザ H5 亜型が4月に確認されたことを受け、令和4年4月27日付け4日獣発第27号により飼養衛生管理と早期発見・通報の徹底、ウイルス拡散防止等に関する指導の周知依頼について通知した。
- (b) 北海道のだちょうにおいて高病原性鳥インフルエンザが確認されたことを受け、屋内で家きんを飼養可能な農場では可能な限り屋外での飼養を控えていただきたいこと等の周知依頼について、令和4年5月18日付け4日獣発第35号により通知を行った。
- (c) 5月12日、岩手県における今期2例目となる高病原性鳥インフルエンザが確認されたことを受け、これまでの同疾病の発生における初の5月の発生事例となったことから、引き続いて緊張感を持った飼養衛生管理を徹底する旨、令和4年5月31日付4日獣発第53号により通知した。
- (d) 2021年～2022年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの疫学調査結果等に係る検討結果について、ウイルス学、疫学、野生動物等の専門家により構成された「高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム」が取りまとめた疫学調査報告書が農林水産省のホームページに掲載された旨、令和4年9月29日付け4日獣発第172号により通知した。
- (e) 昨シーズンに世界規模で高病原性鳥インフルエンザ等が確認されたことを受け、本格的に渡り鳥が飛来する時期を迎えるに当たって、本病の①発生予防対策、②まん延防止対策、③野鳥のサーベイランス検査体制の構築を図ることの周知及びモニタリング検査の協力について農林水産省から依頼があったことから、令和4年10月6日付け4日獣発第173号により通知を行った。
- (f) 10月19日及び22日に韓国の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザが今秋以降初めて確認されたことを受け、令和4年11月2日付け4日獣発第208号により、引き続き農場へのウイルス侵入防止の徹底に係る指導等をお願いしたい旨の通知を行った。
- (g) 環境省から、今年度も「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた野鳥におけるウイルス保有状況調査を進めるために配慮をお願いしたい旨の依頼があったことから、令和4年11月7日付け4日獣発第217号により通知した。
- (h) 10月27日、岡山県において今期国内初の高病原性鳥インフルエンザの疑似患者の発生が

あったことを受け、令和4年11月16日付け4日獣発第222号により、家きん飼養者に対しての①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再確認、③ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策の徹底、④農場周辺の消石灰散布などの消毒の徹底について、指導・助言の実施依頼を都道府県知事あてに通知を行った旨、周知を行った。

- (i) 例年よりも早い時期から野鳥等に本病ウイルスが確認され、全国的に環境中のウイルス濃度が高まっていると考えられることから、令和4年11月29日付け4日獣発第232号により、防疫対応の徹底等について周知依頼を行った。
- (j) 今期の高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、関係閣僚会議において本病対策の確認が行われるとともに、各都道府県における防疫対策の強化措置として、①消毒の実施、②農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底、③地域一体となった防疫の取組について検討・対応を依頼する通知を都道府県あてに行った旨、令和4年12月28日付け4日獣発第272号により通知した。
- (k) 年末年始等において人の移動の活発化及び渡り鳥の飛来・滞在シーズンが続くことから、引き続き危機感を持った水際検疫の実施及び病原体侵入防止の徹底が重要であるため、防疫体制に万全を期すよう都道府県知事あてに通知が行われた旨、令和4年12月28日付け4日獣発第273号により通知した。
- (l) これまでの家きん農場での発生事例に関する疫学調査チームの調査結果等を踏まえ、第81回家きん疾病小委員会において取りまとめられた緊急提言を都道府県畜産主務部長あてに通知を行った旨、令和5年1月17日付け4日獣発第286号により通知した。
- (m) 「第82回家きん疾病小委員会」及び「令和4年度第1回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合」による議論を踏まえて「高病原性鳥インフルエンザの継続発生を踏まえた今後の防疫に関する提言」が取りまとめられたことを都道府県畜産主務部長あてに通知した旨、令和5年2月3日付け4日獣発第301号により通知を行った。
- (n) 今期の高病原性鳥インフルエンザの発生は、10月28日に初感染が確認されて以降、3月2日までに25道県77事例が確認され、全国的にウイルス濃度が非常に高まっている状況と考えられることから、今般、家きんにおいて本病発生が確認されている都道府県において緊急消毒の対応が一定程度進展している状況を踏まえ、緊急消毒の対象範囲を拡大し、発生が確認されていない都道府県を対象とし、引き続き本病の発生予防に万全を期していただきたい旨を都道府県畜産主務部長あてに通知を行った旨、令和5年3月14日付け4日獣発第333号により通知した。

**b 薬剤耐性（AMR）対策**

令和4年2月28日付け事務連絡「健康な愛がん動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査について（協力依頼）」をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課から協力依頼があった健康な伴侶動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査について、地方獣医師会からの協力施設の推薦を依頼した。推薦された施設については、取りまとめて農林水産省に情報提供した。

**c 関連シンポジウムの開催**

令和4年11月11日～13日にヒルトン福岡シーホークにおいて開催された第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和4年度）における科学研究費助成事業プログラムとして、本会と公益社団法人日本医師会及び厚生労働省による連携シンポジウム「COVID-19時代をペットとともに乗り切る－COVID-19だけじゃない人と動物の感染症－」が開催され、医師と獣医師の連携による共通感染症対策に関する最新の知見が紹介された。講演の内容は次のとおり。

**第40回獣医学術学会年次大会（令和4年度）**  
**日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム**  
**「COVID-19時代をペットとともに乗り切る**  
**－COVID-19だけじゃない人と動物の感染症－」**

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
-----	-------	-------	-----



1	動物のコロナウイルス感染症と COVID-19 感染症の実際ー伴侶動物は新型コロナウイルスに感染する？ー	水谷哲也	東京農工大学
2	コロナストレスに負けない暮らしー伴侶動物を感染させないためにー	村田佳輝	むらた動物病院・東京農工大学
3	マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)	前田 健	国立感染症研究所
4	人と動物の共通感染症の側面から見た SFTS の臨床	山中篤志	宮崎県立宮崎病院
5	人と動物の健康を守るワンヘルスの取組みー北海道大学 One Health リサーチセンターの活動紹介ー	堀内基広	北海道大学

## エ 勤務獣医師の処遇改善対策

これまでの処遇改善に向けた取組みの結果、獣医師職員の初任給、初任給調整手当、調整額等の処遇や獣医師職員の職場環境改善が図られる一方、獣医学教育6年制を修了した獣医師職員と他の6年制教育専門職との処遇面の格差は依然として大きいことから、改善に向けた要請活動等を行った。

家畜衛生及び公衆衛生の現場において重責を担う公務員獣医師の役割は著しく重要となっていることから、令和4年9月20日付け「公務員獣医師の処遇改善に関する要請」により総務大臣あてに、①医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、②①については恒久的な措置とする、③地方自治体における①及び②の措置の実施に伴い地方交付税の減額等の不利益措置を講じないよう配慮いただきたい旨の要請を行った。

全国家畜衛生職員会からの依頼を受けたことから、令和3年10月5日付け3日獣発第52号により所管の都道府県知事及び全国知事会会長に対して公務員獣医師の確保及び処遇改善対策について要請した。

日本獣医師連盟と本会の連名で令和4年12月、自由民主党獣医師問題議員連盟会長あて、さらに本会から令和4年12月22日付け4日獣発第254号により農林水産省消費・安全局長あて、同日付け3日獣発第261号により環境省自然環境局長あて、同日付け4日獣発第256号により厚生労働省健康局長及び生活衛生・食品安全審議官あて、同日付け4日獣発第257号により財務大臣あてに、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実等として、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師等の処遇改善を要請した。

## オ 獣医学教育の整備・充実

(ア) 令和4年6月29日付け4日獣発第87号「獣医学系大学学生の体験型家畜衛生・公衆衛生実習の受入れについて（依頼）」により、都道府県知事及び保健所設置市長あてに、各自治体の学部実習受入機関に対して、獣医学共用試験を運営・管理する獣医系大学間獣医学教育支援機構から体験型家畜衛生・公衆衛生実習等の受入要請が行われた場合には、円滑な受入れ及び効果的实施への協力依頼が行われた。

令和4年10月31日、獣医学系大学関係団体、獣医師職域団体、獣医学術団体及び本会によって構成される、獣医学実践教育推進協議会の第8回目の会議を開催し、令和4年度の令和4年度診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習について報告が行われた。また、令和5年度の体験型家畜衛生・公衆衛生実習について、今後のマッチング等のスケジュールやVPCamp及び体験型実習に関する意見・要望等の調査結果の確認等が行われ、大学が体験型実習で実施希望している内容・項目を調整したうえで獣医学実践教育推進協議会（日本獣医師会）から全獣協及び支援機構に実施協力依頼通知を発出し、全国家畜衛生職員会と公獣協を経由して自治体に連絡を行うとともに、実習プログラムと募集人数については、支援

機構が調査し、大学へ情報提供を行うこととされた。

令和5年2月14日に同協議会の第9回目の会議を開催し、体験型家畜衛生・公衆衛生実習実施要綱等の内容確認が行われるとともに、日獣・全獣協会会長名文書にて早急に本実施要綱を施行することとされた。

令和5年3月27日に同協議会の第10回目の会議を開催し、令和4年度及び令和5年度におけるNOSAI臨床実習や、令和5年度体験型家畜衛生・公衆衛生実習の準備状況等について報告が行われた。

- (イ) 令和4年12月22日付け4日獣発第258号「獣医学教育の改善（整備・充実）について（要請）」により、文部科学大臣あてに、①「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」報告のフォローアップ、②参加型実習の実施における外部機関と獣医学系大学との連携推進、③獣医師養成確保就学資金貸与事業（地域枠）と連携する産業動物特別選抜入試の拡充、④学校動物飼育の支援に関する要請を行った。

中央畜産会会長、全国農業共済協会会長と本会会長との連名による令和5年3月20日付け「産業動物獣医学教育の臨床実習に係る要請書」により、文部科学大臣あてに、各大学で実施する臨床実習について、家畜診療所が適切に対応し、より充実した実習となるよう、実習教育に当たる家畜診療所獣医師について、指導教官としての地位を明確化するとともに、その人件費を補助していただきたいこと、臨床実習に必要な資材費を補助していただきたい旨の依頼文書が発出された。

- (ウ) 令和4年9月21日に開催された第118回全国大学獣医学関係代表者協議会、及び令和5年3月30日に開催された第120回全国大学獣医学関係代表者協議会に境政人副会長兼専務理事と本会職員が出席した。

### (3) 事業の推進に係る諸会議の開催

本会の公益目的事業の運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的に、以下の関係会議を開催した。

#### ア 全国獣医師会会長会議

《第1回》

(ア) 日時・場所：令和4年4月27日（水）14:00～、明治記念館・1階「曙」

(イ) 議長：高橋三男（埼玉県獣医師会会長）

副議長：玉井公宏（和歌山県獣医師会会長）

(ウ) 議事：

[説明・報告事項]

- a 愛玩動物看護師法施行後の対応に関する件
- b 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件
- c 野口英世アフリカ賞に関する件
- d マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件
- e その他

[連絡事項]

- a 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- b その他

《第2回》

(ア) 日時・場所：令和4年9月30日（金）14:00～、都市センターホテル・3階「コスモスホール」

(イ) 議長：高橋三男（埼玉県獣医師会会長）

副議長：玉井公宏（和歌山県獣医師会会長）

(ウ) 議事：

[説明・報告事項]

- a 2022動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件
- b 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会及び第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和4年度）の開催に関する件

- c 政策提言活動等に関する件
- d 改正動物愛護管理法における販売用犬猫に対するマイクロチップの装着・登録の義務化に関する件
- e その他

[連絡事項]

- a 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- b 日本獣医師連盟の活動報告に関する件
- c その他

イ 全国獣医師会事務・事業推進会議

(ア) 日時・場所：令和4年7月15日（金）14:30～、都市センターホテル「コスモスホール」

(イ) 議 事：

[日本獣医師会説明事項]

- (1) 改正動物愛護管理法における販売用犬猫に対するマイクロチップの装着・登録の義務化に関する件
- (2) 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会及び第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催に関する件
- (3) 獣医事対策等普及啓発事業
  - ア 令和4年度動物愛護週間中央行事及び2022動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催
  - イ 日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞事業
- (4) 獣医学術講習会研修会事業及び獣医療提供体制整備推進総合対策事業
- (5) 認定・専門獣医師制度及び農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業の実施
- (6) 新型コロナウイルス感染症等対策
  - ア 本会における対応の経過等
  - イ 小動物診療施設等における新型コロナウイルス感染症対策
- (7) 愛玩動物看護師法の施行・運用に関する件
- (8) 獣医療証明様式等提供事業
- (9) 日本獣医師会獣医師福祉共済事業
  - ア 生命共済保険事業
  - イ 獣医師賠償共済事業
- (10) 国民年金基金紹介事業業務
- (11) その他
  - ア 令和4年福島沖地震及びウクライナ紛争における被災動物救護等に対する支援等に関する件
  - イ 野口英世アフリカ賞に関する件
  - ウ 次期感染症サーベイランスシステム工程管理・調達支援業務

[照会事項に対する回答]

- (1) 日本獣医師会からの照会事項
  - ア 【照会-1】令和4年度狂犬病予防注射の実施対応について
  - イ 【照会-2】会員組織率向上の取組み事例及び自治体等からの受託事業について

## 2 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

### (1) 獣医師職業倫理の向上対策

ア 高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとして定めた「獣医師倫理綱領」に加え、獣医師が獣医師会活動を推進するに当たり、その指標とする理念等と獣医療に係る国際動向等を併せ踏まえて平成22年に定めた「獣医師会活動指針」の普及・啓発に努めた。また、獣医師倫理に係る資料を集大成した「獣医師倫理関係規程集」を獣医学系大学等に配布し、獣医師倫理教

育における活用を推進した。さらに、「獣医師倫理関係規程集」については、令和4年5月1日に施行される愛玩動物看護師法を掲載するために改訂を行った。

イ 獣医師法、獣医療法、医薬品・医療機器等法等の関係法令に係る情報等について、地方獣医師会会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令遵守の徹底を要請した。

ウ 令和4年度においては、5名の獣医師が道路交通法違反、覚醒剤取締法違反、神奈川県迷惑行為防止条例違反で罰金以上の刑罰に処せられ、獣医師法第8条第2項の規定に基づく行政処分が行われた。

## (2) 適正獣医療提供の確保対策

適正獣医療の提供を確保するため、獣医師法等の関係法令に基づく法定事項証明様式（予防接種証明書(A様式・B様式)、動物用医薬品指示書、出荷制限期間指示書等）を作成し提供した。

## 3 熊本地震動物救援施設整備事業

平成28年4月に発生した熊本地震に際し、犬猫等を飼養する被災飼い主の方々の復旧・復興活動を支援するため、そのペット（犬・猫）を緊急に一定期間預かることとして設置した「熊本地震ペット救援センター」は、「九州災害時動物救援センター」と改称したが、災害時に、被災飼い主からの犬猫の一時預かり及び預かった犬猫への獣医療提供等を行い、平常時においては、使役犬（災害救助犬）の育成又は終生預かり、また、被災時動物救護ボランティア、動物看護師等の養成活動等を行うための支援事業を実施している。本施設の運営・管理状況を、令和4年11月28日に職員が現地にて確認するとともに、本会が当センターの運営・管理に係る業務を一般社団法人九州動物福祉協会に委託し、適正な運営・管理等に努めた。

## 4 災害対策事業

### (1) 令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 3 緊急災害時対応 (1) 令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等」を参照。

### (2) 2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等への支援

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 3 緊急災害時対応 (2) 2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等への支援」を参照。

## 5 動物福祉適正管理施策支援事業

### (1) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

所有明示のための個体識別措置としてのマイクロチップの装着の普及と、装着したマイクロチップに基づく動物個体情報の登録やその登録情報照会対応等の動物適正管理個体識別登録等普及推進事業を実施した。令和4年度における動物個体識別登録システムへの登録数は118,818件（前年度335,250件）であり、累計登録数は2,980,903件となった。

地方獣医師会が飼育者の代理でマイクロチップの登録申請をする「地方会方式」を推進し、参画地方獣医師会は累計で26地方獣医師会となった。

本会と動物愛護公益3団体（日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会）とで構成する動物ID普及推進会議（AIPO）〔幹事長代理：藏内勇夫日本獣医師会会長〕と協力しながら、マイクロチップの普及啓発を行った。

令和4年7月1日から「マイクロチップ制度の在り方に関する円卓会議」を環境省審議官以下担当官と開催し、第5回の開催後、11月24日付で「マイクロチップ登録制度及び情報システムに関する取組について」と題した合意書を取りまとめた。その後も3月までに第6回・7回の開催を行い、合意書の内容の実現に向けて協議を行った。

マイクロチップ登録制度及び情報システムに関する取組について

環境省自然環境局  
公益社団法人 日本獣医師会

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく、犬と猫のマイクロチップ情報登録制度及び情報システムについて、環境省自然環境局と公益社団法人日本獣医師会は、制度を運用する上での諸課題を解決し、利用者及び制度運用に携わる関係者の利便性の向上や円滑な運用に資するため、次に掲げる事項に取り組んでいくこととする。

1. 法定登録データベースと AIPO 登録データベースにおけるマイクロチップ登録情報の一体的な管理
  - (1) 次期動物愛護管理法改正を視野に、犬猫以外の動物のデータを含むデータベースの一元化に向けた検討を行う。
  - (2) 令和4年中に法定登録と AIPO 登録の紙申請の様式を一体化し、運用を開始する。
2. 逸走動物の保護時及び災害発生時における獣医師のマイクロチップ情報の検索
  - (1) マイクロチップ登録情報を獣医師に提供できる体制を実現するため、令和4年度中に法令整備を進め、令和4年度から令和5年度にかけて、これに対応したシステム改修を行う。
  - (2) 平常時においても獣医師に登録情報を提供できる体制について、次期動物愛護管理法改正を視野に協議を継続する。
3. 狂犬病予防法と動物愛護管理法に基づく犬の登録データの一体的運用
  - (1) 狂犬病予防法と動物愛護管理法の犬の登録データの一体的運用に向けて、厚生労働省、環境省及び公益社団法人日本獣医師会で論点整理と施策の進め方の検討を継続する。
  - (2) 次期動物愛護管理法改正を視野に、制度の実効性確保及び行政事務の合理化のため、犬猫全頭登録の義務化を検討する。
4. マイクロチップの番号の一意性と安全性を担保するための基準の整備
  - (1) 同一番号の重複が生じる事態を避けるため、関係省庁と協議しつつ、マイクロチップの番号の管理体制の整備を検討する。
  - (2) マイクロチップの安全性を確保するため、国内で関係法令に基づき安全性が承認されたものであることを省令改正等により担保する。
5. マイクロチップ登録手数料の適正化

令和4年度のマイクロチップ登録に伴う手数料収入及び指定登録機関の支出等の実績を踏まえ、令和5年度に、登録手数料に係る課題整理並びに実費を勘案して定める額の必要に応じた改正について検討を行う。
6. その他

マイクロチップ登録制度全般及び情報システムの運用の効率化、円滑化に必要な事項（法定登録データベースの利用可能な範囲の整理、必要に応じ「環境大臣の登録」から「民間の指定登録機関の登録」への変更の可能性等）について、協議を継続する。

## (2) 犬猫マイクロチップ指定登録機関事業

令和3年6月15日、「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関の指定に係る決定について（通知）」（環自総発第2106151号）により動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の10第1項に基づく指定登録機関に日本獣医師会が指定され、令和4年6月1日の施行日から登録事業を開始した。3月末までに新規の登録は705,339件（移行登録約15万件を含む）、変更登録は589,528件となった。

### ア 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムの開発と運用

指定登録機関個別 Web システム「犬と猫のマイクロチップ情報登録」について、6月の施行まで全体リハーサルを継続して最終的な調整を行い、6月1日午前0時にリリースして運用を開始した。システムの運用開始後は、随時システムの利用状況を勘案しながら、より利便性が高いシステムとなるよう、システムの運用・保守体制を構築した。

### イ 装着済みマイクロチップデータに係る移行調整

既存登録団体に登録済みの登録者の移行登録については、日本獣医師会の専用サイトにより進めてきたが、そこに申請されたデータの精査や、環境省共通データベースへの取込みの準備を行い、令和4年6月から8月にかけて152,561頭の移行登録を行った。施行前に申請されなかった場合についても、可能な限り個別に対応し、令和5年3月までに追加で389件の移行登録を行った。

### ウ アカウント及び狂犬病予防法の特例に関する設定

令和4年4月、47都道府県、20政令市及び1,725基礎自治体に対して、システムを利用するためのアカウントを発行した。また、246自治体からのメールアドレス等の修正依頼について対応した。さらに、狂犬病予防法の特例に参加を希望した基礎自治体が、関係する機能の利用ができるよう、随時アカウントの設定を行った。

### エ 各種帳簿の備え付けと報告書の提出

指定登録機関が備え付けている各種帳簿から必要な情報を集計し、法令に基づき、環境省に報告を行った。

### オ 普及啓発

ポスターやリーフレット及びその電子データについて、引き続き配布を行った。

ホームページにおいては、5月末までは準備サイトで情報発信を行い、6月からは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のお知らせページ等を利用して情報発信を行った。

コールセンター・ヘルプデスクと連携し、よくある質問の構築を行い、電話やメール対応に活かすだけでなく、サイトのQ&Aへの掲載などに活用した。

5月に「獣医師及び動物愛護管理行政担当者のためのマイクロチップの装着・読取りガイドライン」を策定し、配布を行った。

普及啓発用パネルやノベルティグッズを作成し、動物愛護関連イベント等において掲示や配布を行った。作成していた説明資料・マニュアル等の見直しを随時行った。

マイクロチップ普及推進事業に係る支援を希望する13団体に対して合計で1,125本のマイクロチップの手配を行った。

### カ コールセンター・ヘルプデスクの運用

「パーソルテンプスタッフ株式会社」への業務委託により、令和4年6月からコールセンター業務を開始した。運用開始後は、サービス要件を満たしているか常に監視し、事務局からもフォローアップを行った。コールセンターの業務マニュアルの見直しを定期的に行い、スタッフの回答内容が適切な範囲になるよう調整を行った。

### キ 紙申請に係る対応

「株式会社安田システムサービス」への業務委託により、令和4年6月から紙申請での登録に対応した。運用開始後は、標準作業時間を遵守しながら円滑な紙運用に努めた。当初の想定件数の1割強しか申請がなく、費用等が見合わないため、紙申請対応についての業務委託は令和4年度限りとする事とした。

### (3) 日本動物児童文学賞事業

本年度は、第34回としての作品募集を行った結果96作品の応募があり、一次審査を経て、二次審査として、令和4年8月8日開催の第34回日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕において、日本動物児童文学大賞1点及び同優秀賞2点並びに同奨励賞5点を決定し、例年であれば動物愛護週間中央行事屋内行事の場において大賞及び優秀賞受賞者に対する表彰式を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から昨年度に引き続き本年度も中止となり、代替企画として行われた動物愛護週間中央行事2022どうぶつ愛護オンラインシンポジウムにて、受賞者と受賞作品について紹介を行った。また、受賞者氏名等を本会ホームページ上で公表し、日本獣医師会雑誌第75巻第11号に掲載した。また、「第34回日本動物児童文学賞受賞作品集」を作成し、地方獣医師会を通じ小学校、図書館等に無償配布した。

#### 【日本動物児童文学大賞】

「モモとタロウ」 寺田喜平（岡山県）

#### 【日本動物児童文学優秀賞】

「堤防の道の散歩」 竹内佐永子（愛知県）

「岬の野生馬」 小俣麦穂（長野県）

#### 【日本動物児童文学奨励賞】

「タレンとヨーサン二匹の猫のものがたり」 尾崎順子（兵庫県）

「香菜子の決心」 井上理博（神奈川県）

「手のひらの命」 伊東葎花（茨城県）

「おかえりナイア」 堀部明美（奈良県）

「金魚のあかちゃん」 まきうちれいみ（東京都）

## 6 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

### (1) 普及啓発活動事業

#### ア 動物感謝デー in JAPAN の開催

令和4年度に開催した2022動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催状況は次のとおり。

#### 《 2022 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催概要 》

#### 1 趣 旨

人と動物の共生社会の構築がクローズアップされる中、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の発展、公衆衛生の向上を任務とする獣医師が、今後も社会的要請に応え、動物医療の質の向上を確保していくためには、国民的理解が不可欠であるため、獣医師の果たすべき役割の一層の社会的理解の情勢に資することとして、平成19年から毎年秋に開催している市民参加イベント「動物感謝デー」について、16回目となる本年度は、環境省等が主催する動物愛護管理法に基づく行事である動物愛護週間中央行事（屋外行事）と同時に上野恩賜公園不忍池周辺（東京都台東区）を開催場所として、地方獣医師会の参加協力、関係省庁・獣医師関係団体の後援、動物関連企業等の協賛、関係団体等の協力の下、「2022 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として開催した。

なお、本催事は、世界獣医学協会が提唱する国際的イベントである“The World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものとして実施した。

#### 2 開催テーマ

— 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。 —

#### 3 開催主体等

- (1) 主 催：公益社団法人 日本獣医師会
- (2) 後 援：農林水産省、環境省、文部科学省、外務省、内閣府食品安全委員会、東京都、台東区、公益社団法人日本獣医学会、公益社団法人日本動物病院協会、一般財団法人動物看護師統一認定機構、一般社団法人日本動物看護職協会、World Veterinary Association、ヒトと動物の関係学会、AIPO（動物 ID 普及推進会議）
- (3) 特別協賛：共立製薬株式会社、日本全薬工業株式会社、アマゾンジャパン合同会社、ベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン株式会社
- (4) 協 賛：アニコム損害保険株式会社、イオンペット株式会社、いなばペットフード株式会社、千寿製薬株式会社、デビフペット株式会社、株式会社森乳サンワールド、MP アグロ株式会社、株式会社アグリズ、森久保 CA メディカル株式会社、株式会社安田システムサービス/損害保険ジャパン株式会社、日生研株式会社
- (5) 協 力：全国 55 地方獣医師会、農林水産省消費・安全局、農林水産省動物検疫所羽田空港支所、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、日本中央競馬会、公益社団法人日本動物愛護協会、公益財団法人馬事文化財団（馬の博物館）、公益社団法人全国農業共済協会、公益社団法人畜産技術協会、公益社団法人中央畜産会、公益社団法人日本愛玩動物協会、公益社団法人日本装削蹄協会、公益社団法人 Knots、一般財団法人生物科学安全研究所、一般社団法人ジャパンケネルクラブ、一般社団法人全国ペット協会、一般社団法人日本家畜人工授精師協会、一般社団法人日本養豚開業獣医師協会、一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会、特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会、特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会、狂犬病臨床研究会、獣医コミュニケーション研究会（農場どないすんねん研究会：NDK）、放鷹義塾／STOOPER Falconry、学校法人ヤマザキ動物看護大学、学校法人シモゾノ学園国際動物専門学校／大宮国際動物専門学校、奈良県うだ・アニマルパーク振興室、日本獣医学生協会（JAVS）

#### 4 開催日時及び場所

令和 4 年 10 月 1 日（土） 10～17 時

上野恩賜公園 不忍池周辺（東京都台東区）

#### 5 参加人員

イベント運営委託会社発表 約 5 千人

#### 6 開催内容

開会式では、はじめに動物愛護週間中央行事の主催者である動物愛護週間中央行事実行委員会を代表して野村環環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長から松本啓朗環境省大臣官房審議官の挨拶が代読された。

続いて、動物感謝デーの主催者として本会蔵内勇夫会長から挨拶が行われた後、来賓の森英介自由民主党獣医師問題議員連盟会長代行・衆議院議員、片山さつき自由民主党ペット関連産業・人材育成議員連盟会長・参議院議員のから挨拶、河西宏一公明党獣医師・動物看護師議員懇話会幹事・衆議院議員、自見はなこ内閣府大臣政務官自由民主党参議院議員から激励の言葉をいただいた。その後、熊谷法夫農林水産大臣官房審議官、三木朗厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長、鋤柄卓夫内閣府食品安全委員会事務局長、特別協賛者等の来賓の紹介、祝電披露、日本全薬工業株式会社及びベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン株式会社から本会に 200 万円が贈呈されたセーブペットプロジェクト寄付金授与式が行われた。



続いて放鷹義塾により、開会宣言のメッセージを携えた鷹が客席の後方から、砂原和文副会長のもとへ飛んで行く演出が行われ、砂原副会長から開会が宣言された。

メインステージでは、農林水産省動物検疫所羽田空港支所、獣医コミュニケーション研究会（農場どないすんねん研究会：NDK）の協力による獣医師の仕事と役割を紹介する「知っていますか？ 獣医師の仕事」として、NOSAI、公務員獣医師の紹介のほか、動物検疫所による検知犬のデモンストレーションが行われた。その他、東京都獣医師会の協力による「猫・よもやまトークセッション『ニャンタレスティングのすすめ！』」が行われた。

展示・体験コーナーでは、学校法人シモゾノ学園及び獣医学生協会の協力を得て実施した「一日獣医師体験コーナー」、日本中央競馬会、公益財団法人馬事文化財団（馬の博物館）、公益社団法人日本装削蹄協会による「馬とのふれあい写真撮影」、公益社団法人中央畜産会、馬事畜産振興協議会による「蹄鉄輪投げ」、獣医学生協会による直腸検査や聴診を体験できるブースが出展された。

閉会式では、鳥海弘動物感謝デー企画検討委員会委員長（公益社団法人日本獣医師会関東地区理事）、田畑直樹動物愛護週間中央行事実行委員会委員長（公益財団法人日本動物愛護協会理事長）から、それぞれ閉会の挨拶として、本年のイベントが盛会裏に終了したことへの御礼が述べられた。

#### イ 動物愛護週間中央行事の開催

本年度も、国及び東京都、台東区並びに動物愛護団体等で構成する中央行事実行委員会に構成団体として参画し、東京都内で開催された「動物愛護週間中央行事」を実施した。

### 《 令和4年度動物愛護週間中央行事の開催状況 》

#### 1 開催テーマ

〔テーマ〕 “子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物”

#### 2 開催概要

(1) 屋外行事：上野恩賜公園 水上音楽堂におけるステージイベントのみ

(2) 屋内行事：令和4年9月24日(土)午後1時～午後4時10分

台東区生涯学習センター ミレニアムホールよりオンライン配信

以下の2部構成で実施され、YouTube を用いたライブ配信が行われた。第1部では環境省をはじめとする実行委員会構成団体による、各コンクールの受賞作品が紹介された。本会が主催する「第34回日本動物児童文学賞」は、大賞、優秀賞及び奨励賞に入賞した8作品が紹介された。第2部では、2名の有識者による講演が行われたのち、「子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物」をテーマとするパネルディスカッションが行われた。

#### ア 第34回日本動物児童文学賞表彰式

本年度の大賞、優秀賞及び奨励賞受賞作品が紹介された。表彰式は開催が中止された。

なお、大賞、優秀賞及び奨励賞受賞者に対しては、環境省から環境大臣賞を、本会から大賞・優秀賞・奨励賞を、損害保険ジャパン株式会社及びアニコム損害保険株式会社から副賞を贈った。

#### イ 動物愛護講演・パネルディスカッション

(ア) 講演「動物たちが教えてくれる大切なこと」

講師：藤井敬子氏（奈良県うだ・アニマルパーク振興室／奈良県中和保健所動物愛護センター 副主幹）

(イ) 講演「モルモットを教室の中で育ててみた」

講師：森田和良氏（文京学院大学人間学部児童発達学科 特任教授）

(ウ) パネルディスカッション「子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物」

パネリスト：藤井敬子氏（奈良県うだ・アニマルパーク振興室／奈良県中和保健動物愛護センター 副主幹）  
森田和良氏（文京学院大学人間学部児童発達学科 特任教授）

#### ウ インターペットへの参加

令和5年3月30日から4月2日までの4日間、東京ビッグサイトにおいて、一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会及びメッセフランクフルトジャパン株式会社主催により開催された「第12回インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～」に参加した。

ブース出展のほか、本会主催ステージ企画及びアリーナにおけるキッズ獣医師体験を実施した。開催状況は次のとおり。

### 《 第12回インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～の開催概要 》

令和5年3月30日から4月2日までの4日間、東京ビッグサイトにおいて、(一社) ペットフード協会、(一社) 日本ペット用品工業会及びメッセフランクフルトジャパン(株)主催による「第12回インターペット ～人とペットの豊かな暮らしフェア～」が開催された。15の国と地域から 622 の出展者を集めた同イベント4日間の来場者は 62,234 人、犬や猫等のペットも 25,261 頭が飼い主とともに訪れ、会場は大いに賑わった。本会として9回目の参加となる今回は、昨年を引き続き、4月1日(土)には、本会主催のステージ企画とアリーナ企画であるキッズ獣医師体験が行われた。

ステージ企画「動物病院が変わる！愛玩動物看護師の誕生とチーム獣医療への期待」では、本会の村中志朗副会長を座長・進行役として、今年4月に誕生した国家資格「愛玩動物看護師」について、(一社) 日本動物看護職協会の横田淳子会長、世田谷区の成城こぼやし動物病院の小路広子愛玩動物看護師によるパネルディスカッションが行われた。

愛玩動物看護師の国家資格化に尽力した横田淳子会長からは、国家資格化までの取組と、今後のチーム獣医療の展望についての講演が行われた。また、小路広子愛玩動物看護師からは、現役の動物看護師の立場から、愛玩動物看護師の仕事内容や資格化による業務の変化が紹介された。

「キッズ獣医師体験」では、東京都獣医師会、家庭動物愛護協会及び同協会を通じて犬の派遣をいただいた SJD ドッググルーミングスクールの協力により、子どもたちを対象とした動物診療の模擬体験企画を開催し、55名の参加者が小動物診療獣医師の仕事の雰囲気味わった。

## (2) 助言相談対応事業

市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの電話、書面等で寄せられる獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する質問に対し、内容に応じて、専門家による助言、回答、地方獣医師会、大学、他団体、関係省庁等の紹介を行った。

令和4年度の記録件数の内訳は、相談・照会 102 件、苦情 7 件、その他 3 件の合計 112 件であった。

## (3) 情報等提供対応事業

### ア インターネットを活用した情報提供

日本獣医師会ホームページについて、近年一般化したバナーなどを利用してアクセシビリティ

の向上を図った。トップページは「トピックス」、「新着情報」、「学会・セミナー」、「人材募集」を中心とした情報提供を行い、特に、コロナ禍で増加したオンラインにより開催する講習会やセミナーの情報など、トピックスへの情報掲載は非常に有効な運用がなされた。

また、本会ホームページの利便性向上と情報提供の拡充を目的として構築を進めているホームページのリニューアルについては令和4年度も継続して検討を行い、令和5年度の公開を目指して作業を進めている。

さらに、令和4年度農林水産省補助事業においては、女性獣医師の就業支援のための総合的な情報プラットフォームである「女性獣医師応援ポータルサイト」（平成27年度開設）において、利用者のニーズが高い獣医師国家試験問題のコンテンツをクイズ形式にする等の改修を行う等、eラーニングコンテンツの充実による学術的情報の提供をより効果的なものとした。

平成16年5月に発刊した日本獣医師会メールマガジン（略称：メルマ日獣）は、継続して会員構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを行い、令和4年度末までに216号を発刊した。メルマ日獣では、会長短信「春夏秋冬」を掲載して会長からのメッセージを毎月配信するとともに、本会ホームページにも同内容を掲載した。また、日本獣医師会雑誌の掲載記事やホームページの内容等、会員に有用と思われる情報をわかりやすくコンパクトな内容で紹介した。なお、一部の地方獣医師会では、構成獣医師に対してインターネット経由でメルマ日獣の内容の配信を行った。

#### イ 動物関連映画との広報タイアップ

新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策により、令和4年度において広報タイアップ等は行われなかった。

#### ウ 情報セキュリティ対策の強化

本会ファイルサーバー等の社内ネットワークデータ、マイクロチップによる個体登録データ及び構成獣医師異動処理システムデータ等のセキュリティ確保対策として、標的型攻撃対策ソフト、通信管理ソフト及び端末管理ソフトの運用によるセキュリティ対策を図った。

JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステムに基づくプライバシーマークの関係規程に基づく個人情報保護に関する取組みを行った。プライバシーマークについては、2年毎に更新のための審査を受けることとされていることから、令和4年8月18日に JIPDEC によるプライバシーマーク付与適格性審査の現地審査が行われた結果、2024年8月23日までプライバシーマークが付与されることとなった。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止として実施していたテレワークについては、令和4年12月をもって終了するとともに、遠隔通信による会議開催のため、Web 会議システムの管理運用を行った。

#### エ 獣医事等に係る関係情報の提供

令和4年度における獣医事等に係る関係通知の発出状況は、次のとおり。

#### 《 令和4年度 獣医事関係通知の発出状況 》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について (動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について)	令和4年4月6日付け 4日獣発第9号 (令和4年4月5日付け 環自総発第2204053号)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について)	令和4年4月8日付け 事務連絡 (令和4年3月23日付け 事務連絡)
動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて (動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて)	令和4年4月15日付け 4日獣発第12号 (令和4年4月12日付け 事務連絡)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	令和4年4月21日付け 事務連絡 (令和4年4月6日付け 事務連絡)
青森県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う監視体制の強化の再徹底について (青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について)	令和4年4月27日付け 4日獣発第27号 (令和4年4月15日付け 4消安第413号)
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	令和4年4月27日付け 事務連絡 (令和4年4月18日付け 事務連絡)
飼養衛生管理基準クロスコンプライアンスへの対応について (飼養衛生管理基準クロスコンプライアンスへの対応について)	令和4年4月27日付け 3日獣発第347号 (令和4年3月22日付け 3消安第7075号)
愛玩動物看護師法の施行について (愛玩動物看護師法の施行について)	令和4年5月12日付け 4日獣発第48号 (令和4年5月1日付け 4消安第642号 環自総発第2205014号)
愛玩動物看護師法の運用について (愛玩動物看護師法の運用について)	令和4年5月12日付け 4日獣発第49号 (令和4年5月1日付け 4消安第702号 環自総発第2205015号)
だちょうにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について (だちょうにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について)	令和4年5月18日付け 4日獣発第35号 (令和4年4月26日付け 4消安第697号)
第1回愛玩動物看護師国家試験及び予備試験の実施について (第1回愛玩動物看護師国家試験及び予備試験の実施について)	令和4年5月25日付け 4日獣発第57号 (令和4年5月24日付け 事務連絡)
岩手県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について (岩手県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について)	令和4年5月31日付け 4日獣発第53号 (令和4年5月12日付け 4消安第915号)
公益通報者保護法に基づく指針及び指針の解説の周知について (公益通報者保護法に基づく指針及び指針の解説の周知について(依頼))	令和4年5月31日付け 事務連絡 (令和4年5月19日付け 事務連絡)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示の公布について (動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示の公布について)	令和4年6月8日付け 4日獣発第72号 (令和4年5月26日付け 事務連絡)
「自衛隊の災害派遣に関する実態調査-家畜伝染病への対応に関して-の結果(勧告)」(令和4年4月22日付け総評評第59号)への対応について (「自衛隊の災害派遣に関する実態調査-家畜伝染病への対応に関して-の結果(勧告)」(令和4年4月22日付け総評評第59号)への対応について)	令和4年6月9日付け 4日獣発第74号 (令和4年5月25日付け 4消安第1080号)
愛玩動物看護師法第31条第3項に基づく愛玩動物看護師国家試験の受験資格認定の取扱い等について (愛玩動物看護師法第31条第3項に基づく愛玩動物看護師国家試験の受験資格認定の取扱い等について)	令和4年7月7日付け 4日獣発第102号 (令和4年6月30日付け 4消安第1696号 環自総発第2206301号)
「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続きについて」及び「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の一部改正について (「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続きについて」及び「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の一部改正について)	令和4年7月8日付け 4日獣発第81号 (令和4年5月31日付け 4消安第1075号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)	令和4年7月20日付け 事務連絡 (令和4年7月1日付け 事務連絡)
家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の遵守の徹底について (家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の遵守の徹底について)	令和4年7月20日付け 4日獣発第109号 (令和4年6月24日付け 4畜産第720号)
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	令和4年7月29日付け 事務連絡 (令和4年7月19日付け 事務連絡)
農場 HACCP 認証基準の一部改正について (農場 HACCP 認証基準の一部改正について)	令和4年8月1日付け 4日獣発第112号 (令和4年7月12日付け 4消安第1747号)
夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等の防疫対策の徹底について (夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等の防疫対策の徹底について)	令和4年8月1日付け 4日獣発第111号 (令和4年7月15日付け 4消安第2147号)
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等の公布について (麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等の公布について)	令和4年8月3日付け 事務連絡 (令和4年7月29日付け 事務連絡)
家畜改良増殖法第4条第1項及び第6条第3項の適正実施について (家畜改良増殖法第4条第1項及び第6条第3項の適正実施について)	令和4年8月12日付け 4日獣発第134号 (令和4年7月27日付け 4畜産第1093号)
獣医療法施行規則の一部改正について (獣医療法施行規則の一部改正について(通知))	令和4年8月17日付け 4日獣発第133号 (令和4年8月3日付け 4消安第1819号)

畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの一部改正について (畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの一部改正について)	令和4年8月17日付け 4日獣発第143号 (令和4年8月5日付け 4年度発中畜第2920号)
マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について(依頼) (マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について(依頼))	令和4年8月17日付け 事務連絡 (令和4年7月5日付け文書)
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について (食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について)	令和4年9月1日付け 事務連絡 (令和4年8月15日付け 事務連絡)
食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について)	令和4年9月22日付け 事務連絡 (令和4年8月31日付け 事務連絡)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知) (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知))	令和4年9月22日付け 事務連絡 (令和4年9月1日付け 事務連絡)
家畜における遠隔診療の積極的な活用に係る家畜の動物用医薬品の取扱について (家畜における遠隔診療の積極的な活用に係る家畜の動物用医薬品の取扱について)	令和4年9月27日付け 4日獣発第150号 (令和4年8月16日付け 4消安第2457号)
2021年～2022年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る第2回疫学調査チーム検討会をふまえた疫学調査報告書について (2021年～2022年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る第2回疫学調査チーム検討会をふまえた疫学調査報告書について)	令和4年9月29日付け 4日獣発第172号 (令和4年9月5日付け 4消安第2996号)
「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の実施に向けた法遵守状況の自主点検について(依頼) (「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の実施に向けた法遵守状況の自主点検について(依頼))	令和4年9月29日付け 4日獣発第176号 (令和4年9月20日付け 公取企第135号 20220912中庁第3号 4消安第3150号)
令和4年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について (令和4年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について)	令和4年10月6日付け 4日獣発第173号 (令和4年9月22日付け 4消安第3113号)
家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について (家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について)	令和4年10月19日付け 4日獣発第185号 (令和4年10月3日付け 4消安第3440号)
飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について (飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について)	令和4年10月19日付け 4日獣発第186号 (令和4年10月3日付け 4消安第3441号)

<p>平成 16 年 11 月 11 日農林水産省告示第 2019 号（犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件）の一部改正について</p> <p>（平成 16 年 11 月 11 日農林水産省告示第 2019 号（犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件）の一部改正について）</p>	<p>令和 4 年 10 月 26 日付け 4 日獣発第 198 号 （令和 4 年 10 月 14 日付け 4 消安第 3418 号）</p>
<p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について</p> <p>（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について）</p>	<p>令和 4 年 10 月 26 日付け 4 日獣発第 199 号 （令和 4 年 10 月 17 日付け 4 消安第 3154 号）</p>
<p>韓国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）発生に伴う防疫対策の再徹底について</p> <p>（韓国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）発生に伴う防疫対策の再徹底について）</p>	<p>令和 4 年 11 月 2 日付け 4 日獣発第 208 号 （令和 4 年 10 月 23 日付け 4 消安第 3862 号）</p>
<p>野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について</p> <p>（野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について）</p>	<p>令和 4 年 11 月 7 日付け 4 日獣発第 217 号 （令和 4 年 9 月 22 日付け 環自野発 2209224 号）</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について</p> <p>（高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について）</p>	<p>令和 4 年 11 月 16 日付け 4 日獣発第 222 号 （令和 4 年 10 月 28 日付け 4 消安第 4022 号）</p>
<p>食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について</p> <p>（食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について）</p>	<p>令和 4 年 11 月 29 日付け 事務連絡 （令和 4 年 10 月 31 日付け 事務連絡）</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた農場防疫対策の再徹底について</p> <p>（高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた農場防疫対策の再徹底について）</p>	<p>令和 4 年 11 月 29 日付け 4 日獣発第 232 号 （令和 4 年 11 月 4 日付け 4 消安第 4173 号）</p>
<p>動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について</p> <p>（動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について）</p>	<p>令和 4 年 12 月 6 日付け 事務連絡 （令和 4 年 11 月 24 日付け 事務連絡）</p>
<p>食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について</p> <p>（食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について）</p>	<p>令和 4 年 12 月 6 日付け 事務連絡 （令和 4 年 11 月 28 日付け 事務連絡）</p>
<p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について</p> <p>（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について）</p>	<p>令和 4 年 12 月 12 日付け 4 日獣発第 245 号 （令和 4 年 12 月 6 日付け 4 消安第 4238 号）</p>
<p>農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部における農林水産大臣発言について</p> <p>（農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部における農林水産大臣発言について）</p>	<p>令和 4 年 12 月 12 日付け 事務連絡 （令和 4 年 12 月 7 日付け 事務連絡）</p>

登録飼養衛生管理者による豚熱の予防的ワクチン接種に関する協力依頼 (登録飼養衛生管理者による豚熱の予防的ワクチン接種に関する協力依頼)	令和4年12月21日付け 4日獣発第260号 (令和4年12月12日付け 4消安第4954号)
高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の強化について (高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の強化について)	令和4年12月28日付け 4日獣発第272号 (令和4年12月22日付け 4消安第5181号)
年末年始等における高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等に関する防疫対策の徹底について (年末年始等における高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等に関する防疫対策の徹底について)	令和4年12月28日付け 4日獣発第273号 (令和4年12月22日付け 4消安第5040号)
特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について(豚熱) (特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について(豚熱))	令和4年12月28日付け 4日獣発第274号 (令和4年12月23日付け 4消安第5192号)
狂犬病予防法の特例に係るアンケート調査の結果について (狂犬病予防法の特例に係るアンケート調査の結果について)	令和4年12月28日付け 4日獣発第275号 (令和4年12月27日付け 事務連絡)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)	令和5年1月6日付け 事務連絡 (令和4年12月21日付け 事務連絡)
高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について (高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について)	令和5年1月17日付け 4日獣発第286号 (令和4年11月28日付け 4消安第4669号)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	令和5年1月20日付け 事務連絡 (令和5年1月6日付け 事務連絡)
家畜人工授精用精液等の液体窒素を用いた凍結保管容器による輸送の際の安全の確保等について (家畜人工授精用精液等の液体窒素を用いた凍結保管容器による輸送の際の安全の確保等について)	令和5年2月1日付け 4日獣発第300号 (令和5年1月18日付け 4畜産第2151号)
高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の継続・強化について (高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の継続・強化について)	令和5年2月3日付け 4日獣発第301号 (令和5年1月31日付け 4消安第5985号)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	令和5年3月2日付け 事務連絡 (令和5年2月10日付け 事務連絡)
高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた消毒の徹底について (高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた消毒の徹底について)	令和5年3月14日付け 4日獣発第333号 (令和5年3月2日付け 4消安第6719号)



動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）	令和5年3月27日付け 4日獣発第336号
（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知））	（令和5年3月24日付け 環自総発第2303241号）

注：（ ）内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等  
注：メール配信は、新型コロナウイルス感染症に伴う事務所閉鎖時の通知

#### オ 研修用教材等の作成・提供

農林水産省からの補助を受けて実施した「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」及び、全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて実施した「農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業」における研修教材として、テキスト及び動画を作成した。

## 7 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

### （1）国内関係団体との交流（医師会との連携交流を含む）

#### ア 医師会との連携交流

（ア）令和4年11月11日～13日にヒルトン福岡シーホークで開催した令和4年度獣医学術学会年次大会では、日本医師会、厚生労働省と連携したシンポジウム「COVID-19時代をペットとともに乗り切る－COVID-19だけじゃない人と動物の感染症－」を、科学研究費助成事業として開催した。以下、「第2 事業報告 B 個別事業報告 1 部会委員会等運営事業（2）個別課題への対応 ウ 狂犬病等共通感染症対策（イ）共通感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策 c 関連シンポジウムの開催（a）」を参照。

### （2）連携推進会議等の開催

ア 令和4年9月21日、及び令和5年3月30日に開催された全国大学獣医学関係代表者協議会に本会役職員が出席し、協議・意見交換を行った。  
イ 各地区を構成する地方獣医師会が開催する関係会議等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。  
ウ その他、関係機関・団体・企業等が開催する会議・行事等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。

### （3）獣医事・獣医学術国際交流

令和4年11月9日に福岡県福岡市ヒルトン福岡シーホークでアジア獣医師会連合（FAVA）代表者会議を開催し、藏内勇夫日本獣医師会会長がアジア獣医師会連合（FAVA）会長に就任した。

また同会場において、日本獣医師会とアジア獣医師会連合（FAVA）主催により、令和4年11月11日（金）～13日（日）の3日間、第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会を開催し、3日間で19か国から2,433人が来場し、大会期間中に行われたガラディナーには750名が参加した。

「アジアからのワンヘルスアプローチ」をテーマとする本大会では、大会の全期間を通じて「アジアからのワンヘルスアプローチを考える」と題したワンヘルスをテーマとする特別シンポジウムを開催した。特別シンポジウムは、5つのパートで構成し、それぞれ① COVID-19 とワンヘルス、②人と動物の共通感染症とワンヘルス、③薬剤耐性（AMR）とワンヘルス、④各分野及び機関におけるワンヘルスの取組みとその期待、⑤まとめと題して、国内外の各分野の第一人者による講演を行った。3日間で記念講演1題、特別シンポジウム30題、特別招待講演2題、招待講演42題、FAVA 薬剤耐性に関するシンポジウム4題、企業協賛によるランチョンセミナー9題、一般口演32題、ポスター発表31題、合計151題を発表した。企業展示会場では、獣医療関係企業だけでなく、ワンヘルスに関連する企業や団体に加え、福岡県の農林水産業や伝統的工芸品の関連団体19団体、計56ブースが出展した。大会の最終日に FAVA バンコク事務所ディレクターのアチャリア・サイラスト氏から特別シンポジウムの取りまとめが行われ、本大会の成果

として「アジアワンヘルス福岡宣言 2022」が採択され、調印式を行った。

令和5年2月20日、明治記念館において藏内勇夫日本獣医師会会長のアジア獣医師会連合（FAVA）会長就任祝賀会を開催し、270名の来場者があった。

第一部の式典・記念講演では、発起人挨拶を林芳正外務大臣、横倉義武日本医師会名誉会長、タマホーム株式会社玉木康裕代表取締役会長から、来賓挨拶を野村哲郎農林水産大臣、西村明宏環境大臣、加藤勝信厚生労働大臣、松本吉郎日本医師会会長からいただいた。記念講演「ワンヘルスに取り組む藏内勇夫会長」は、酒井健夫日本獣医師会顧問・日本大学学長により行われた。

第二部の祝宴では、発起人挨拶を麻生太郎自由民主党獣医師問題議員連盟会長、森山裕中央畜産会会長から、来賓挨拶を西村康稔経済産業大臣、古屋範子公明党獣医師・動物看護師議員懇話会会長から、乾杯の発声を森英介自由民主党獣医師問題議員連盟会長代行から、中締め挨拶を武見敬三元厚生労働副大臣からいただいた。

毎月1回開催されるFAVA執行部会議に出席し、FAVAの活動方針、FAVA戦略プラン2021-2025や、国際連合食糧農業機関アジアパシフィック（FAO-RAP）との共同プロジェクト等の重要事項について協議を行った。令和4年8月6日開催、FAVA執行部会議において、FAVA福岡ワンヘルス事務所の設置が承認され、11月9日に事務所設置予定地のアクロス福岡において、服部福岡県知事と「FAVAワンヘルス福岡オフィスの設立に関する覚書」を交わした。その間、オフィス設置のための寄付金募集を行った。令和5年4月1日福岡県獣医師会内に開設準備室を設置し、正式な開設は令和5年8月となる見込みである。

世界獣医師会（WVA）の一員として、WVAが発行するニュースレターやポジションステートメントを翻訳し、本会ウェブサイトや会報誌に掲載し、国外情報を発信した。令和4年11月にラファエル・ラガンズWVA会長（スペイン）が来日し、日本獣医師会事務局並びに都内動物医療施設を訪問した。

令和4年7月29日にアメリカ・フィラデルフィアで開催されたアメリカ獣医師会（AVMA）総会に出席し、藏内会長がスピーチを行った。また、ワンヘルスレックスズ デボラ・トムソン先生らとワンヘルス教育に関する意見交換会を行った。8月2日にハワイへ移動し、ハワイ獣医師会ジル・ヨシセド副会長やハワイ大学医学部サンドラ・チャン教授と面会した。

キルギスの獣医師法定機関であるVeterinary Chamber（VSB KR）と、獣医学分野における技術交流や先端技術を用いた協力を確立することを目的とした協定書を締結することとなった。

#### （4）その他の後援・協賛・賛助等支援活動

獣医事対策等を推進するに当たって、関係団体等から申請のあった以下の公益目的事業等に対し、本会の後援名義の使用承認及び協賛・賛助等を行った。

##### ア 後援名義

本会の後援名義の使用について、団体等からの申請があった以下の行事について後援名義の使用を許可した。

- （ア）一般社団法人札幌市小動物獣医師会主催「児童動物画コンクール」（公益社団法人北海道獣医師会）
- （イ）第77回全日本医歯薬獣医大学対抗陸上競技選手権大会（明治国際医療大学）
- （ウ）第6回日本ワンヘルスサイエンス学会年次学術集会市民公開シンポジウム（日本ワンヘルスサイエンス学会）
- （エ）第24回全国学校飼育動物研究大会（全国学校飼育動物研究会）
- （オ）JAHA どうぶつフェスタ2022（公益社団法人日本動物病院協会）
- （カ）動物愛護フェスティバル2022 インこもろ（動物愛護フェスティバル2022 インこもろ実行委員会）
- （キ）第43回動物臨床医学会年次大会（公益財団法人動物臨床医学研究所 内 動物臨床医学会）
- （ケ）オンライン日本臨床獣医学フォーラム第24回年次大会（一般社団法人日本臨床獣医学フォーラム）
- （コ）第73回全国装蹄競技大会（公益社団法人日本装蹄協会）
- （サ）世界狂犬病デー2022 in Japan みんなで話そう、狂犬病予防注射（狂犬病臨床研究会）
- （シ）日経アニマルウェルフェア・シンポジウム（日本経済新聞社）
- （ス）令和4年度第12回CADIC国際シンポジウム（宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター）
- （セ）第19回日本獣医内科学アカデミー学術大会（JCVIM2023）（一般社団法人日本獣医内科学アカデミー）

- (ソ) 第63回全国牛削蹄競技大会(公益社団法人日本装削蹄協会)
- (タ) 動物病院スタッフ応援サイト「ippo」(公益社団法人名古屋市獣医師会)
- (チ) ちよだ猫まつり(一般財団法人ちよだニャンとなる会)
- (ツ) 第24回DogsWalkForKeepClean 全国一斉! クリーン作戦(特定非営利活動法人ワンワンパーティクラブ)
- (テ) JAHA 年次大会 2023(公益社団法人日本動物病院協会)

イ 協賛・賛助等

本会への協賛、賛助等の依頼があった団体に対して以下のとおり支援を行った。

(ア) 賛助会員等

- a 公益社団法人日本動物用医薬品協会
- b 公益社団法人全国和牛登録協会
- c 一般社団法人酪農ヘルパー全国協会
- d 特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構
- e 一般社団法人日本動物看護職協会
- f 全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
- g 全国学校飼育動物研究会
- h 鶏病研究会
- i 日本獣医史学会
- j 日本獣医学生協会 (JAVS)

(イ) 行事等への賛助

- a 「ヒナを拾わないで!」キャンペーンポスター制作(特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会)
- b 農林水産祭実施経費(公益財団法人日本農林漁業振興会)

## 8 獣医学術学会事業

### (1) 獣医学術学会年次大会の開催

獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、日本獣医師会の主催により、令和4年11月11日(金)～13日(日)の3日間、福岡県福岡市のヒルトン福岡シーホークにおいて、農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、日本学術会議、公益社団法人日本獣医学会の後援のもと、第21回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会と連携して第40回獣医学術学会年次大会 (令和4年度) を開催した。

《 第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (令和4年度) 開催状況 》

開催場所	開催期日	発表区分	産業動物	小動物	公衆衛生	その他	計	参加登録者数
ヒルトン福岡 シーホーク (福岡県福岡市)	令和4年 11月11～ 13日	特別講演等 <sup>*1</sup>	10題	7題	10題	5題	32題	743名 (概算)
		地区学会長賞受賞講演	16題	17題	10題	0題	43題	
		一般口演	7題	6題	6題	0題	19題	
		研究報告	4題	4題	1題	0題	9題	
合計			37題	34題	27題	5題	103題	

※ 令和4年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術奨励賞」受賞者記念講演を含む。

### (2) 獣医学術賞の選考・審査

ア 本会では、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として「日本獣医師会獣医学術賞」を設置し、毎年、獣医学術の振興・普及並びに調査研究に著しく貢献した者に授与することとしている。

令和4年度は、獣医学術功績者選考委員会による選考・審査の結果、獣医学術学会年次大会の場において受賞者を発表し、日本獣医師会長から本賞(賞状)を、動物関連産業界等協賛会社

(産業動物部門：日本全薬工業株式会社、小動物部門：共立製薬株式会社、公衆衛生部門：日本ハム株式会社) から副賞(研究奨励費)をそれぞれ授与した。

(ア) 獣医学術功績者選考委員会〔委員長：佐藤れえ子(日本獣医師会理事)〕は、第1回委員会を書面にて開催し、「獣医学術奨励賞」は学会学術誌(日本獣医師会雑誌：令和2年8月号～令和4年7月号の原著・短報)に掲載された研究論文の中から、「獣医学術功労賞」は所定の手続きを経て推薦のあった業績の中からそれぞれ審査・選考を行った。

(イ) また、第2回委員会を令和4年11月12日にヒルトン福岡シーホークにて開催し、獣医学術学会年次大会において発表された地区学会長賞受賞講演の中から「獣医学術学会賞」の選考を行った。

## 《 令和4年度 日本獣医師会獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名 》

### 〔産業動物部門〕

獣医学術奨励賞：ダイレクトPCR法による牛伝染性リンパ腫感染源リスク牛の検出  
宮本真智子(北海道十勝家畜保健衛生所)、他

獣医学術学会賞：豚呼吸器複合病に関連する16種の病原体を検出するマルチプレックスRT-qPCRの設計と野外応用

五嶋祐介(岩手県北家畜保健衛生所)、他

獣医学術功労賞：牛、豚の生産性向上のための繁殖生理および繁殖障害に関する研究  
津曲茂久(元日本大学・教授)

### 〔小動物部門〕

獣医学術奨励賞：重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2感染により呼吸器症状を呈した飼い猫の1例

山田恭嗣(やまだ動物病院・北海道)、他

獣医学術学会賞：犬尿中コルチゾール/クレアチニン比の基準値の確立とクッシング症候群の診断への応用

永田矩之(北海道大学大学院獣医学研究院附属動物病院)、他

獣医学術功労賞：犬フィラリア症の早期診断法および予防薬の開発に関する研究  
多川政弘(日本獣医生命科学大学・名誉教授)

### 〔公衆衛生部門〕

獣医学術奨励賞：野生動物でのオーエスキー病ウイルスの異種間伝播  
南 昌平(山口大学)、他

獣医学術学会賞：火山灰土壌を用いた水質浄化技術開発に向けた研究

谷口喬子(宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター)、他

獣医学術功労賞：滋賀県におけるボツリヌス食中毒予防に関する研究

林 賢一(元滋賀県衛生科学センター・所長)

### (3) 獣医学術地区学会の開催

令和4年度に地区単位で開催された獣医学術地区学会と相互連携を行い、第40回獣医学術学会年次大会(令和4年度)において、各地区学会で優秀演題として選出された地区学会長賞受賞演題を対象に地区学会長賞受賞講演として発表が行われた。

## 《 令和4年度 獣医学術地区学会開催状況 》

開催地区 (担当地方会)	開催場所	開催期日	獣医学術地区学会発表演題数			
			産業動物	小動物	公衆衛生	計

北海道 (北海道)	帯広市 帯広畜産大学	9月1日(木)	67	4	26	2	11	1	104	7
東北 (岩手県)	盛岡市 アートホテル盛岡	9月16日(金)	18	1	37	2	13	1	68	4
関東・東京 (神奈川県)	海老名市 レンブラントホテル海老名	9月4日(日)	17	1	32	2	7	1	56	4
中部 (岐阜県)	岐阜市 じゅうろくプラザ	8月28日(日)	23	2	17	1	22	2	62	5
近畿 (京都市)	京都市 ホテルグランヴィア京都	8月21日(日)	21	2	33	2	5	1	59	5
中国 (山口県)	山口市 山口グランドホテル	9月3日(土) 4日(日)	36	2	54	3	23	2	113	7
四国 (香川県)	高松市 レクザムホール	9月11日(日)	11	1	19	1	6	1	36	3
九州 (大分県)	大分市 ホルトホール大分	9月4日(日)	37	3	48	4	20	1	105	8
計(開催8カ所)			230	16	266	17	107	10	603	43

注：演題数の太ゴシック体の数字は、地区学会長賞受賞演題数

## 9 獣医学術振興・人材育成事業

### (1) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業

ア 日本獣医師会雑誌の編集・発刊（イの日本獣医師会雑誌学会学術（獣医学術学会）誌部分を除く。）

(ア) 獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、さらには獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、獣医師専門職をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情提供活動として日本獣医師会雑誌を毎月定期に発行した。

また、現在、本誌（学会学術（獣医学術学会）誌部分を含め）を従来の印刷媒体と並行して（独）科学技術振興機構が運用する学術誌電子化サービス「J-STAGE3」に電子ジャーナルとして掲載した。

(イ) 第75巻第6号（令和4年6月号）から第10号（令和4年10月号）において、解説・報告「ワンヘルスの実践と今後の可能性～動物・人・自然環境～」を毎号シリーズとして掲載した。

(ウ) 毎号連載として掲載している解説・報告「獣医療とコミュニケーション」を引き続き掲載、併せて第76巻第1号（令和5年1月号）から解説・報告「獣医師の就業環境の未来を考える～すべての獣医師が働きやすい職場づくりに向けた取組～」を掲載した。

(エ) 第75巻第1号（令和4年1月号）から、日本獣医師会獣医学術学会誌をオンラインジャーナル化し、日獣会誌誌面では論文のタイトル、著者名及び和文要約を掲載した。一方、会報において、新たな連載企画を掲載する等、誌面の充実に努めた。

(オ) 「獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページ Q&A」を毎号掲載の他、第75巻第2号（令和4年2月号）に令和2年度「証明書（獣医師生涯研修実績証明書）」「修了証（獣医師生涯研修プログラム修了証）」、認定証（獣医師生涯研修継続参加認定証）」、取得者一覧を掲載して、同事業の広報並びに円滑な推進に努めた。

(カ) 令和4年度の各号(第75巻第4号～第76巻第3号)における記事の掲載状況は、次のとおり。

《 日本獣医師会雑誌の編集区分別掲載状況 》

巻頭言 (会長挨拶等)	2	紀行・見聞	0
論説	8	案内	21
総説	1	募集	24
提言・要請 (指針等)	21	紹介	12
会議報告	11	行事等	12
解説・報告	38	獣医師生涯研修事業のページ	12
学術・教育	0	馬耳東風	12
行政・獣医事	21	公表	3
資料	1	お知らせ	27
意見	0	合計	226

イ 日本獣医師会雑誌学会学術 (獣医学術学会) 誌部分の編集

(ア) 昨年に引き続き広く獣医師等から投稿された学術論文を獣医学術部門ごとに編集し、「学会関係情報」において、「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」を継続して掲載、周知し、獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

また、令和4年度(令和4年4月号～令和5年3月号)における日本獣医師会学会学術 (獣医学術学会) 誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。

部門名	総説	原著	短報	資料	技術講座	合計
産業動物臨床・家畜衛生関連部門	1	13	13	3	0	30
小動物臨床関連部門	0	4	9	0	0	13
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	1	6	8	3	1	19
計	2	23	30	6	1	62

(イ) 日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会 (令和5年4月17日Web開催) において、日本獣医師会学会学術誌の編集及び審査状況等の報告、日本獣医師会学会学術 (獣医学術学会) 誌の編集企画、日本獣医師会学会学術誌投稿規程の一部改正について協議し、了承された。

なお、令和4年度 (令和4年4月号～令和5年3月号) における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

部門名	審査原稿数			処理原稿数			次年度への繰越原稿数
	新規受付	前年度からの繰越	合計	採用	不採用	合計	
産業動物臨床・家畜衛生関連部門	30	10	40	21	10 (4)	31	9
小動物臨床関連部門	18	8	26	12	8 (3)	20	6
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	14	6	20	11	2 (1)	13	7
計	62	24	86	44	20 (8)	64	22

\* ( ) 内は取下げ原稿数

## (2) 獣医師生涯研修事業

獣医師専門職の人材育成及び質の確保に資するため、獣医療関係団体・大学等関係機関と連携し、地方獣医師会の協力の下で次のとおり実施した。

ア 令和4年度の「認定プログラム件数」及び令和4年度内に申告が行われた「令和3年度の取得ポイント申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数」は、次のとおり。なお、令和3年度の実績申告に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響下により多くの研修プログラムが中止になりポイントの取得が困難になったことから、申告を行わない場合でも継続扱いとすることとされた。

(ア) 認定プログラム件数

獣医師会関係 98件・その他 41件 合計 139件

(イ) 「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	3人	25人	2人	30人
実績証明書交付者数	2人	14人	2人	18人
修了証交付者数	0人	8人	0人	8人
認定証交付者数	1人	3人	0人	4人

イ 獣医師生涯研修事業の広報

(ア) 獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、順次、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載して、事業の広報に努めた。

## (3) 認定・専門獣医師協議会

令和3年9月10日、本会内に設置した本協議会は、令和4年8月19日に第1回事業推進委員会を開催し、今後の認定分野の検討や日本中央競馬会から助成を受けている農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業の報告等を行った。また、令和5年1月23日に第2回事業推進委員会を開催し、農林水産省が進める獣医療広告制限の緩和等について報告を行うとともに、小動物分野における認定分野について検討を行い、参画候補の学協会あてに本事業への参加について依頼文を作成して送付することとされた。

## (4) 獣医学術講習会・研修会事業

ア 講習会・研修会事業

獣医学術講習会・研修会事業は、例年と同様、担当地方獣医師会の運営協力を得て、開催地区ごとに産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の3部門の中から最大2部門を選択して開催した。

### 《 令和4年度 獣医学術講習会・研修会事業の実施状況 》

地区	担当 獣医師会	区分	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	受講 者数
東北	仙台市	小動物	オンライン開催	12月5日(月) 20:00～23:00	症状と画像から見る気管・気管支・肺疾患 (末松正弘：AMC末松どうぶつ病院)	48
関東	横浜市	小動物	神奈川県立かながわ労働プラザ (横浜市中区)	2月12日(日) 15:00～19:00	僧帽弁閉鎖不全症～診断と治療、外科手術の適応や実際の効果について～ 上地正実 (JASMIN どうぶつ循環器センター)	21
中国	広島県	公衆衛生	広島市RCC文化センター (広島市中区)	1月14日(土) 14:00～16:30	新興・再興ウイルス感染症 ～SFTSとサル痘～ 森川 茂 (岡山理科大学獣医学部)	34

四国	愛媛県	小動物	東京第一ホテル 松山 2階ゴール ドホール (愛媛県松山 市)	1月22日(日) 14:00~17:00	歯周病の診断と治療 歯科処置時の麻酔管理について 倉田大樹 (ワールド動物病院)	28
	高知県	小動物	セリーズ コーラル 2F	12月11日(日) 13:30~16:30	災害後の早期事業再開に向けて ～災害への備えは十分ですか?～ 大下 勲 (大下動物病院)	36
			全国4地区5箇所	受講者合計:167名		

#### イ アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

平成28年度から日本中央競馬会の助成を受けてアジア地域臨床獣医師等総合研修事業を実施しており、令和4年度は10獣医系大学においてアジア11カ国から各1名の海外研修生を受け入れて研修を実施するとともに、令和5年度の研修生の受入れ準備を行った。

各大学における研修生の受入れ状況は、次のとおり。帯広畜産大学：キルギス1名、北海道大学：タイ1名、北里大学：ネパール1名、東京大学：台湾1名、東京農工大学：ベトナム1名、日本大学：モンゴル1名、大阪公立大学：スリランカ1名、山口大学：インドネシア1名、バングラデシュ1名、宮崎大学：マレーシア1名、鹿児島大学：フィリピン1名（令和4年度の研修生は当初計画13名であったが、1名は自国の政治的な事情、1名は自国の新型コロナウイルス感染症流行により行動が制限され、パスポートの取得が困難であるという理由から、来日を断念した。）

また、研修を修了し、帰国した獣医師の就業状況の継続的な把握、帰国地域の感染症の診断・防疫上の課題と解決策等の情報交換を常時可能とするため設置した専用の情報交換サイトを維持・運営した。また、これらの情報を基にフォローアップが必要と判断した国と研修修了獣医師に対し、短期招聘研修を実施した。実施状況は次のとおり。①令和4年12月3～8日に日本の専門家がスリランカを訪問し、ペラデニア大学獣医・動物科学部に新設された動物病院における衛生管理状況の視察、研修修了獣医師4名に対するフォローアップ研修を実施した。②令和5年1月23日～2月5日に研修修了獣医師タイ1名、令和5年1月30日～2月10日に研修修了獣医師フィリピン1名が来日し、宮崎大学にて感染症の最新検査手技に関する短期研修を受講した。

さらに、研修内容を充実させる目的として、事業参加獣医学系大学の協力のもと、ビデオ教材2本を作成した。また、研修生に必要な獣医専門用語等の日本語を習得させ、円滑な研修生活を過ごさせるとともに、研修終了後のネットワーク構築に不可欠な親日感情醸成を図るため、日本語を自習可能にするオンライン日本語教材と獣医学用語を含む会話帳500部を作成した。

#### ウ 女性獣医師就業支援対策事業

農林水産省の令和4年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業の一環として、女性獣医師等の復職に係る理解を醸成するための講習会「獣医師の就業環境の未来を考える～すべての獣医師が働きやすい職場づくりに向けた取組～」をオンラインにて開催した。また獣医学生向けに女性獣医師等の就業について考える「女性獣医師の就業を支援するための獣医学生向けセミナー」を現地、オンライン及びオンデマンド配信にて開催した。「女性獣医師等就業支援研修」については新型コロナウイルス感染症等の影響により今年度は現地開催がなかったが、女性獣医師応援ポータルサイト（女性獣医師等の就労環境等に関する幅広い情報を一元的に提供する総合情報プラットフォーム）の関連コンテンツ（eラーニング等）を追加掲載し、ポータルサイトの内容充実を図った。



## 10 獣医学術振興調査研究事業

### (1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医療提供体制整備推進協議会（以下「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した令和4年度食の安全・消費者の信頼確保対策事業のうち獣医療提供体制整備推進総合対策事業(新規獣医師臨床研修促進事業及び管理獣医師等育成支援事業・獣医師就業支援対策事業、地域獣医療体制整備支援事業並びに産業動物遠隔診療推進事業)については、協議会の事務を行うとともに、本事業の一部を、協議会会員として分担実施した。また、産業動物遠隔診療推進事業については、事業を翌年度に繰り越すこととした。

なお、事業の運営については、事業推進検討会を開催し、検討の上、円滑な実施に努めた。

#### ア 事業の実施状況

##### (ア) 新規獣医師臨床研修促進事業

生産農家に信頼され、社会から必要とされる専門職としての獣医師の育成に資するため、現場経験豊かな獣医師や獣医関係法令に関する学識経験者を講師として、関係機関・団体等の協力を得て、新規獣医師を主に対象とした実践的な診断技術や臨床現場における基本的知識の修得、飼育者等とのコミュニケーション能力の養成、職業倫理意識の向上を目指した技術研修を実施した。

##### (イ) 管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援対策事業

関係機関・団体等の協力を得て、臨床獣医師が管理獣医師としての知識・技術を修得するための講習会及び実習、管理獣医師の業務とその重要性を広く普及・啓発する講習会、臨床獣医師が高度獣医療に係わる知識を身に付けるための技術研修、講習会を実施するとともに、関連教材を作成した。

さらに、女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に必要な最新知識の習得と獣医療技術向上のためのe-ラーニングを利用した研修、産業動物診療施設等の雇用者を対象とした理解醸成のための講習会、獣医学生を対象とした女性獣医師等の就業について考えるセミナーを開催した。

##### (ウ) 地域獣医療体制整備支援事業

島嶼部や山間地等の獣医療遠隔地を持つ対象地区において、情報機器等を用いた産業動物診療を試行的に導入した。対象農場において遠隔診療を実施するとともに、各実施農場における優良事例として映像教材の動画を作成した。

##### (エ) 産業動物遠隔診療推進事業

産業動物診療獣医師の確保が困難な地域等における遠隔診療を活用した効率的な診療など、デジタル技術を用いた情報通信機器を活用した畜産基盤整備のための獣医療提供体制の強化により、地域の獣医師を有効に活用した獣医療提供体制の整備を実施することで、場所を選ばない迅速な診断を可能とする遠隔診療の普及、実施を図り、我が国畜産の生産性の向上に寄与することを目的として令和4年度補正予算により実施が決定した本事業については、令和5年度に繰り越して事業を行うこととした。

イ 事業の実施期間：令和4年5月26日～令和5年3月31日

ウ 事業の結果

「令和4年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業実績報告書」として取りまとめ、協議会に提出した。

#### 《新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修》

	開催担当	実施場所 (実施地)	実施日時	研修内容 (指導者：所属)	参加 人数
1	宮崎県農業 共済組合	宮崎県農業共済組合 生産獣医療センター (児湯郡新富町)  宮崎大学農学部 住吉フィールド (宮崎市大字島之 内)	9月26日(月) ～30日(金)	①家畜共済の診療指針(呼吸器病) 阿部信介(NOSAI 宮崎) ②家畜共済の診療指針(下痢症) 島本正平(NOSAI 宮崎) ③抗生物質の基礎 辻厚史(NOSAI 宮崎)、林淳(NOSAI 宮崎) ④補液の基礎 本田直史(NOSAI 宮崎)	17名

				⑤牛の臨床繁殖 大澤健司 (宮崎大学)、 北原豪 (宮崎大学) ⑥外科処置の基礎 佐藤礼一郎 (宮崎大学) ⑦給与飼料の基礎 黒木睦夫 (NOSAI 宮崎) ⑧産科の実践 近藤弘章 (NOSAI 宮崎)	
2	北海道農業 共済組合	北海道農業共済組合 研修所を中心とした オンライン開催 (北海道江別市)	10月27日(木) 13:15~16:15	ウン臨床現場における低侵襲手術の導入をめざして 森田康広 (帯広畜産大学)	31名
3	千葉県農業 共済組合	ホテルフランクス (千葉市美浜区)	10月28日(金) 13:00~16:30	乳牛における内視鏡を用いた分娩後子宮回復 状況の評価 住吉俊亮 (日本大学)	17名
4	山口県農業 共済組合	山口県農業共済組合 を中心とした オンライン開催 (山口市)	11月18日(金) 11:10~13:00	乳中細菌叢解析から考える NG 乳房炎の原因と対応 篠塚康典 (麻布大学)	21名
5	京都府農業 共済組合	ハートンホテル京都 (京都市上京区)	11月22日(火) 13:00~17:00	繁殖障害の診断の基礎 (仮題) 大澤健司 (宮崎大学)	23名
6	三重県農業 共済組合	三重県農業共済組合 大会議室 (津市上浜町)	11月30日(水) 13:30~16:30	ワークショップ: ノンテクニカルスキルを鍛える~やぐら鶴~ 堀北哲也 (日本大学)	24名
7	NOSAI 東北 家畜臨床研 修センター	岩手大学農学部 共同獣医学科及び オンライン開催 (盛岡市上田)	12月1日(木) 9:00~17:10	①臨床現場で役立つ基本手技 一条俊浩 (岩手大学) ②乳牛の牛群管理 (ローブワーク) 村山勇雄 (NOSAI 宮城) ③子牛の管理 (輸液) (オンライン) 本田祥子 (NOSAI 山形) ④繁殖管理 川名昌子 (NOSAI 宮城) ⑤臨床検査データを得るために (オンライン) 大橋さやか (NOSAI 山形)	10名
8	千葉県農業 共済組合	千葉県農業共済組合 中央家畜診療所 増戸牧場	12月6日(火) ~7日(水)	①繁殖検診手合わせおよび臓器実習 飯島 恵 (NOSAI 千葉) ②乳房炎と搾乳 菅原久枝 (NOSAI 千葉) ③削蹄実習 中村友彦 (NOSAI 千葉)	4名
9	千葉県農業 共済組合	千葉県農業共済組合 北部家畜診療所 中央家畜診療所 鈴木牧場、越川牧場 増戸牧場	12月20日(火) ~21日(水) 1月11日(水)	①超音波診断法 (繁殖、脱臼) 福澤 晋 (NOSAI 千葉) ②超音波診断法 (繁殖実習) 原 誠、福澤 晋 (NOSAI 千葉) ③削蹄実習 福澤 晋 (NOSAI 千葉) ④人工授精、ET 実習 増戸弘典 (NOSAI 千葉) ⑤牛群改良と繁殖管理 増戸弘典 (NOSAI 千葉)	4名
10	千葉県農業 共済組合	千葉県農業共済組合 北部家畜診療所 中央家畜診療所 鈴木牧場、越川牧場 増戸牧場	1月17日(火) ~18日(水)	①牛群検定(検定成績表の見方, 生かし方) 岡本 均 (検定組合) ②バーンミーティング 藪崎尚弘 (NOSAI 千葉)	5名
全国 10 開催 合計 156 名					

《新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 人数
1	獣医コミュニケーション研究会 (NDK)	オンライン	9月12日(月) 18:00~19:30	獣医師とリスクコミュニケーション～未来を見据える～BSEからエキノコックスまで～ 吉田省子(北海道大学大学院農学研究院客員准教授)	14名
2	獣医コミュニケーション研究会 (NDK)	ヤマザキ動物看護大学 南大沢キャンパス 3号館322教室 (八王子市南大沢)	9月17日(土) 13:00~16:30	災害医療と動物病院スタッフの視点を踏まえた多職種連携とチーム医療 ①災害医療と動物病院スタッフの視点を踏まえた多職種連携とチーム医療(仮) 西村裕子((一社)ひとtoペット) ②動物病院スタッフが運営するヘルスケアを目的としたしつけ教室(仮) 山内かおり(一般社団法人日本ペットサービス研究会) ③トリマー(グルーマー)で生じるコミュニケーションエラー(仮) 野間厚志(SIPPO-HAPPO(株)) ④畜産における獣医師と削蹄師の連携(仮) 伊藤昌範(ルミナント蹄医院) ⑤家畜ふん尿処理と獣医師(仮) 川村英輔(神奈川県畜産技術センター) ⑥動物検疫業務における多様な関係者とのコミュニケーション(仮) 國分玲子(農林水産省動物検疫所) ⑦多職種連携における信念対立解明アプローチ(仮) 京極真(吉備国際大学)	32名
3	獣医コミュニケーション研究会 (NDK)	オンライン	9月30日(金) 18:00~19:30	産業動物臨床のコミュニケーションに関するワークショップ 石山大(石山生産獣医科)	25名
4	獣医コミュニケーション研究会 (NDK)	オンライン	10月25日(火) 21:00~22:30	農場を題材にコミュニケーションを考える 山本浩道(山本アニマルクリニック) 白戸綾子(元家畜改良センター)	22名
5	獣医コミュニケーション研究会 (NDK)	オンライン	11月17日(木) 19:00~20:30	動物病院のコミュニケーションスキルを見做うー相互作用分析システムRIASー 松井匠作(日本獣医生命科学大学) 堀北哲也(日本大学)	15名
6	獣医コミュニケーション研究会 (NDK)	オンライン	12月2日(金) 21:00~22:30	感情とニーズに着目する共感のコミュニケーション 水野節子(日本福祉大学) 堀北哲也(日本大学)	14名
7	獣医コミュニケーション研究会 (NDK)	オンライン	12月19日(月) 21:00~22:30	獣医療における Shared Decision Makingの可能性 伊藤優真(Pet Clinic アニホス/帝京大学) 堀北哲也(日本大学) 松井匠作(日本獣医生命科学大学)	19名
8	獣医コミュニケーション研究会 (NDK)	オンライン	2月28日(火) 21:00~22:30	気持ちに気づき働きかける 石井一功(石井動物病院) 堀北哲也(日本大学)	33名
9	獣医コミュニケーション研究会 (NDK)	オンライン	3月30日(木) 21:00~22:30	獣医師ができる支援って何? 今井泉(大阪公立大学) 久松正晴(麻布大学)	25名
全国9開催 199名					

《管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習(短期)》

	実施担当	実施場所 (実施地)	実施日時	実習内容 (指導者：所属)	参加 人数
1	あかばね 動物 クリニック	あかばね動物 クリニック	6月20日(月) ～ 3月17日(金) のうち14日間	生産現場における管理獣医師の農場指導 および検査業務に関する研修 大藪康一 (有あかばね動物クリニック)	1名
全国1開催 合計1名					

《管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習(長期)》

	実施担当	実施場所 (実施地)	実施日時	実習内容 (指導者：所属)	参加 人数
1	あかばね 動物 クリニック	あかばね動物 クリニック	6月20日(月) ～ 3月17日(金) のうち 160日間	養豚農場における農場管理獣医師の 実践的業務に関する研修 大藪康一 (有あかばね動物クリニック)	1名
2	豊浦獣医科	豊浦獣医科	6月20日(月) ～ 3月17日(金) のうち 160日間	養豚農場における農場管理獣医師の 実践的業務に関する研修 村田 知 (有豊浦獣医科クリニック)	1名
全国2開催 合計2名					

《管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 人数
1	福島県 獣医師会	日本全業工業株式会社 研修管理棟	10月27日(木) 13:30～16:30	①飼養衛生管理基準の概要について 山田高子 (福島県農林水産部畜産課) ②臨床現場での衛生管理の現状と課題について 野口泰幸 (福島県酪農業協同組合) ③家畜飼養衛生管理基準の普及啓発 ー農場とのかかわりの中でー 大橋邦啓 (大橋獣医科医院)	35名
2	宮城県 獣医師会	オンライン開催 (宮城県獣医師会 3階会議室)	1月27日(金) 13:30～15:30	離乳期子牛、乳牛と肉牛における亜急性第一胃 アシドーシスの病態と制御 佐藤 繁 (岩手大学名誉教授)	18名
3	日本養豚 開業獣医師 協会	つくば国際会議場を 中心としたオンライ ン開催	10月21日(木) 10:00～17:00	①国内における豚繁殖・呼吸障害症候群 (PRRS)の発生状況と流行株の遺伝型につい て 高木道浩 (農研機構 動物衛生研究部門) ②豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)の海外最新知見 大竹聡 (株スワイン・エクステンション & コンサルティング) ③養豚獣医師への継続した PRRS アンケート調査 水上佳大 (有あかばね動物クリニック) ④豚熱対策の昔と今 津田知幸 (明治アニマルヘルス株) ⑤岐阜県における豚熱ワクチン免疫状況の解析と現状 桑田佳輔 (岐阜県中央家畜保健衛生所) ⑥一臨床獣医師が見た豚熱 石川弘道 (有サミットベテリナリー サービス)	89名

				⑦豚熱の侵入要因と防疫に関する考察 早川結子 (アイデアス・スワインクリニック) ⑧初産豚における貧血と繁殖成績との関連 渡辺一夫 (㈱ピグレッツ) ⑨豚のふん尿で汚れた作業着の清浄化に関する研究 三宅眞佐男 (アニマル・バイオセキュリティ・コンサルティング㈱)	
4	日本養豚 開業獣医師 協会	ホテルアジュール 竹芝及びオンライン 併用開催	12月1日(金) 13:00~17:00	①口蹄疫発生現場の実態と繰り返さないためには 末吉 益雄 (宮崎大学) ②動物衛生とワンヘルスを巡る最近の状況 釘田博文 (国際獣疫事務局) ③水際防疫最前線 川田良浩 (農林水産省動物検疫所) ④今こそ見直す農場バイオセキュリティ ~理論と実践~ 大竹 聡 (スワイン・エクステンション &コンサルティング)	98名
全国4開催 240名					

### 《管理獣医師の理解醸成のための講習会》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 人数
1	日本 獣医師会	ヒルトン福岡 シーホーク	11月12日(土) 9:00~11:50	「わが国における豚熱の最新知見とワクチンによる防疫戦略」 ①日本で発生している豚熱ウイルスの特徴 深井克彦 (農研機構動衛研) ②日本の豚熱流行の疫学 山本健久 (農研機構動衛研) ③現行の豚用ワクチン及びマーカーワクチンの有用性 山下麻衣子 (農林水産省) ④野生イノシシにおける豚熱及びアフリカ豚熱対策の現状 永田知史 (農林水産省) ⑤イノシシの生態から見た戦略的豚熱対策 平田滋樹 (農研機構畜産研究部門)	130名
2	日本 獣医師会	ヒルトン福岡 シーホーク	11月12日(土) 9:00~11:50	「市街地に侵入する野生動物」 ①札幌市に侵入するヒグマの生態と管理 坪田敏男 (北海道大学) ②札幌市のエゾシカ対策 佐々木彩加 (札幌市) ③市街地周辺に出没するイノシシの問題 岸本真弓 (野生動物保護管理事務所) ④市街地に出没した野生動物の対応 ~野生ツキノワグマとニホンザルの対応と 今後の課題~ 森光由樹 (兵庫県立大学)	190名
3	日本 獣医師会	ヒルトン福岡 シーホーク	11月12日(土) 13:00~16:25	「肉用牛における飼養管理と肺炎医療の最新知見」 ①黒毛和種肥育牛の飼養管理と疾病 松田敬一 (宮城県農業共済組合) ②肥育ステージの進行に伴う第一位成城の変化と枝肉成績との関係 尾形透 (岩手県農業共済組合) ③気管支肺胞洗浄による肺炎診断と治療方針の決定 帆保誠二 (鹿児島大学) ④肺炎罹患牛の気管支肺胞領域における 免疫機構と自然免疫に着目した疾病制御	95名

				石川真悟 (大阪公立大学)	
4	日本 獣医師会	ヒルトン福岡 シーホーク	11月12日(土) 14:30~16:55	「食中毒制御の成功例から学ぶ対策と課題」 ①リスク評価に基づく食中毒制御 山本茂貴 (内閣府食品安全委員会) ②腸炎ビブリオ食中毒のリスクマネジメント 工藤由起子 (国立医薬品食品衛生研究所) ③サルモネラ食中毒のリスクマネジメント 熊谷進 (東京大学) ④食中毒制御対策の課題 豊福肇 (山口大学) ⑤総合討論	158名
全国4開催 合計573名					

《高度獣医療技術研修》

	開催担当	実施場所 (実施地)	実施日時	研修内容 (指導者：所属)	参加 人数
1	北海道農業 共済組合	北海道農業共済組合 研修所を中心とした オンライン開催	12月14日(水) 13:00~16:30	「ウシ臨床現場における硬性鏡の利用」 森田康広 (帯広畜産大学)	19名
全国1開催 合計19名					

《高度獣医療講習会》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 人数
1	秋田県 獣医師会	秋田市 「イヤタカ」 (秋田市中通)	10月27日(木) 13:00~17:00	豚熱の現状と課題 「発生農場に共通する問題点」 伊藤 貢 (有あかばね動物クリニック)	28名
2	千葉県 獣医師会	オンライン	11月16日(水) 13:30~17:00	①豚熱の防疫を考える (仮題) 山本健久 (動衛研) ②発生事例から学ぶCSF対策 (仮題) 早川結子 (アイデアス・スワインクリニック)	38名
3	島根県 獣医師会	松江市市民 活動センター (松江市)	12月10日(土) 13:00~16:00	産業動物獣医療における遠隔診療 ～できること、したいこと～ 堀北哲也 (日本大学)	41名
全国3開催 107名					

《高度獣医療講習会(中央)》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 人数
1	全国農業共 済協会	東京大学 安田講堂	2月21日(火) ~22日(水)	「乳房炎防除対策奮戦記 ~畜大農場編~」 草場信之 (帯広畜産大学)	298名
全国1開催 298名					

《産業動物分野就業支援研修》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	研修内容 (講師：所属)	参加 人数
1	日本 獣医師会	長野県松本家畜 保健衛生所・ 長野県農業 共済組合	令和5年3月	産業動物分野就業支援動画を作成、配信予定 岩本雪乃 (長野県保健衛生課) 中島冬萌 (長野県防疫課) 片倉裕基 (長野県病性鑑定課) 加藤大樹 (長野県農業共済組合)	—
—					

**≪産業動物獣医療業務理解醸成研修≫**

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	研修内容 (講師：所属)	参加 人数
1	鳥取県 獣医師会	①米子コンベン ションセンター 第5会議室  ②とりぎん文化 会館第2会議室	①8月8日(月) 14:30~16:30  ②8月10日(水) 14:30~16:30	県内の獣医師の職場紹介 ①田中久美子(鳥取県農業共済組合) 小西博敏(鳥取県西部家畜保健衛生所) 織奥真弓(鳥取県西部総合事務所米子保健所) ②田中久美子(鳥取県農業共済組合) 岸田 光(鳥取県鳥取家畜保健衛生所) 樋口久美(鳥取県農林水産部畜産振興局) 市川利奈(鳥取県生活環境部循環型社会推進課) 鳥取大学から高校生へのアドバイス ①森田剛仁(鳥取大学農学部共同獣医学科) ②竹内崇師(鳥取大学農学部共同獣医学科)	3名
2	日本 獣医師会	上野恩賜公園	10月1日(土) 12:00~13:00	「知っていますか？獣医師の仕事」 鈴木太郎(神奈川県農業共済組合) 赤間倫子(神奈川県中央家畜保健衛生所)	159名
全国2開催 合計162名					

**≪女性獣医師等の就業環境に対する理解を醸成するための講習会≫**

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 人数	
1	日本 獣医師会	女性獣医師等の就業環境に対する理解を醸成するための動画を作成、配信				

**≪女性獣医師等就業支援学生向けセミナー≫**

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 人数
1	日本 獣医師会	北里大学 (オンライン開催)	7月12日(火) 10:10~12:00	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 福原美千加(みかん動物病院) 「産業動物診療分野」 出口祐一郎(NOSAI 宮崎)	121名
2	日本 獣医師会	岐阜大学	7月28日(木) 13:00~14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「公務員(行政)分野」 野池真奈美(岐阜県中央食肉衛生検査所) 「大学・研究展示施設」 湯澤菜穂子(秋田市大森山動物園)	25名
3	日本 獣医師会	岩手大学 (オンライン併用開催)	8月5日(金) 13:00~14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「公務員(行政)分野」 五十嵐明夏(厚生労働省) 坂本研一(麻布大学、宮崎大学)	14名
4	日本 獣医師会	日本大学 (オンライン開催)	9月21日(金) 13:00~14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 守口省悟(ぬくもり動物医療センター) 「公務員(行政)分野」 高田菜穂子(東京都福祉保健局)	130名

5	日本 獣医師会	東京大学 (オンライン開催)	10月17日(月)	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 講演分野は学生自身で選択、視聴する。	27名
6	日本 獣医師会	宮崎大学	10月24日(月) 17:00~18:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 出口祐一郎 (NOSAI 宮崎) 「大学・研究展示施設」 勝俣悦子 (鴨川シーワールド)	31名
7	日本 獣医師会	大阪公立大学 (オンライン開催)	12月7日(水) 13:15~14:45	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 「公務員(行政)分野」	45名
8	日本 獣医師会	鳥取大学 (オンライン開催)	12月14日(水) 15:00~16:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 「大学・研究展示施設」	37名
9	日本 獣医師会	鹿児島大学 (オンライン開催)	12月15日(木)	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「公務員(行政)分野」 「大学・研究展示施設」	28名
10	日本 獣医師会	岡山理科大学	12月20日(火) 10:55~12:25	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 大門由美子 (大門動物病院) 「公務員(行政)分野」 友國由香里 (愛媛県農林水産部) 林 愛彩 (愛媛県保健福祉部)	131名
11	日本 獣医師会	山口大学 (オンライン開催)	1月31日(火)	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 「公務員(行政)分野」	32名
12	日本 獣医師会	北海道大学 帯広畜産大学 東京農工大学 酪農学園大学 日本獣医生命科学大学 麻布大学 (オンデマンド配信)	視聴期間: 10月1日(土) ~3月31日 (金)	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 守口省悟 (ぬくもり動物医療センター) 福原美千加 (みかん動物病院) 「産業動物診療分野」 笹倉春美 (NOSAI ひょうご) 出口祐一郎 (NOSAI 宮崎) 「公務員(行政)分野」 白岩利恵子 (岩手県獣医師会食鳥検査センター) 池堂智信 (大分県玖珠家畜保健衛生所) 「大学・研究展示施設」 勝俣悦子 (鴨川シーワールド)	のべ 352名
全国 12 開催 のべ 973 名					



**＜地域獣医療体制整備支援事業＞**

	実施担当	実施場所 (実施地)	実施期間	事業内容	参加 人数
1	沖縄県 農業共済 組合	情報通信機器等（顕微鏡、スマートフォン、タブレット等）を購入し、遠隔診療の検証を実施			
2	島根県 農業共済 組合	情報通信機器等（スマートフォン等）を購入し、遠隔診療の検証を実施			
3	富山県 獣医師会	情報通信機器等（血液検査機器等）を購入し、遠隔診療の検証を実施			
4	東京都 農業共済 組合	情報通信機器等（スマートフォン、タブレット等）を購入し、遠隔診療の検証を実施			
					合計 4 ヲ所

**＜産業動物遠隔診療推進事業＞**

	協力機関				
1	北海道農業 共済組合	情報通信機器等（スマートフォン、タブレット等）を購入し、遠隔診療を実証			
2	千葉県農業 共済組合	情報通信機器等（電子聴診器等）を購入し、遠隔診療を実証			
3	山梨県農業 共済組合	情報通信機器等（スマートフォン等）を購入し、遠隔診療を実証			
4	岐阜県農業 共済組合	情報通信機器等（スマートフォン等）を購入し、遠隔診療を実証			
5	兵庫県農業 共済組合	情報通信機器等（スマートフォン等）を購入し、遠隔診療を実証			
6	山梨県農業 共済組合	情報通信機器等（スマートフォン等）を購入し、遠隔診療を実証			
7	十日町地域 広域事務組 合家畜指導 診療所	情報通信機器等（血液検査機器等）を購入し、遠隔診療を実証			
8	中信家畜畜 産物衛生指 導協会	情報通信機器等（スマートフォン、タブレット等）を購入し、遠隔診療を実証			
9	岩手大学	情報通信機器等（モバイルルーター等）を使用し、遠隔診療を実証			
10	東京農工 大学	情報通信機器等（超音波診断装置等）を購入し、遠隔診療を実証			
11	麻布大学	情報通信機器等（ビューア等）を購入し、遠隔診療を実証			
12	日本大学	情報通信機器等（血液検査機器等）を購入し、遠隔診療を実証			
					合計 12 ヲ所

(2) 農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業

日本中央競馬会の助成を受けて農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業を実施し、令和4年度は以下の内容を実施した。

ア 農場管理専門獣医師等認定・活動支援推進委員会開催等事業

学識経験者等から成る農場管理専門獣医師等認定・活動支援推進委員会を令和4年7月6日に第1回委員会を開催して令和4年度事業の実施計画の確認を行うとともに、令和5年3月23

日に第2回委員会を開催し、令和4年度事業の報告及び確認を行った。

#### イ 専門獣医師協議会設置・検討事業

日本獣医学会、任意の学会、獣医学系大学、関係団体等で構成される「認定・専門獣医師協議会」の第1回委員会を令和4年8月19日、第2回委員会を令和5年1月23日に開催し、認定分野について協議を行うとともに、農場管理認定・専門獣医師の研修プログラム等について確認、協議を行った。

#### ウ 研修プログラム基準案作成・評価作業委員会事業

専門分野別の研修プログラム基準案、ガイドラインの策定を行うとともに、具体的な専門分野別研修プログラムの評価を行うため、研修プログラム基準案作成・評価作業委員会の第1回委員会を令和4年3月30日、第2回委員会を令和4年6月29日、第3回委員会を8月30日、第4回委員会を12月12日、第5回委員会を令和5年3月10日に開催し、「産業動物分野における認定・専門獣医師と専門分野別プログラム基準案」の策定を行うとともに、「産業動物分野における認定・専門獣医師認定学協会等認定ガイドライン」及び「産業動物分野における認定・専門獣医師認定研修プログラム認定ガイドライン」の策定を行った。

#### エ 研修会等開催・管理事業

専門分野別の認定研修プログラムに基づいた高度かつ専門的な研修会について、オンライン配信を行った。

また、獣医学系大学の協力を得て、動物（乳牛・肉牛・豚）別の産業動物分野の研修プログラムに基づき、令和5年2月28日～3月1日に岩手大学において乳牛編を、令和5年3月15～17日に岩手大学において豚編を、令和5年3月29日～30日に宮崎大学において肉牛編の農場管理専門獣医師育成のための高度専門的・実践的研修会を実施した。

#### オ 認定・専門獣医師認定・登録・更新管理事業

##### (ア) 認定・登録管理システム検討委員会

認定・登録管理システム検討委員会の第2回委員会を令和4年8月30日、第3回委員会を12月16日、第4回委員会を令和5年3月17日に開催し、専門分野別の認定獣医師及び専門獣医師の認定・登録管理を行うシステムに関する検討を行った。

##### (イ) 認定・専門獣医師認定・登録・更新管理システムの構築

令和3年度と4年度の2年度にかけて専門分野別の認定獣医師及び専門獣医師の認定・登録管理を行うシステムの構築を行った。

##### (ウ) 認定・専門獣医師普及・啓発

認定・専門獣医師制度及び認定・専門獣医師の登録情報等を広く畜産経営者等の関係者に普及・啓発を行うため、認定・専門獣医師制度の普及・啓発用ホームページの作成を行った。

#### カ 農場管理獣医師活動周知・普及推進事業

##### (ア) 農場管理獣医師活動周知・普及推進検討委員会

高品質で安全な畜産物の供給に携わる農場管理獣医師の活動が、広く一般市民等に対して周知されるための方策や、農場管理獣医師が指導・管理を行う農場の認知度向上について検討を行うため、委員会を書面にて開催し、普及の方策に係る対応やホームページについての確認を行った。

##### (イ) 農場管理獣医師活動周知・普及推進事業

高品質で安全な畜産物の供給に携わる農場管理獣医師の指導・管理活動を周知させるため、農場管理獣医師の普及・啓発用ホームページの作成を行った。

## II 収益事業

### 収益1 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業

#### 不動産貸付事業

(1) 本会は、新青山ビル（昭和53年10月に三菱地所㈱が建設）の一部を区分所有（注：登記簿上の専有面積は 1,097.14 m<sup>2</sup>、共有面積は 204.55 m<sup>2</sup>）しており、そのうち約789m<sup>2</sup>については三菱地所㈱との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸した。

(2) 一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所㈱との管理委託契約の下で対処しているが、新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、管理委託契約に基づき所要額の一定割合を負担した。

新青山ビルは築後約45年を経過しており、資産価値の確保のため、三菱地所㈱との間で締結した確認書に基づく本会負担金について積立金の一部を取り崩して支払に充てた。

なお、三菱地所㈱において策定した新青山ビルの新長期修繕計画の具体化に合わせ、工事負担金支払に備えて資金の積立を行った。

(3) また、将来における新青山ビルの立替え資金の造成方法について、今後、三菱地所㈱と連携しながら対応を行う。

### III その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

#### その他（共益） 1 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉の向上等に関する事業

##### 1 獣医師福祉共済事業

###### (1) 共済事業の運営状況

令和4年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

###### ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加入 地方会数
生命共済保険	1,711	54
獣医師賠償責任保険	5,655	55
所得補償保険	1,163	55
新・団体医療保険	455	53
傷害総合保険等	709	50
年金保険	26	14

(注) 所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。  
傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。

###### イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生命共済保険	9	13,162,000
獣医師賠償責任保険	122	27,899,469
所得補償保険	103	28,463,332
新・団体医療保険	53	4,833,000
傷害総合保険等	29	598,750
年金保険	—	23,234,052

(注) 所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。  
傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。

###### (2) 共済事業の加入促進

未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

##### 2 褒賞・慶弔等事業等

公益目的事業の推進に資するため、獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔に関する事業を行った。

## (1) 褒賞事業

### ア 日本獣医師会会長表彰状の授与

(ア) 獣医師会職員永年勤続表彰規程に基づき地方獣医師会会長等から推薦のあった者に会長表彰状を授与した。

(イ) 地区獣医師大会の場等において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区から推薦のあった者に対し、会長表彰状を授与した。

(ウ) 動物愛護週間関連行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長表彰状を授与した。

### イ 日本獣医師会会長感謝状の授与

地区獣医師大会の場等において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区から推薦のあった者に対し、会長感謝状を授与した。

### ウ 日本獣医師会会長賞状の授与

(ア) 動物愛護週間関連行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき、各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長賞状を授与した。

(イ) 各種の畜産共進会等において、畜産共進会における日本獣医師会会長表彰基準に基づき各地方獣医師会を通じて交付申請のあった優良家畜の出展者に対し、会長賞状を授与した。

(ウ) 日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった、各獣医学系大学（16大学）にて獣医学を修め、優秀な成績で卒業する者に対し、会長賞状及び記念品を授与した。

## (2) 慶弔事業

日本獣医師会慶弔等規程に基づき、対象となった者に対し、次の対応を行った。

ア 慶 祝 叙勲・褒章を受けた会員構成獣医師等に対し、祝電の対応を行った。

イ 弔 慰 逝去会員構成獣医師等に対し、供物の対応を行った。

## 3 災害見舞金制度

### (1) 令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 3 緊急災害時対応 （1）令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等」を参照。

### (2) 2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等への支援

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 3 緊急災害時対応 （2）2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等への支援」を参照。

## 4 その他

### 獣医師会会員襟章の作成・提供

獣医師会のシンボルとして、また、獣医師会会員であることの証としての獣医師会会員襟章を本年も引き続き提供した。

## 第3 事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和5年6月

公益社団法人 日本獣医師会